

平成 26 年度 内閣府委託調査

教育と職業・雇用の連携に係る仕組み
に関する国際比較についての調査研究

報告書

平成 27 年 3 月

WIP ジャパン株式会社

教育と職業・雇用の連携に係る仕組みに関する国際比較についての調査研究
調査の概要

1. 調査目的

経済財政諮問会議は平成 26 年 3 月に「人の活躍ワーキング・グループ」を「選択する未来」委員会の下に設置し、以来、同ワーキンググループは、「我が国の成長・発展を支える人材戦略」をテーマに検討を行ってきた。

同ワーキング・グループの議論においては、「人材育成」の観点から、教育と職業・雇用の連結に係る仕組み（デュアルシステムやインターンシップ等）の重要性が指摘されるとともに、我が国においてもこうした仕組みを充実させるべき、との意見も出された。

これらを踏まえ、欧州諸国のなかで若年者の失業率が比較的低い国々を対象に、教育と職業・雇用の連結に係る仕組みについて調査研究を行うこととした。

2. 調査対象国

オランダ、スイス、ノルウェー、オーストリアの4か国とした。

【理由】

- ・2011 年までの 3 年間ににおける 25 歳未満の若年労働人口に対する失業率がわが国より低い国は、オランダ、スイス、ノルウェーの3か国で、オーストリアはわずかながら高い。
- ・2012 年ににおけるオーストリアの 25 歳以上失業率は、わが国より低い。また、25 歳以上労働力人口のうち後期中等教育（わが国の高等学校レベル）において職業教育訓練コースを修了したグループの失業率は一般教育コースを修了したグループよりも低く、職業教育訓練施策の取組において、世界最高水準のスイスに次ぐ成果をあげている。

3. 調査内容

各国共通して、以下の項目建てにより、仕様書要求項目に則した調査を行った。

項目建て	調査項目	仕様書要求項目
1. 仕組み	・職業教育訓練の位置づけ（図） ・同解説	①各国における教育と職業・雇いを連結させた具体的スキーム ○対象者 ○教育機関・企業等関係機関の役割分担・取組内容 ○国や自治体の関与 ○費用負担
2. 背景	・現在の仕組みの成立背景、経緯など	
3. 根拠法	・現在の仕組みの根拠法	
4. 実施方法	・関係機関の役割分担 ・中等教育、高等教育別の仕組み詳細	
5. 財政	・国または自治体の予算、財政支援 ・費用負担	
6. 実績	・統計資料	②各国における教育と職業・雇いを連結させた仕組みの実績
7. 評価・課題	・評価、課題	③各国における教育と職業・雇いを連結させた仕組みの評価・課題

4. 調査方法

文献調査、現地ヒアリング調査により情報収集し、分析した結果を整理した。

5. 調査期間

平成 26 年 12 月 17 日 ～ 平成 27 年 3 月 31 日

6. 用語の解説

(1) ISCED

ISCED (International Standard Classification of Education ; 国際標準教育分類) は、ユネスコ統計研究所が 1970 年代に開発した加盟国の教育統計における分類項目の標準化の試みである。加盟各国では 2014 年データに基づいて自国の学校資格制度等を 2011 年改訂版のレベルに対応させるマッピング作業が行っており、2015 年 6 月以降は改訂版が用いられる。

なお、本報告書の各国章は改訂前の 1997 年版で表記している。

ISCED (国際教育標準分類) 1997 年版と 2011 年改訂版の対応表

ISCED 1997				ISCED 2011									
レベル名称	レベル	進路 ¹	課程の性格	レベル名称	レベル	カテゴリ	サブカテゴリ	要件等					
-	-	-	-	就学前教育	0	01	010	3 歳児未満対象					
就学前教育	0	-	-	初等教育	1	02	020	-					
初等教育または基礎教育第一期	1	-	-	前期中等教育または基礎教育第二期	2	24	241	未修了/進学不適					
		A / B	一般教育 / 職業準備教育			242	242	一部修了/進学不適					
		243				243	243	全部修了/進学不適					
		244				244	244	全部修了/進学適正					
		251				251	251	未修了/進学不適					
		252				252	252	一部修了/進学不適					
		253				253	253	全部修了/進学不適					
		254				254	254	全部修了/進学適正					
		241				241	241	未修了/進学不適					
		342				342	342	一部修了/進学不適					
		343				343	343	全部修了/進学不適					
		344				344	344	全部修了/進学適正					
		351				351	351	未修了/進学不適					
		352				352	352	一部修了/進学不適					
		353				353	353	全部修了/進学不適					
		354				354	354	全部修了/進学適正					
後期中等教育	3	A / B	一般教育 / 職業準備教育	後期中等教育	3	34	341	未修了/進学不適					
		342				342	342	一部修了/進学不適					
		343				343	343	全部修了/進学不適					
		344				344	344	全部修了/進学適正					
		351				351	351	未修了/進学不適					
		352				352	352	一部修了/進学不適					
		353				353	353	全部修了/進学不適					
		354				354	354	全部修了/進学適正					
中等後非高等教育	4	A / B	一般教育 / 職業準備教育	中等後非高等教育	4	44	441	未修了/進学不適					
		442				442	442	一部修了/進学不適					
		443				443	443	全部修了/進学適正					
		444				444	444	全部修了/進学適正					
		451				451	451	未修了/進学不適					
		452				452	452	一部修了/進学不適					
		453				453	453	全部修了/進学不適					
		454				454	454	全部修了/進学適正					
レベル名称	レベル	種別	学修累積期間	レベル名称	レベル	カテゴリ	サブカテゴリ	要件等					
高等教育第一期	5	B	< 2 年	短期高等教育	5	54	541	未修了					
			≥ 2 年					544	準学士				
			< 2 年					55	551	未修了			
			≥ 2 年							554	準学士		
	A	受講証 (< 3 年)	学士相当	6	66	不特定	661	未修了					
		第一学位 (3-4 年)						665	第一学位 (3-4 年)				
		第一学位 (> 4 年)						666	学士 (4 年~)				
		第二学位~ (≥ 4 年)						667	学士後第二学位				
		受講証 (< 4 年)						修士相当	7	76	不特定	761	未修了
		第一学位 (≥ 5 年)											766
第二学位~ (≥ 4-5 年)	767	学士後第二学位											
第二学位 (≥ 6 年)	768	修士後第二学位											
高等教育第二期	6	-	-	博士相当	8	86	861	未修了					
		-	-			不特定	864	博士					

(UNESCO (2012) pp.62-67 より整理)²

¹ ISCED 1997 で用いられる進路 (destination) には A, B, C があり、職業教育の比重または教育と職業の近接度が高いものが C、一般教育の性格が強い課程が A、その中間が B となる。なお、高等教育レベルで用いられる A または B は種別 (type) であり、進路を意味しない。

² UNESCO (2012) 'International Standard Classification of Education ISCED 2011'

(2) EQF

EQF (the European Qualifications Framework for lifelong learning ;生涯教育に資する欧州資格枠組み)は、2007年11月26日にEUが中心となって推進している、職業教育訓練領域の質向上を図るコペンハーゲン・プロセス³に基づき、2008年の欧州委員会・欧州議会共同勧告により策定されたものである。EQFは、基礎的な資格から、学術的、専門的または職業的な教育・訓練の最高レベルで授与される資格に至るまで、あらゆる範囲の資格(学位、能力評価証を含む)を、国内的にも国際的にも比較可能にし、教育・訓練・労働市場間のリンクの強化を目指している。ほとんどの国はEQFに準拠したNQF(国家資格枠組み)の策定を終えるか策定中かの何れかであり⁴、欧州のある国の資格→その国のNQF→その国のEQF→欧州他国のNQF→欧州他国の資格、という参照(link)によって、各国の資格が比較可能になるというものである。

EQFは、コペンハーゲン・プロセスと高等教育の質向上を図るボローニャ・プロセス⁵とを結ぶ役割を担うものであり、EU加盟国はもとより、EU非加盟国であるノルウェー、スイスもEQFに準拠したNQFの策定を進めている。

オランダは2011年10月⁶、オーストリアは2012年6月⁷、ノルウェーは2014年6月に、それぞれの国家資格枠組みのEQFへの参照手続きを終えた⁸。スイスは、2009年にNQR-CH-HS(スイス高等教育領域資格枠組み)、2014年8月にNQR-CH-BB(スイス職業・専門資格枠組み)をそれぞれ策定し、2015年のできるだけ早期に、後者のEQFへの参照手続き完了を予定している⁹。

また、これら4か国の中ではオランダの取組が先行しており、CEDEFOP(欧州職業訓練開発センター)によれば、オランダは英国、フランス、アイルランド、デンマーク、マルタとともに運用段階、ノルウェーは初期運用段階、オーストリアとスイスは試行段階にあるとされている¹⁰。

<http://www.uis.unesco.org/Education/Documents/isced-2011-en.pdf>

³ 職業教育訓練領域につき、2002年のコペンハーゲン宣言の実現を図る政策枠組みで、数年ごとに欧州各国職業教育訓練担当大臣会議で点検、見直しが行われている。ノルウェー、トルコ等EU非加盟国も加わっている

⁴ イタリアは国家資格枠組みを策定せず、公的資格をEQFに直接リンクさせた。

⁵ どの高等教育機関で学んでも共通の学位・資格が得られる「ヨーロッパ高等教育領域」の構築を目指す1999年のボローニャ宣言を実現していく政策枠組みで、2年ごとに高等教育担当大臣会議で点検・見直しが行われている。現在、ロシアを含めた「広域欧州」46カ国が参加している。

⁶ CEDEFOP(2015) 'The Netherlands, European inventory on NQF 2014'

<http://www.cedefop.europa.eu/en/publications-and-resources/country-reports/netherlands-european-inventory-nqf-2014>

⁷ CEDEFOP(2015) 'Austria, European inventory on NQF 2014'

<http://www.cedefop.europa.eu/en/publications-and-resources/country-reports/austria-european-inventory-nqf-2014>

⁸ CEDEFOP(2015) 'National Qualifications Framework Developments in Europe', p64

⁹ CEDEFOP(2015) 'Switzerland, European inventory on NQF 2014', 及び前注文献のp.78

<http://www.nokut.no/en/Facts-and-statistics/The-Norwegian-Educational-System/The-Norwegian-qualifications-framework/Implementation-of-the-NQF/>

¹⁰ CEDEFOP(2015) 'Overview of National Qualifications Framework Developments in Europe'

EQF における資格レベル規定指標

	高等教育	知識	スキル	コンピテンス
	ヨーロッパ高等教育領域の資格枠組みとの互換性	理論ないし事実に結び付けて表現される。	認知的なもの（論理的、直観的、創造的な思考の使用を伴う）ないし実践的なもの（手先の器用さと手法、材料・道具・装置の使い方を伴う）として表現される。	責任と自律の観点から表現される。
レベル 8	博士レベル （高等教育第 3 期）	仕事または学習の分野における最も高度な最先端の、かつ分野間の境界についての知識	最先端の専門的スキルと技術研究やイノベーションにおける重大な問題を解決し、既存の知識や専門的実践を拡張し再定義するのに必要な分析と評価を含む	十分な権威、イノベーション、自律性、学究的・専門的完全性、研究を含む仕事または学習の最前線における新しいアイデアやプロセスの開発への持続的な貢献を示すことができる
レベル 7	修士レベル （高等教育第 2 期）	ある分野の仕事または学習の最前線の知識を含む独創的な思考や研究の基礎としての高度な専門知識	新しい知識と手順を開発するためと、異分野からの知識を統合するための研究やイノベーションに必要な専門的な問題を解決するスキル	複雑で予測不能な、新しい戦略的アプローチを必要とする仕事または学術の状況の管理・改革、専門的知識や実践への貢献およびチームの戦略的な達成度の検証に対する責任
レベル 6	学士レベル （高等教育第 1 期）	ある分野の仕事または学習の高度な知識 理論と原理の批判的理解を含む	仕事または学習の専門分野における複雑で予測不能な問題の解決に必要な、熟達とイノベーションを示す、高度なスキル	予測不能な仕事または学習の状況における意思決定に対する責任を伴う複雑な技術的・専門的活動またはプロジェクトの管理 個人および集団の専門的能力の開発管理に対する責任
レベル 5	準学士レベル （短期高等教育）	ある分野の仕事または学習の包括的・専門的な事実的・理論的知識およびその限界の認識	抽象的な問題の創造的な解決策を開発するのに必要な総合的な認知と実践的なスキル	予測不能な変更がある仕事または学習状況での管理監督、自己と他者の達成状況の検証と発展
レベル 4	—	仕事または学習のある分野内の幅広い文脈における事実的・理論的知識	仕事または学習のある分野における特定の問題を解決するのに必要な認知と実践的なスキル	通常予測できるが、変更されることのある仕事または学習のガイドラインに沿った自己管理、仕事または学習活動の評価と改善に対する多少の責任を伴う他者の定型的任務の監督
レベル 3	—	ある分野の仕事または学習についての事実、原理、プロセスおよび一般的概念の知識	基本的な方法、道具、材料及び情報を選択し、適用することによって、任務を達成し問題を解決するのに必要な認知と実践的なスキル	仕事または学習における任務の完遂に対する責任 問題解決のために自己の行動を状況に適應させることができる
レベル 2	—	ある分野の仕事または学習についての基本的事実の知識	任務を遂行するための関連情報を利用して、単純な規則と道具を用いて日常的な問題を解決できる、基本的な認知と実践的なスキル	多少の自律性を伴う監督下での仕事または学習
レベル 1	—	基本的な一般知識	単純な任務の遂行に必要な基本的スキル	体系化された状況における直接監督下の仕事または学習

（JILPT（2012）p.170 より転載）¹¹

なお、EQF の高等教育レベル（レベル 5 以上）は、ISCED 1997、ISCED 2011 と以下のような対応関係にある。

EQF と ISCED（1997, 2011）のレベル対比¹²

EQF	5	6	7	8
ISCED 1997	—	5B	5A	6
ISCED 2011	5	6	7	8

¹¹ JILPT（2012）「資料シリーズ No.102 諸外国における能力評価制度—英・仏・独・米・中・韓・EU に関する調査」第 7 章 <http://www.jil.go.jp/institute/siryo/2012/102.html>

¹² 岩田克彦（2014）「ISCED（国際標準教育分類）の改定—ISCED1997 と ISCED2011」（未公開資料）

(3) 見習い訓練制度とトレーニー制度

本報告書は「欧州4か国における教育と職業・雇用の連携に係る仕組みが、後期中等教育段階の生徒が企業を学び場所として働きながら訓練を受ける‘見習い訓練制度’を中心に機能している」という仮説をもとに展開しているが、欧州委員会が2012年5月に公表した報告書¹³からはオランダとオーストリアにおける‘トレーニー制度’に関する情報が得られたため、これら2か国の章ではトレーニー制度についても若干の解説をしている。

見習い訓練制度とトレーニー制度の違いは、欧州委員会が2013年12月に公表した報告書に次のように整理されている¹⁴。

見習い訓練制度とトレーニー制度の違い

	見習い訓練制度 Apprenticeship	トレーニー制度 Traineeship
目的 Scope	専門的教育訓練ないし職業教育訓練を十分に資格づける訓練制度	教育プログラムの補完、または、個人のキャリアアップ
目標 Goal	正規の専門職業資格の取得	実務経験を有する証明書の取得
教育レベル Educational level	通常、EQFレベル3～5	全てのEQFレベルで実施
学習内容 Contents	その職位に求められる知識、技能、総合的能力のフルセットでの取得	職業 and/or 仕事/キャリアの方向づけ（オリエンテーション）、その職業または専門職で求められる知識、スキル、コンピテンスの部分的な取得
職場訓練 On-the-job learning	座学と同等に重要視される	学習課程で補助的に、またはオプションとして実施される
期間 Length	中長期的、固定的 通常、4年間	短中期的、散発的 通常、1年未満
従業上の地位 Employment status	通常は、被雇用者（employee）の地位 多くは、本人と企業との契約下の雇用された、見習い訓練生	多くは企業または学校との合意に基づく学生または訓練生だが、一部はボランティアあるいは不明確な地位 多くは企業または学校との合意に基づく学生または訓練生
報酬 Compensation	通常は、労使の集団交渉または法の定めた額が支払われる 訓練生と企業の純費用と便益が勘案された見習い訓練生給付	まちまちであり、支払われないこともある 最低賃金など法規制の対象外
ガバナンス Governance	三者間（訳注：訓練生 - 学校 - 企業間）の役割と責任が法規制により明確化されている	法規制はごく部分的にされるか、全くなされない
関係者 Actors	多くは、労使、訓練プロバイダー	個人、企業、国、教育機関

なお、上記以外で欧州の職業教育訓練の文脈に用いられる専門用語等については、2011年8月に職業能力開発総合大学校が発刊した、CEDEFOP（欧州職業訓練開発センター）の2008年‘Terminology of European education and training policy — A selection of 100 key terms’の日本語翻訳版「欧州教育・訓練政策関連用語集—重要用語100選」¹⁵を参照。

¹³ European Commission (2012) ‘Study on a comprehensive overview on traineeship arrangements in Member States, Final Synthesis Report’

¹⁴ European Commission (2013) ‘Apprenticeship and Traineeship Schemes in EU27: Key Success Factors, A Guidebook for Policy Planners and Practitioners’, p.8, Table 2.1: Differences between Apprenticeships and Traineeships

¹⁵ http://www.uitec.jeed.or.jp/images/fiftyyear/50th_05/01.pdf

【総目次】

第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結.....	1
用語解説等	2
1. 仕組み	3
2. 背景.....	6
3. 根拠法	7
4. 実施方法.....	8
5. 財政	16
6. 実績.....	18
7. 評価・課題.....	23
8. 参考文献.....	25
第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結	27
用語解説等	28
1. 仕組み	29
2. 背景.....	30
3. 根拠法	31
4. 実施方法.....	32
5. 財政.....	37
6. 実績.....	39
7. 評価・課題	44
8. 参考文献.....	47
第3章 ノルウェーにおける教育と職業・雇用の連結	49
用語解説等	50
1. 仕組み	51
2. 背景.....	53
3. 根拠法	54
4. 実施方法.....	56
5. 財政.....	63
6. 実績.....	64
7. 評価・課題	69
8. 参考文献.....	77
第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結	79
用語解説等	80
1. 仕組み	81
2. 背景.....	83
3. 根拠法	84
4. 実施方法.....	85
5. 財政.....	91
6. 実績.....	92
7. 評価・課題	101
8. 参考文献.....	106

第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結

【目次】

用語解説等	2
1. 仕組み	3
2. 背景	6
3. 根拠法	7
4. 実施方法	8
(1) 関係機関の役割分担	8
(2) 前期中等教育	11
(3) 後期中等教育	11
(4) 高等教育	13
5. 財政	16
6. 実績	18
7. 評価・課題	23
8. 参考文献	25

第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結

用語解説等

●略語／頭字語／通称等の日本語対訳表

略語等	オランダ語 [英語]	日本語訳
AOC	agrarisch opleidingscentrum [agricultural training centre]	農業教育訓練センター
BAO	basisonderwijs [primary education]	初等教育／学校
BBL	beroepsbegeleidende leerweg [dual pathway (apprenticeship training) in which learning and working are combined]	企業ベーストラック（実践中心、学校での座学1日、企業での見習い訓練4日）
BOL	beroepsopleidende leerweg [school-based full-time or part-time programmes with practical periods in enterprises]	学校ベーストラック（理論中心、学校での座学4日、企業でのトレーニー1日）
BVE	beroepsonderwijs en volwasseneneducatie [upper secondary vocational education and general adult education]	後期中等職業教育
DUO	Dienst Uitvoering Onderwijs [Service Institution Education]	教育行政機構
EZ	Ministerie van Economische Zaken [Ministry of Economic Affairs]	経済省
HAVO	hoger algemeen voortgezet onderwijs [upper secondary general education]	一般中等教育／学校
HBO	hoger beroepsonderwijs [higher professional education]	専門大学
KBB	Kenniscentra Beroepsonderwijs Bedrijfsleven [Knowledge Centres, or Centre of Expertise]	職業教育・産業知識センター（略して「知識センター」）
MBO	middelbaar beroepsonderwijs [vocational education]	後期中等職業教育課程
NVAO	Nederlands-Vlaamse Accreditatie Organisatie [Dutch-Flemish Accreditation Organisation]	オランダ・フランダース地域共同認定機構
OCW	Ministerie van Onderwijs, Cultuur en Wetenschap [Ministry of Education, Culture and Science]	教育文化科学省
O&O fonds	Opleidings- en Ontwikkelfonds [Training and Development Fund]	訓練・開発基金
PRO	praktijkonderwijs [practical labour oriented education]	実践教育
ROC	regionale opleidingscentrum [regional, multisectoral training centre]	地域職業教育訓練センター
sbao / so	speciaal basisonderwijs/speciaal onderwijs [special (primary) education]	初等特別支援教育／学校
SBB	Samenwerking Beroepsonderwijs Bedrijfsleven [the Foundation Cooperation between Vocational Education, Training, and the Labour Market]	職業教育・訓練・労働市場間協力機構
SZW	Ministerie van Sociale Zaken en Werkgelegenheid [Ministry of Social Affairs and Employment]	社会雇用省
VMBO	voorbereidend middelbaar beroepsonderwijs [pre-vocational education]	前期中等職業教育課程／学校
VO	voortgezet onderwijs [secondary education]	中等学校
VWO	voorbereidend wetenschappelijk onderwijs [Pre-university education]	大学準備課程／学校

●通貨について

本章においてオランダの通貨を表す場合は、ユーロ又は€と表記する。

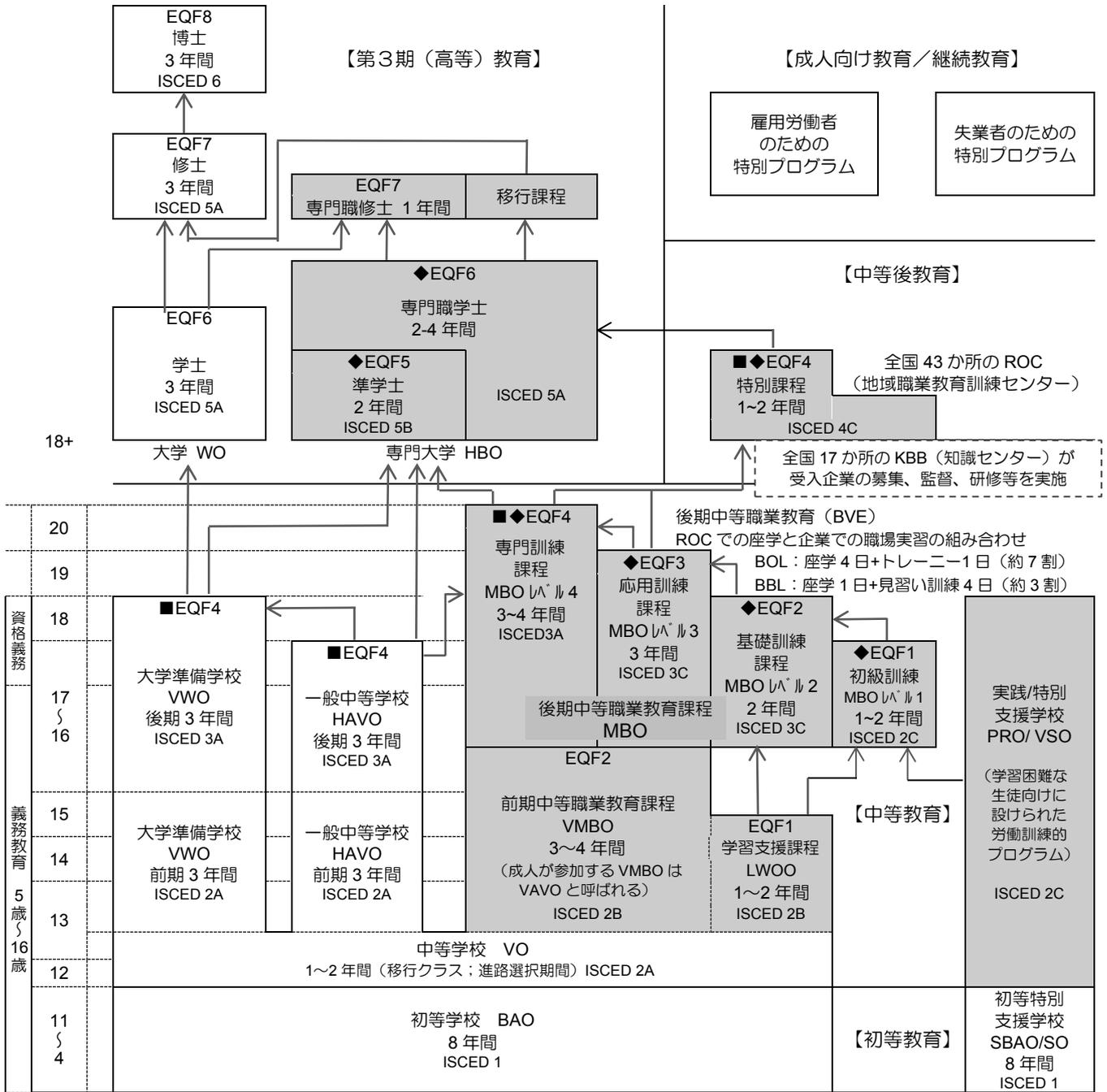
参考までに、2014年における対円年平均為替レートは、1ユーロ=140.38円である。

算出根拠：OANDA, Average Exchange Rates (bid rate)

<http://www.oanda.com/currency/average>

1. 仕組み

図表-1-1 職業教育訓練（VET）の提供機関（網掛け部分）¹



【摘要】・EQF (European Qualification Framework for Lifelong Learning) はEUが中心となって推進している欧州共通の教育・職業訓練に関する資格枠組み。
 ・各課程の修了時に授与される公的資格 ■大学入学資格、◆職業能力資格

オランダの義務教育期間は、義務教育法 (Leerplichtwet) 第3条1項の規定により、5歳の誕生日を迎えた翌月1日から16歳の誕生日を迎えた学年の修了までとされている。

¹ 以下の公表資料に掲載されている学制図等を参考に作成。
 CEDEFOP (2013) Netherlands VET in Europe Country report, p.10 Diagram of the Dutch education system

第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結

また、オランダでは8月1日時点で年齢が16歳～17歳の生徒で大学入学資格または職業能力資格のいずれか一方でも取得していない者に対して、いずれかを取得するまで教育を受けなければならない資格義務（kwalificatieplicht）が課せられる制度がある。これは中退者の数を減らすために2008年に導入されたものである²。

初等学校は4歳の誕生日を迎えてから12歳の誕生日を迎えた学年を修了するまでの8年間である。なお、オランダの学校年度は8月1日から翌年の7月31日までである。

初等学校を修了した者は、その後の大学や専門大学などの進学を見据えて中等教育に移行するにあたり、大学準備学校（VWO, 6年間）、一般中等学校（HAVO, 6年間）、中等学校の前期職業教育課程（VMBO, 3～4年間）の3つのコースのいずれかを選択する。

専門大学（HBO）³への進学または中等教育修了後の就職を目指す生徒は中等学校の前期中等教育課程（VMBO）に、大学（WO）進学を目指す生徒は大学準備学校（VWO）に、専門大学（HBO）進学を目指す生徒は一般中等学校（HAVO）に進学するのが各々一般的である。中等学校の当初1～2年間は移行クラス期間として、全員が同じ教育を受ける。生徒は3つのコースのいずれかをガイダンスにより選択するが、希望が変われば最終的に変更することができる。

前期中等職業教育課程（VMBO）を15～16歳で修了した者は、後期中等職業教育課程（MBO）に進む。MBOはMBO1からMBO4までの4つのレベルが設けられている⁴。

図表-1-2 後期中等職業教育課程（MBO）における4つのレベル

レベル		期間	入学資格	概要
MBO1	初級	1～2年	不要	上司の監督下における補助員として就業する者のスキル修得を目指した職業教育訓練。成人や中退者がほとんどを占める。
MBO2	基礎	2年	EQF1	上司の監督なしに基礎的な職務を遂行できるスキル修得を目指した職業教育訓練。
MBO3	応用	3年	EQF2	応用的な職務の遂行及び業務の管理や企画ができるスキル修得を目指した職業教育訓練。
MBO4	専門	4年	EQF2	管理職または専門職として職場での業務の監督ができるスキル修得を目指した職業教育訓練。修了者に大学入学資格を付与。

なお、これらは教育文化科学省（OCW）が所管し、非農業系のセクターを対象とする教育制度である。農業系セクターにはMBOグリーンと呼ばれる農業の職業教育制度がMBOとは別に設けられており、MBOグリーンは経済省（EZ）が所管し、根拠法も異なる。

2012年のデータによれば、初等学校を終えた者の約半数が前期中等職業教育課程（VMBO）に進んでいる（図表-1-3）

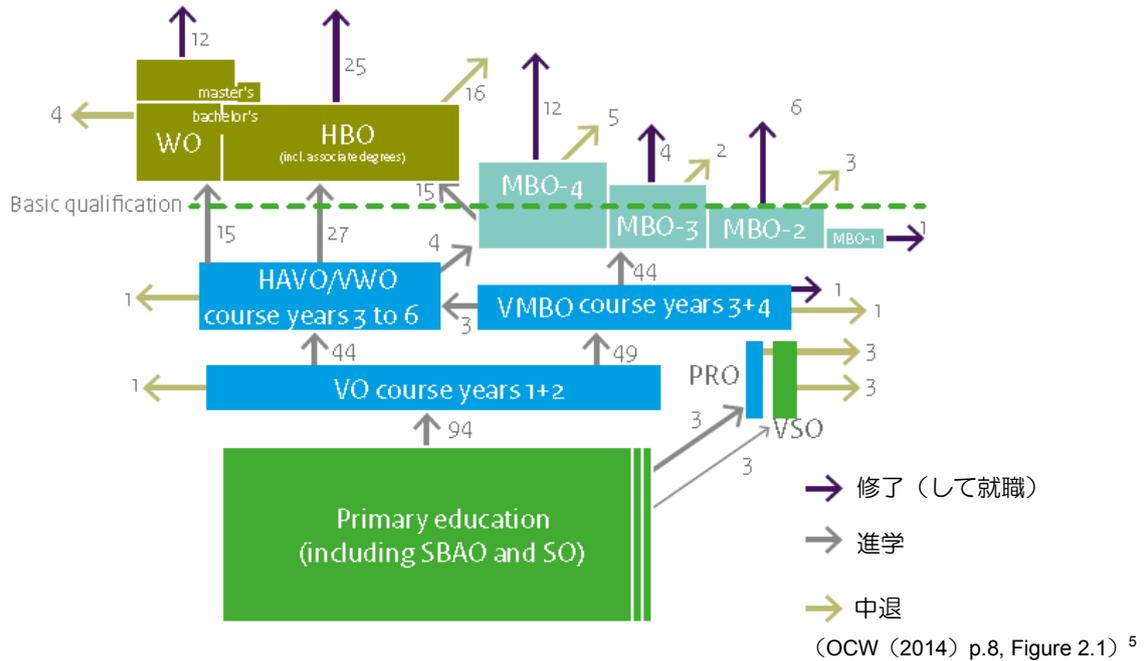
² Leerplicht en kwalificatieplicht

<http://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/leerplicht/leerplicht-en-kwalificatieplicht>

³ 大学（WO）が法学、薬学、医学などの学術研究を中心とする一方、専門大学（HBO）は、英語では applied science university（応用科学大学）などとも呼ばれ、職業能力と直結する能力資格の取得に重点を置いた、学士、修士を授与する高等教育機関である。

⁴ UKCES（2013）‘The vocational education and training in the Netherlands’, p.10

図表-1-3 小学校卒業生を 100 とした場合の修了者/ 進学者/ 中退者の数 (2012 年)



MBO のなかで最も人気が高いのが 4 年コースのレベル 4 であるが、実際は他のコースに入学した者が 2 年目からレベル 4 に進んで 3 年間履修するというパターンが多いようである。MBO レベルが 1 または 2 の生徒らの半数程度がレベル 3 に進み、レベル 3 の生徒らの 3 分の 1 程度がレベル 4 に進んでいる。

MBO の 4 つのレベルは、さらに、週 5 日における企業での実習と学校での座学による学習の配分により、理論中心の BOL (学校ベーストラック) と実践中心の BBL (企業ベーストラック) に分けられる。

図表-1-4 後期中等職業教育課程 (MBO) において生徒が選択するトラック

種別	週 5 日の訓練日程配分	2012 年の割合
BOL (Beroepsopleidende Leerweg) 学校ベーストラック (理論中心)	学校での座学 4 日、企業でのトレーニー 1 日 (見習い訓練時間配分 20%~60%)	68%
BBL (Beroepsbegeleidende Leerweg) 企業ベーストラック (実践中心)	学校での座学 1 日、企業での見習い訓練 4 日 (見習い訓練時間配分 60%以上)	31%

BOL と BBL はいずれも企業での実習が訓練メニューに入っているが、オランダで見習い訓練 (apprenticeship) と呼ばれる職業教育は BBL を指す。BBL が見習い訓練の雇用契約を生徒と企業で締結するのに対し、BOL では雇用契約を伴わないトレーニーという扱いとなる⁶。BOL における職場実習の配分は 30%程度であるといわれている⁷。BOL はさらに全日制と定時制がある。BOL と BBL の何れのトラックを選択しても、また、BOL が全日制であっても定時制であっても、修了した MBO レベルで得られる職業資格は同等である。

⁵ OCW (2014) 'Key Figures 2009-2013, Education, Culture and Science'

⁶ UKCES (2013) 'The vocational education and training in the Netherlands', p.10

⁷ Mihály Fazekas, et.al (2014) 'A Skills beyond School Review of the Netherlands', p.17

第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結

2. 背景

近代のオランダは多くの移民を受け入れつつ機能性に富んだ合理的な富国政策を取るなかで、職業技術を教える主体は旧来のギルド（徒弟制度）から公的な教育機関へと次第に変化していった。

1919年に成立、施行された産業・技術・国内教育法（Nijverheidsonderwijswet）は、当時の技術系学校や職業教育訓練機関が民間の産業界の出資により設置されていたことからこれを監督・規制するものであった。

学校教育の枠組みにおける職業教育は、主に公的資金で運営される中等学校の生徒数が増加し、国際的な競争力をつけ、中等教育体系を抜本的に整備する必要性が高まった。これを受け、1996年に職業教育法（WEB）が成立し、幅広い実践的な国民教育がスタートした。職業教育法は職業教育を初等、中等、高等教育などの一般教育と同格に位置づけ、一般教育と職業教育を相互に行き来することを可能とした⁸。

⁸ CEDEFOP（2013）Netherlands VET in Europe Country report, pp.14-17

3. 根拠法⁹

- (1) 職業教育法（WEB：Wet Educatie en Beroepsonderwijs）¹⁰
1995年10月31日成立、1996年施行。職業教育訓練の基本的事項を定めた法律。
- (2) 中等教育法（WVO：Wet op het Voortgezet Onderwijs）¹¹
1963年2月14日成立。職業教育訓練を含む中等教育の体系、定義、学校における虐待禁止、費用等にかかる基本事項を規定。
- (3) 高等教育研究法（WHW：Wet op het Hoger Onderwijs en Wetenschappelijk Onderzoek）¹²
1992年10月8日成立。高等職業教育について規定。
- (4) 高等教育の多様化の中での質確保法（KIV：Kwaliteit in verscheidenheid hoger onderwijs）¹³
2013年4月25日成立。高等教育の質の確保について定めた法律。
- (5) 自治体による中退者ケアに関する政令（RMC：Besluit regionale meld- en coördinatiefunctie voortijdig schoolverlaten）¹⁴
2001年12月7日発出。国内を39の教育区（RMC地域ともいう）に分け、各教育区に中退者の申告及び登録の調整を担当する自治体定め、当該自治体に18歳以上の若年中退者のケアを行う責務を有することを規定。
- (6) 学生財政支援法（WSF：Wet op de Studiefinanciering）¹⁵
2000年6月29日成立。18歳以上の全日制学生への教育費支援に関する規定。
- (7) 使用者の税額控除及び社会保険料負担減免法（WVA：Wet vermindering afdracht loonbelasting en premie voor de volksverzekeringen）¹⁶
1995年12月15日に成立した、見習い生及びインターンに場所を提供する企業に対する優遇制度の根拠法。制度の不正利用が絶えないことから2014年1月1日をもって廃止され、教育文化科学省（OCW）による給付金に置き換えられることになった。
- (8) 職業教育資格法（Wet BIO：Wet op Beroepen in het Onderwijs）¹⁷
2004年6月30日成立。初等教育、中等教育、成人の一般教育及び初期/後期中等レベルでの職業教育訓練における教師の最低資格要件を規定。

⁹ CEDEFOP (2013) Netherlands VET in Europe Country report, pp.14-17

¹⁰ Wet Educatie en Beroepsonderwijs
http://wetten.overheid.nl/BWBR0007625/geldigheidsdatum_22-03-2015

¹¹ Wet op het Voortgezet Onderwijs
http://wetten.overheid.nl/BWBR0002399/geldigheidsdatum_22-03-2015

¹² Wet op het Hoger Onderwijs en Wetenschappelijk Onderzoek
http://wetten.overheid.nl/BWBR0005682/geldigheidsdatum_22-03-2015

¹³ Wet Kwaliteit in verscheidenheid hoger onderwijs
http://wetten.overheid.nl/BWBR0033693/geldigheidsdatum_22-03-2015

¹⁴ Besluit regionale meld- en coördinatiefunctie voortijdig schoolverlaten
http://wetten.overheid.nl/BWBR0013111/geldigheidsdatum_22-03-2015

¹⁵ Wet op de Studiefinanciering
http://wetten.overheid.nl/BWBR0011453/geldigheidsdatum_22-03-2015

¹⁶ Wet vermindering afdracht loonbelasting en premie voor de volksverzekeringen
http://wetten.overheid.nl/BWBR0007746/geldigheidsdatum_22-03-2015

¹⁷ Wet op Beroepen in het Onderwijs
http://wetten.overheid.nl/BWBR0016944/geldigheidsdatum_22-03-2015

4. 実施方法

(1) 関係機関の役割分担

(ア) 行政機関

教育文化科学省（OCW：Ministerie van Onderwijs, Cultuur en Wetenschap aka）が、農業分野を除く職業教育訓練（VET）の施策の立案、監督、財政支援を行う。

農業分野のVET施策は経済農業イノベーション省（EL&I：Ministerie van Economische Zaken, Landbouw en Innovatie aka）が所管し、国内12か所の農業教育訓練センター（AOCs：Agrarische Opleidingscentra aka）に対する財政支援を行う。

行政機関－企業－職業教育機関の橋渡し役として教育文化科学省が2012年に設置したSBB（Samenwerking Beroepsonderwijs Bedrijfsleven aka；職業教育・訓練・労働市場間協力機構）は、従前のCOLO（産業界知識センター協会）を再編した組織で、中等職業教育訓練を提供する全国17か所のKBB（Kenniscentra Beroepsonderwijs Bedrijfsleven aka；職業教育・産業知識センター）の統括団体として、教育文化科学省による財政支援の受け皿機能を有し、職業教育訓練資格の構築、試験、ワークプレイスメント及び訓練プログラム提供の効率などのテーマに協力して取り組み、教育と労働市場との関係の最適化を図る。

また、中等職業教育に関して政府に勧告する権限を有し、教育の質を保証する全国機関として、中等職業教育訓練評議会（MBO Raad；以前はBVE評議会と呼ばれていた）と農業教育訓練評議会（AOC Raad）がある¹⁸。

(イ) KBB（職業教育・産業知識センター）

オランダにおける教育と職業の連結の仕組みを支えているのは、全国17か所にあるKBB（職業教育・産業知識センター）である。

KBBは1996年施行の職業教育法を設置根拠とし、教育文化科学省の認定により当初19か所設置され、運営は企業、学校、見習い訓練生の代表者からなる委員会により行われる。KBBは見習い訓練先企業を認可し、見習い訓練をコーディネートする中核機関であり、人材育成と往来がシームレスに行われるように教育と職業・雇用を連結させ、産業セクターと教育セクターが中等職業教育の質を互いにモニターし、産業界が学生に十分な実習企業の現場を確保すること、そして互いに知識を出し合うことを目的とする。KBBに対しては教育文化科学省がSBBを通じて財政支援を実施している¹⁹。

KBBは、MBO（後期中等職業教育課程）において、企業での見習い訓練を提供する。MBOは学校での座学による学習の配分により、理論中心のBOL（学校ベーストラック）と実践中心のBBL（企業ベーストラック）に分けられるが、KBBはこの座学を提供する学校（としての受け皿ないし建物）としての機能も有する。KBBは、参加者が後期中等教育を修了して手に職がつけられるように教育するのみならず、当該産業セクターの

¹⁸ MBO Raad <http://www.mбораad.nl/?category/331/MBO+Raad.aspx>

¹⁹ 近年の財政逼迫により2012年以降KBBに対する補助金は削減され、2014年度以降は現状の組織の維持すら危ぶまれており、政府は新たな組織形態の在り方を模索中である。

各企業に対して適切な職業教育訓練の実施と教育活動への関与の重要性と、それが業界の存続と発展に不可欠であることを認識させる役割も担っている²⁰。

図表-1-4 全国 17 か所の KBB（職業教育・産業知識センター）と参加者数（単位：千人）

産業セクター	KBB (知識センター)	職業分野	2008	2009	2010	2011	2012
参加者数合計			480	486	489	479	473
サービス・ヘルスケア DGO	KOC Nederland	美容、理容	14	14	14	13	13
	Calbris	ヘルスケアサービス、スポーツ	143	146	150	150	150
	Kenwerk	飲食、観光	2	1	1	0	0
経済 Economics	Ecabo	一般事務	83	84	83	80	77
	KC Handel	流通、卸売	40	40	40	39	42
	Kenwerk	飲食、観光	38	39	39	39	39
	SVO	飲食、観光	2	3	3	3	3
上記職業分野のかけもち			1	2	2	2	1
工業技術 Technology	KC Handel (重複)	流通・卸売	3	3	3	3	3
	Fundeon	建設、開発、エンジニアリング	23	22	20	19	16
	GOC	グラフィックス	12	15	15	16	18
	Innovam Groep	自動車、バイクの流通	14	14	14	14	13
	Kenteq	金属、電気、組立技術	44	42	39	38	37
	Savantis	広告、宣伝	9	9	10	10	9
	SH&M	木材、家具	4	4	4	4	4
	SVGB	ヘルスケア技術	2	3	3	3	3
	PMLF	製造産業	13	15	14	12	13
	VOC	自動車組立、修理	2	2	2	1	1
	VTenL	交通、ロジスティクス	12	13	18	15	14
上記職業分野のかけもち			7	6	5	5	4
上記セクターのかけもち			12	11	12	13	13

(OCW (2014) p.75, Table 5.9)

(ウ) 企業

MBO（後期中等職業教育課程）の実務実習を見習い訓練またはトレーニーとして提供する企業は、KBB（職業教育・産業知識センター）の認可を受ける。2012年現在、全国に223,000社を超える企業がKBBの認可を受けている。KBBの認可対象は企業と職場の双方であり、認可を受けた職場の数は約400,000個となる。各KBBが認可基準を設けており、共通する認可基準としては、後期中等職業教育にリンクする訓練機会を2コース以上提供できるか、専任の実務実習スタッフが用意できるか、職業教育訓練機関（ROCなど学校）と協力体制が取られるか、訓練生またはトレーニーに十分な仕事空間が提供できるか、などがある²¹。

なお、BBL（企業ベーストラック）の実務実習は見習い訓練生としての労働契約を通して正式に取り決められ、企業の正式な被用者として就労し、健康保険など社会保障は一般の従業員と同等に受けられるが、給料は多くの場合最低賃金である。

BOL（学校ベーストラック）における企業での実務実習は、見習い訓練生としてではなくトレーニーとして行う。生徒にトレーニー制度を提供する企業は生徒、企業、ROC

²⁰ UKCES (2012), p.6

²¹ SBB (2012) 'Work placement in the Netherlands'

<http://www.s-bb.nl/work-placements.html?file=files/2012/Engels/sbb-folder-workplacement-companies.pdf>

第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結

(地域職業訓練センター)の間で締結した契約 (praktijkovereenkomst) に基づいて生徒を職場に受け入れる。ROC の常勤職員はトレーニーを手配するために企業との連絡を担当する。トレーニーには給与は支払われないことが一般的であるが、健康保険料やトレーニー受入企業に通うための交通費などは契約書のなかに事情に応じて定められる²²。

(工) 職業教育訓練機関

オランダの MBO (後期中等職業教育課程) という教育制度は、学齢期の生徒だけに開かれているのではなく、中等後教育と連結した成人向けの継続教育の枠組みとしても認識されている。

ROC (Regional Education and Training Centres : 地域職業教育訓練センター) は公的な出資による職業教育訓練校であり、全国 43 か所に設置されている。ROC は 1996 年職業教育法の下にそれ以前には国内に 100 以上あった職業教育訓練機関が統廃合されて現在の 43 校となったもので、これとは別に経済農業イノベーション省所管の AOC (Agricultural Education and Training Centres; 地域農業教育訓練センター) が 12 校と、小規模の業界別専門職養成校 (Vakscholen) が 12 校、その他職業教育訓練機関が 2 校ある。つまり現在のオランダには、公的な職業教育訓練機関が 69 校存在する。

ROC の運営方針は 1996 年職業教育法に基づいて KBB が決定権限を有する²³。一般に ROC1 校あたり約 150 の職業教育訓練コースを提供し、約 1 万人の職業教育訓練生と約 2,500 人の継続教育訓練生を擁している。ROC はまた地元企業と緊密に協働し、企業は訓練生に現場訓練の機会を提供している。

1996 年職業教育法は、前述の公的な職業教育訓練機関に対して比較的十分な政策決定の余地を認めている。職業教育訓練機関は、地域内の教職員の人事、提供する教育プログラム、業界固有の訓練ポートフォリオ、教育の組織及び協力パートナーの選定をすべて管理する。学校の管理運営では、学校予算で教育文化科学省からの年間交付金の割当、例えば、人件費、物資、住宅及び近い将来の出資用にどのくらい額を確保するかなどについて決定する責任を負い、交付金の使途について毎年監査報告を行う²⁴。

中等職業教育では年間授業時間数の最低基準が 850 時間と決められている。理論学習と実務実習の割合は問われない²⁵。また、BBL (企業ベーストラック) における年間の理論学習の授業数は 300 時間が基準とされている²⁶。ROC など各教育機関が提供するカリキュラムと時間数の割り当てを自由に決めることができる。

²² OECD (2010) 'Learning for Jobs - Synthesis Report of the OECD Reviews of Vocational Education and Training'

²³ UKGES (2012), p.7

²⁴ CEDEFOP (2013), p.18

²⁵ 海外職業訓練協会 (2008) 「オランダー職業能力開発政策とその実施状況」OVTA 各国・地域情報

²⁶ Vegetarierbund Deutschland (2013) 'EuroVeg Analysis Report, Workpackage 2', p.77
http://www.adam-europe.eu/prj/10105/prj/WP2_D16_Research_report_06.01.2013.pdf

(2) 前期中等教育

前期中等職業教育訓練課程（VMBO - voorbereidend middelbaar beroepsonderwijs）の期間は4年間である。前半2年間は教養課目のみで構成され、第3学年と第4学年のシステムは以下の3つの要素に特徴づけられる。

- (a) 生徒はさまざまなプログラムにより追加支援が受けられる。
- (b) 第2学年を修了した生徒は、以下4つの学習課程のいずれかを選択する。
- (i) 理論的学習課程（VMBO-TL - theoretische leerweg）
理論的学習課程を卒業した者は後期中等職業学校（特に後期中等職業教育訓練の最高レベル（MBO レベル3と4）での長期コース）に転入するか、後期中等一般教育の第4学年で教育を継続できる。プログラムの内容が全般的な性格を持つ。
 - (ii) 混合学習課程（VMBO - GL - gemengde leerweg）
学習時間の約10～15%が理論学習課程指向になっている。後期中等職業教育訓練への進学ルートは理論課程と同じである。
 - (iii) 職業準備学習課程 - 高等レベル（VMBO-KL - kaderberoepsgerichte leerweg）
：職業教育訓練レベルでの長期コースに向けた準備 - MBO レベル3及び4
 - (iv) 職業準備学習課程 - 初等レベル（VMBO - BL - basisberoepsgerichte leerweg）
：後期中等職業教育訓練の短期コースに向けた準備 - MBO レベル2
この課程で一部の生徒は、学習と企業での実習を組み合わせたデュアル課程に参加することができる。企業での実習は見習い訓練生としてではなくトレーニーとして行う。
- (c) 生徒は産業セクター別に職業準備指向の課程（農業、技術、経済活動及びビジネス、健康福祉）と、1つの産業セクターのなかでさらに専門性の高い課程を選択する。

試験課目は全生徒に必須の2課目（オランダ語と英語）、産業セクターの特定課目が2課目、その他選択課目が2課目である。職業訓練指向の課目には本質的に選択肢が広範囲なものと、限られたものがある。このプログラムを修了すると、国家資格/修了証書が授与される。試験には主に全国的に実施されるものと、学校の責務で実施されるものがある。

(3) 後期中等教育

後期中等教育では、生徒数の67%が職業教育プログラムに、33%が一般教育プログラムに参加している。参加者には若年者と成人の両方を含む。後期中等職業学校の参加者の年齢は、16歳から35歳以上に及び、平均年齢は高等教育よりも若干高い。

後期中等職業教育訓練レベルの職業教育費用の一部は、国の助成金交付プログラムの対象となる。地域職業教育訓練センター（ROC - regionale opleidingscentra）43校、専門職業大学（vakscholen：業界の部門に特定）12校、農業訓練センター（AOC - agrarische opleidingscentra）12校、その他の学校4校は助成金を受け取ることができる。また、助成金を受けていない民間の提供者も教育文化科学省の認可を受けて職業教育プログラムのプロバイダとなることができる。

図表-1-5 職業教育及び継続教育の提供機関数（単位：校）

	設置	2009	2010	2011	2012	2013
VET 教育機関合計		71	70	69	69	69
地域職業教育訓練センター（ROC）	公設	43	44	43	43	43
地域農業教育訓練センター（AOC）		12	12	12	12	12
業界別専門職養成校（Vakscholen）		12	12	12	12	12
その他職業教育訓練機関		4	2	2	2	2
知識センター（Knowledge centres）	各業界	16	16	16	16	16

（OCW（2014）p.67, Table 5.2, OECD（2014）p.16）

後期中等職業教育訓練のシステムは以下の要素からなる。

1. 学校ベーストラック（BOL - beroepsopleidende leerweg）と、企業ベーストラック（BBL - beroepsbegeleidende leerweg）

学習時間に占める企業での実務時間は、学校ベーストラックでは 20%～59%、企業ベーストラックでは 60%以上を占める。双方の課程とも労働市場において貢献するため、同じ資格/修了証書を取得できる。学校ベーストラックの参加者は主に若年者であるのに対し、企業ベーストラックの参加者の約 50%は 24 歳以上である。

2. いつでも始められてフレキシブルな、継続学習に向けた 4 つのレベルのプログラム

(a) MBO レベル 1「初級訓練」（assistentenopleiding）

訓練期間は 6 ヶ月～1 年間である。この訓練では参加者は、補助的で単純な業務（ISCED2、EQF1）を遂行するためのスキルを修得する。いくつかの部門特定のプログラム以外に、弱者グループ（雇用市場資格 - arbeidsmarktgekwalificeerde assistent を持つ助手）向けのより広範な職業指向のプログラムがある。このレベルのプログラムは、MBO レベル 2 での最低限の資格を取得できる見込みのない生徒を意図したもので、労働市場の入門資格である。近い将来、レベル 2 での無制限の受け入れは終了する予定であり、MBO レベル 1 は初心者レベルコースに置き換えられることになる。修了証書を取得せずにこの初心者レベル課程に進学できるのは、特別支援教育及び中等教育（VMBO）の卒業生に限定されるであろう。初心者レベルコースは、働くために、MBO レベル 2 に進んで就労することができない生徒に方向付けを行うことと同様に、MBO レベル 2 に進む生徒に資格を付与することを目的としている。

(b) MBO レベル 2「基礎訓練」（basisberoepsopleiding）

訓練期間は 2 年または 3 年で、ここでは経営幹部の職務（ISCED3C、EQF2）に向けた準備を行う。このレベルは労働市場における公式資格の最低レベルである。公式とは、政治的な観点からすべての国民に最低限望ましいと見なされる中退者の定義に関係することを意味している。参加要件は、少なくとも 1 つの基礎職業準備教育を修了していること、つまり補助的労働者訓練（MBO レベル 1）を修了していることである。MBO レベル 3 または MBO レベル 4 への進学が可能である。

(c) MBO レベル 3「応用訓練」（vakopleiding）

訓練期間は 3～4 年（MBO レベル 2 プログラム修了後に 2 年間）である。このレベルでは、独立して職務を遂行する準備を行う（ISCED 3C, EQF3）。参加要件は、職業

準備中等教育（基礎職業前教育を除く）の証明書/修了証書、または、後期中等一般教育あるいは大学準備教育の最初の3年間を修了したことを示す証明書、のいずれかである。

(d) MBO レベル4「専門訓練」(middenkaderopleiding)

訓練期間は(3年または)4年である。このレベルでは、より責任の重い職務を独立して遂行する準備を行う(ISCED3A, EQF4)。参加要件はMBO レベル3と同じである。専門大学への進学及び移転は可能である。現在MBO レベル4 コースの期間は1年短縮されて3年になっている。なお、教育文化科学大臣は、特定のMBO レベル4の期間を4年に延長する権限を有する。

(e) 「特別課程」(specialistenopleiding)

後期中等教育と高等教育の間に設けられた中等後教育課程であり、期間は1~2年である(ISCED 4, EQF4)。参加要件はMBO レベル3(または4)のプログラムを修了していること。専門大学への進学/移転は可能である。

3. さまざまな業界/事業部門に関連する資格構造の整備

プログラムは、環境保護/農業、技術及びエンジニアリング、経済学/サービス、保健/福利事業の4つの部門で提供されている。各部門にはさまざまな分野の業界/ビジネスが含まれる。資格構造は237個のコンピテンスベースの資格で構成され、612種類の修了証書に分かれている。

(4) 高等教育²⁷

高等教育には、大学(WO)と、専門(職業)指向のプログラムを提供する専門大学(HBO)の2つの形態があり、学士号の授与資格を有する。国から補助金を受けていない提供者も、適切な資格を持っていれば、学士号(ISCED 5, EQF 6)を取得可能な学習プログラムを提供することができる。

近年、専門大学では準学士号(Ad; ISCED 5B, EQF 5)が導入され、2013年9月から正規の教育制度として実施されている。約2年間の準学士課程は約4年間の専門職学士プログラムの一部として取り扱われ、準学士号を取得した者はさらなる高等教育への進学が可能である。準学士号は、後期中等レベルの職業教育訓練の経歴を持つ者には特に重要である。2012年度に準学士号を開始した生徒数は1,457人である(OCW, 2014a)。

今後数十年間でプログラムが増えることから、専門大学でも修士プログラム(EQF 7)が提供されるようになってきた。専門大学は、特定の企業がスポンサーとなった教育コースや応用研究などを設置するなど、民間企業の資金を財源とした契約業務を計画することができる。

高等教育の学位は、該当教育機関がNVAO(Nederlands-Vlaamse Accreditatie

²⁷ CEDEFOP (2013), p.24

第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結

Organisatie；オランダ・フランダース地域共同認定機構）²⁸に認定され、かつコースの承認がなされていることを条件に、修了者に授与する権限を有する。

専門大学（HBO）への進学者数は、長年にわたって堅調に増加したが、最近では減少傾向にある。2012年10月1日現在の生徒総数は、41万2千人をわずかに下回っている（環境保護プログラムを除く）。この減少の主な要因として、パートタイムプログラムへの登録者数が急激に減少し、実践指導学習プログラムでわずかに減少したことが挙げられる。全日制のプログラムでは、登録者数がまだわずかに上昇傾向を示している。

これまでの専門大学への入学には、後期中等一般教育（HAVO または VWO）あるいは職業教育訓練資格（MBO レベル 4）が必須であった。一部の専門職学士プログラムでは、有望な参加者に対する追加の入学基準を設けている。これらの基準は資格を獲得するための一連の学習課題に関連するものである。これらの基準は MBO レベル 4 資格を持つ生徒には適用されない。これは、これらの生徒が現在 MBO から HBO へ進学する普遍的権利を持っているからである。しかし「高等教育の質の多様化のなかでの質確保法」の導入により、専門大学に進学する MBO レベル 4 生徒の入学基準は、2014 年～2015 年にかけて特定のコースに関してより厳しくなる見込みである。

専門大学の学士プログラムの初年度を修了した者は、大学プログラムへの転入が可能になる。準学士号を取得した者は、専門大学の学士プログラムまたは大学の修士プログラムに進むことができる。これらのプログラムの前にはブリッジングプログラムが設けられることが多い。専門大学で期待される生徒のプログラム修了率²⁹は 73%である（2009 年）。

専門大学（HBO）は応用科学大学（hogescholen）ともいい、17 歳以上の生徒に対して実施される。通常、これらの大学では、7 つの訓練分野（環境保護/農業、技術、経済学及びサービス、保健医療、行動及び社会、文化及び芸術、教職）のプログラムを提供し、理論的な知識と特定の技能の両方が要求される職業に向けた教育を実施する。したがって、コースにはほとんど常に特定の職業または職業グループに密接に関連づけられており、ほとんどのプログラムに作業経験に基づいた就業斡旋が含まれている。

高等教育機関のカリキュラムの開発及び評価は個々の学校が担当する。同じ職業に関連するプログラムでも多様なカリキュラムや学習環境が存在するが、教職プログラムなどではカリキュラムのバラツキを最小限に抑える取り組みがなされている。

（6）継続職業教育³⁰

オランダの他の形態の職業教育訓練、特に継続的職業教育訓練（CVET）には制度的枠組がない。この訓練は多くの供給者によって市場主導で提供されている。労使パートナー³¹は、

²⁸ NVAO（オランダ・フランダース地域共同認定機構）は、オランダとベルギーのオランダ語圏であるフランダース地方の両政府が設置に国際協定に署名したことで 2005 年に設立された。
大学評価・学位授与機構（2011）「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要：オランダ」
http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/qa/1191804_1542.html

²⁹ プログラム修了率とは、当該プログラムに進んだ学生が定められた期間内に修了する割合のこと。

³⁰ CEDEFOP（2013）,p.29

³¹ 労使パートナー（social partner）は「使用者団体または労働組合」などと訳される。

部門固有の Training and Development Funds（訓練・開発基金：Opleidings- en ontwikkelingsfondsen）の支援を受けて CVET を促進できる。訓練及び事前学習認定の手続を促進するための個人租税控除措置により、継続学習を促進することができる。しかし、この租税控除措置は交付金制度に置き換えられ、2014 年に実施される予定である。

継続的職業教育訓練には、定期全日制教育、職業理論教育、専門教育のパートタイム教育に相当する教育、後期中等職業教育及び高等職業教育内のデュアル課程、民間の通信コース及び e ラーニング活動、民間の高等教育の職業コース、企業の外部で実施される訓練コース、社内訓練、オフザジョブ・トレーニング及びオンザジョブ・トレーニングなどがある。

従業員向けのノンフォーマルな継続的職業教育訓練（オフ・ザ・ジョブ・トレーニング）市場では、多くの訓練提供者が活動している。大部分が民間の営利目的の訓練提供者で、訓練市場の 84% を占め、公的な職業教育訓練提供者は約 16% と少数である。しかし非公式のオン・ザ・ジョブ・トレーニング（職場学習）に関する信頼できる統計資料は乏しい。

5. 財政³²

オランダの職業教育訓練の財政は、国の財政支援と授業料で成り立っている。

国の財政支援の執行機関は、教育文化科学省の教育行政機構（DUO：Dienst Uitvoering Onderwijs）である。DUO と後期中等職業学校の間には、複雑で直接的な資金の流れがある。財政支援は学校に直接提供されるか、地方自治体を介して初等・中等教育の学校設備、及び一般成人教育に間接的に提供される。

もう1つの資金源は、法令で定められた課程で学ぶ生徒が教育機関に納入する授業料である。教育機関は、契約業務など他の資金源から収入を得たり、特別プロジェクト（例えば、中退者を食い止めるための施策プログラム）について市当局から追加融資を受けることができる。

教育機関の資金調達は原則として一括補助金により行われ、教育機関を所轄する官庁には利用可能な資源の分配に相当程度の裁量を与えられる。学校には生徒あたりの一定額に加え、学校あたりの一定額が支給される。さらに、特別な援助を要する生徒のための追加の財政措置が受けられる。

国の後期中等職業教育（及び成人の一般教育）に対する資金供給は、職業教育学校への一括補助金として行われ、全国レベルでマクロ予算からコース/学習課程あたりの見習い生の数と、機関あたりに付与された証明書の数に基づいて計算された金額が交付される。職業教育訓練及び産業界知識センターの資金供給に関しては、2012年の連立政権合意により、政府は、知識センターの数を減らしてその業務をSBBに移管することによって、知識センターの予算を80%削減すると発表した。成人の一般教育の場合は、交付金が18歳以上の居住者数、少数民族の数、及び学習障害を持つ成人の数に基づいて地方自治体に割り当てられる。地方自治体は職業教育訓練提供者と契約を締結し、成人向け職業教育訓練コースを委託している。地方自治体には市民統合訓練の予算も中央政府から割り当てられる。この市場では2007年に規制が緩和されたため、後期中等職業教育学校以外も提供者として参入するようになった。

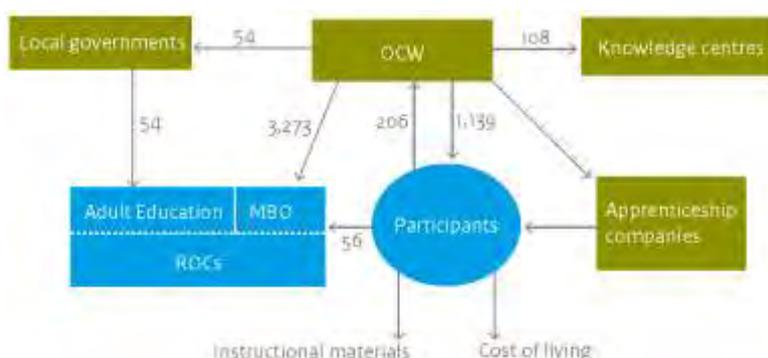
生徒は、政府機関にコース料金を支払う。職業教育及び訓練プログラム（職業理論課程）の生徒は政府機関に料金を支払えば、18歳から奨学金を受け取る資格が与えられる。

見習い生やトレーニーに職場訓練などを提供している企業は、訓練のために提供した職場の空間一か所あたり2,500ユーロの税額控除を受ける。税額控除の不正な取扱いがまま見られることから、近い将来、当該税額控除は交付金に取って変わる予定である。企業が「指導型学習活動」で負担する平均費用は、BOL（学校ベーストラック）の見習い訓練生では1,750ユーロ/人、BBL（企業ベーストラック）のトレーニーでは8,400ユーロ/人である³³。

³² CEDEFOP（2013）,pp.36-37

³³ IES（2013）Apprenticeship and Traineeship Schemes in EU27: Key Success Factors, A Guidebook for Policy Planners and Practitioners, p.97
http://ec.europa.eu/education/policy/vocational-policy/doc/alliance/apprentice-trainee-success-factors-annexes_en.pdf

図表-1-6 職業教育及び成人教育に係る財政支援フローの概念図（2013年）
（単位：百万ユーロ）



（OCW（2014）p.66, Figure 5.2）³⁴

図表-1-7 教育文化科学省（OCW）予算政策第4条に基づく歳出予算（単位：千ユーロ）

	2011	2012	2013
予算保証	3,271,401	3,266,054	3,279,184
総予算	3,271,390	3,268,264	3,268,433
プログラム歳出	3,268,022	3,264,896	3,265,065
職業教育、成人教育	2,797,856	2,798,990	2,798,826
地域職業教育センター（ROC）の経費と関連経費	2,729,386	2,733,126	2,733,131
経費節約計画	-38,892	-38,892	-38,892
職業教育界と産業界の知識センター（KBB）経費	91,496	91,496	91,496
その他	15,868	13,260	13,091
職業教育と成人教育のための高質の見習い研修現場の創造経費	113,029	112,371	112,374
コンピテンス教育資格認定制度作り	9,743	9,745	9,748
語学と計算能力の向上	4,160	3,500	3,500
改革準備経費	20,000	20,000	20,000
改革政策整理費用	43,136	43,136	43,136
実習見習い政策規則	35,000	35,000	35,000
その他	990	990	990
障害なく特別な必要性や才能にマッチした職業教育や成人教育経費	237,553	231,692	232,023
育英資金（LGF）	20,072	20,072	20,072
教育	195,743	195,744	195,744
持続的高等教育・生涯教育と経験認定（EVC）	9,797	3,097	3,097
その他	11,941	12,779	13,110
離学生対応経費	109,351	111,615	111,616
地域報告センター・大都市政策 RMC's/GSB	40,959	40,959	40,959
地域報告センターとの合意 RMC-regio's	22,720	22,720	22,720
義務教育維持強化政策	13,000	13,000	13,000
地域へのプログラム導入	16,040	10,400	10,400
VMBO-MBO 実験追加補償	7,600	8,400	5,000
欠席報告改善	2,000	2,000	2,000
その他	7,032	14,136	17,537
プログラム経費その他	10,231	10,228	10,226
IBG 情報管理グループ実行組織	2,817	2,815	2,813
CFI 中央財政機関	7,414	7,413	7,413
組織歳出	3,368	3,368	3,368

（OVTA（2014）資料より整理）³⁵

³⁴ OCW（2014）'Key Figures 2009-2013, Education, Culture and Science'

³⁵ OVTA（2008）「オランダー職業能力開発政策とその実施状況」
<http://www.ovta.or.jp/info/europe/netherlands/07policy.html>

第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結

6. 実績

図表-1-8 職業教育及び継続教育の提供機関別生徒数の推移（単位：人）

	2010	2011	2012	2013
地域職業教育訓練センター（ROC）	489,976	478,255	469,804	459,286
地域農業教育訓練センター（AOC）	30,621	30,676	29,761	29,014
業界別専門職養成校等（Vakinstellingen）	25,370	25,642	26,299	26,353
合計	547,977	534,773	525,964	514,653

（MBO Raad ウェブサイト）³⁶

図表-1-9 後期中等教育課程における課程別生徒数（単位：千人）

	2009	2010	2011	2012	2013
MBO 合計（OCW:教育文化科学省所管）	486.1	489.4	478.6	471.3	467.1
BBL	155.4	153.4	142.7	132.7	116.5
BOL-全日制	321.9	327.3	328.3	333.6	347.8
BOL-定時制	8.8	8.7	7.5	5.0	2.9
MBO グリーン合計（EZ：経済省所管）	29.4	30.1	30.3	29.0	28.1
BBL-グリーン	11.7	11.5	11.7	10.3	9.0
BOL-グリーン	17.7	18.6	18.6	18.6	19.1
VAVO 合計（地方自治体所管）	17.1	16.5	14.7	12.1	13.4
成人向け教育（16-17 歳）	3.4	3.4	3.3	3.0	2.7
VAVO (その他)	13.7	13.1	11.5	9.1	10.7

（OCW（2014）p.71, Table 5.4）

図表-1-10 後期中等教育課程における訓練分野 レベル別（2013 年）（単位：人）

訓練分野	MBO1	MBO2	MBO3	MBO4	合計
経済	2,642	441,519	47,870	82,473	177,504
工業技術	3,233	41,587	28,566	69,444	142,380
サービス、保健	1,294	25,756	58,461	88,845	174,356
農業	3,100	6,014	8,172	12,238	29,524
上記の組合せ	10,706	230	16	2,522	13,474
合計	20,975	118,106	143,085	255,522	537,688

（Mihály Fazekas, et.al（2014）p.16, Table 1.1）³⁷

³⁶ MBO Raad, Facten & cijfers, Aantal studenten per soort mbo-school van 1-10-2010 t/m 1-10-2013
<http://www.mboraad.nl/?category/424202/Mbo+in+feiten+en+cijfers.aspx>

³⁷ Mihály Fazekas, et.al（2014）'A Skills beyond School Review of the Netherlands' OECD Reviews of Vocational Education and Training', November 2014
 元データは OCW（教育文化科学省）データベース DUO, Middelbaar beroepsonderwijs
http://data.duo.nl/organisatie/open_onderwijsdata/databestanden/mbo_/default.asp

第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結

図表-1-11 後期中等教育課程におけるレベル別生徒数（単位：千人）

	2009	2010	2011	2012	2013
MBO 合計（OCW:教育文化科学省所管）	486.1	489.4	478.6	471.3	467.1
BBL	155.4	153.4	142.7	132.7	116.5
MBO 1	9.9	10.7	8.5	7.6	5.4
MBO 2	59.2	57.3	51.2	45.6	36.6
MBO 3	54.9	54.4	52.0	50.1	47.5
MBO 4	31.4	30.9	30.9	29.4	27.0
BOL-全日制	321.9	327.3	328.3	333.6	347.8
MBO 1	9.5	9.4	9.9	10.8	10.8
MBO 2	60.5	60.8	58.6	59.4	63.5
MBO 3	74.7	76.9	78.4	78.0	78.8
MBO 4	177.3	180.3	181.4	185.4	194.6
BOL-定時制	8.8	8.7	7.5	5.0	2.9
MBO 1	0.9	0.7	0.5	0.3	0.2
MBO 2	1.5	1.7	1.6	1.1	0.5
MBO 3	2.5	2.5	2.1	1.3	0.6
MBO 4	3.8	3.9	3.4	2.4	1.6
成人（継続）教育合計	17.1	16.5	14.7	12.1	13.4
VMBO TL（トレーニー）	2.6	2.4	2.2	1.7	2.3
HAVO	10.0	10.1	9.2	7.2	8.2
VWO	4.6	4.0	3.4	3.2	3.0

（OCW（2014）p.71, Table 5.5）

図表-1-12 職業教育及び成人教育における生徒の年齢層／課程別分布（2011年, 単位：人）

トラック	<24 歳	24-30 歳	>30 歳	合計
BBL	64,124	20,061	32,281	116,466
BOL-定時制	817	758	1,319	2,894
BOL-全日制	332,951	13,411	1,408	347,770
合計	397,892	34,230	35,008	467,130

（OCW（2014）p.71, Table 5.6）

図表-1-13 後期中等教育課程におけるレベル別修了者数の推移（単位：千人）

	2009	2010	2011	2012	2013
MBO 合計（OCW:教育文化科学省所管）	152.4	159.6	163.9	167.3	168.8
BBL	60.7	65.3	66.8	66.1	63.3
MBO 1	4.6	5.8	6.0	5.1	4.8
MBO 2	26.5	26.4	28.3	28.1	26.2
MBO 3	19.3	20.9	21.2	20.8	20.0
MBO 4	10.3	12.3	11.3	12.2	12.3
BOL-全日制	87.8	90.0	93.0	97.8	103.0
MBO 1	6.2	7.0	7.3	8.4	9.4
MBO 2	20.8	21.2	22.6	23.5	24.8
MBO 3	18.2	19.3	19.5	21.4	22.5
MBO 4	42.6	42.5	43.6	44.5	46.2
BOL-定時制	3.9	4.3	4.1	3.4	2.6
MBO 1	0.6	0.5	0.4	0.3	0.1
MBO 2	0.9	1.4	1.2	0.9	0.7
MBO 3	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7
MBO 4	1.5	1.4	1.6	1.3	1.0
成人（継続）教育合計	8.5	9.2	10.2	9.2	9.6
VMBO TL	1.4	1.4	1.4	1.3	1.5
HAVO	5.2	4.9	5.9	5.5	5.3
VWO	2.0	3.0	2.8	2.4	2.8

（OCW（2014）p.73, Table 5.8）

第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結

図表一1-14 職業能力資格を取得してから就職するまでの期間 レベル別

		2008	2009	2010	2011	2012
BOL	MBO 1	1.9 か月	1.7 か月	0.8 か月	1.9 か月	3.2 か月
	MBO 2	0.8 か月	0.4 か月	0.9 か月	1.3 か月	1.6 か月
	MBO 3	0.3 か月	0.6 か月	0.5 か月	0.9 か月	1.2 か月
	MBO 4	0.2 か月	0.4 か月	0.6 か月	0.7 か月	0.9 か月
BBL	MBO 1	0.5 か月	0.1 か月	0.0 か月	0.3 か月	1.5 か月
	MBO 2	0.1 か月	0.1 か月	0.3 か月	0.4 か月	0.4 か月
	MBO 3	0.1 か月	0.2 か月	0.3 か月	0.2 か月	0.6 か月
	MBO 4	0.1 か月	0.0 か月	0.1 か月	0.4 か月	0.2 か月

(OCW (2014) p.77, Table 5.11)

図表一1-15 職業能力資格取得後 1.5 年後における状況 (2012 年)

	BOL				BBL			
	MBO1	MBO2	MBO3	MBO4	MBO1	MBO2	MBO3	MBO4
失業している	30%	19%	15%	11%	5%	4%	2%	2%
非正規の身分で働いている	79%	65%	58%	59%	17%	33%	31%	18%
継続して職業訓練を行っている	74%	59%	45%	58%	20%	29%	18%	19%
職業教育訓練課程で学んだのと同じ職業についた	67%	62%	73%	74%	46%	73%	85%	90%
職業教育訓練課程で学んだのと同じ職業につきたい	80%	77%	76%	77%	83%	85%	84%	86%
自らのスキル水準についての自覚								
優良	35%	29%	35%	30%	40%	41%	45%	36%
十分	43%	45%	42%	44%	40%	43%	39%	48%
普通/不足している	22%	25%	24%	26%	21%	16%	17%	16%

(OCW (2014) p.77, Table 5.12)

図表一1-16 資格取得後の収入源別人数 レベル別/ 男女別

(2009/10 年, BOL と BBL 合算, 単位: 人)

		合計	MBO1	MBO2	MBO3	MBO4
合計	労働力合計	83,900	6,590	22,520	23,980	30,810
	就労者	72,800	5,180	18,850	21,660	27,110
	失業していて社会扶助を受給する者	5,810	1,710	2,180	1,020	910
	就労収入のみの者	69,940	4,140	17,860	21,220	26,720
	社会扶助受給のみの者	2,940	660	1,190	580	520
	就労収入と社会扶助を受給する者	2,870	1,040	990	440	390
	失業していて社会扶助も受給しない者	8,150	750	2,490	1,740	3,180
男性	労働力合計	41,180	4,230	13,420	10,730	12,810
	就労者	35,680	3,380	11,400	9,770	11,140
	失業していて社会扶助を受給する者	2,970	990	1,210	430	340
	就労収入のみの者	34,150	2,730	10,830	9,590	10,990
	社会扶助受給のみの者	1,440	350	640	260	200
	就労収入と社会扶助を受給する者	1,530	640	570	170	150
	失業していて社会扶助も受給しない者	4,060	500	1,380	710	1,470
女性	労働力合計	42,710	2,370	9,110	13,250	18,000
	就労者	37,120	1,810	7,450	11,900	15,970
	失業していて社会扶助を受給する者	2,840	720	970	580	570
	就労収入のみの者	35,790	1,410	7,020	11,630	15,730
	社会扶助受給のみの者	1,500	310	550	320	320
	就労収入と社会扶助を受給する者	1,340	400	420	270	250
	失業していて社会扶助も受給しない者	4,090	250	1,110	1,030	1,700

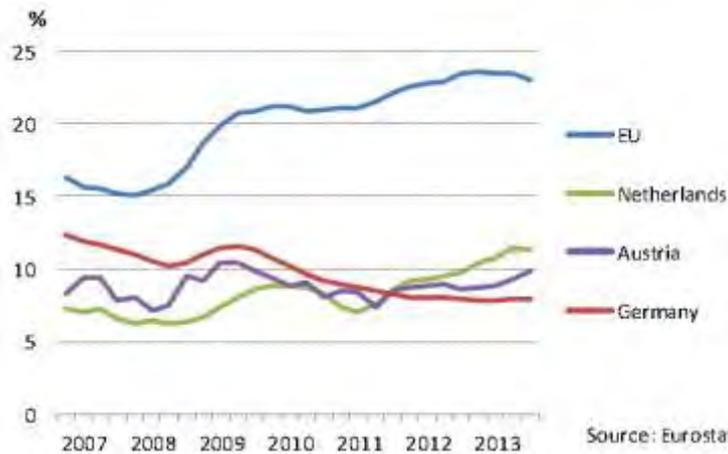
(OCW (2014) p.77, Table 5.13)

図表一-1-17 中等学校3年目における進路の割合の推移 (%)

中等教育の種別	2000		2010		2011		2012	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
VSO 特別支援学校 (15 歳)	2.2	1.0	4.3	1.8	4.6	1.7	4.7	1.9
PRO 実践特別支援学校 (15 歳)	2.4	1.4	3.1	2.2	3.2	2.1	3.0	2.3
VMBO LWOO 学習支援課程	11.8	7.5	12.8	11.5	12.6	11.7	12.9	11.9
VMWO (LWOO を除く)	51.7	47.7	41.3	37.1	41.9	38.1	42.6	38.3
HAVO 一般中等学校	20.1	22.3	23.0	23.8	23.7	24.5	24.3	25.3
VWO 大学準備学校	16.1	19.6	20.0	22.7	20.3	22.8	20.0	22.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

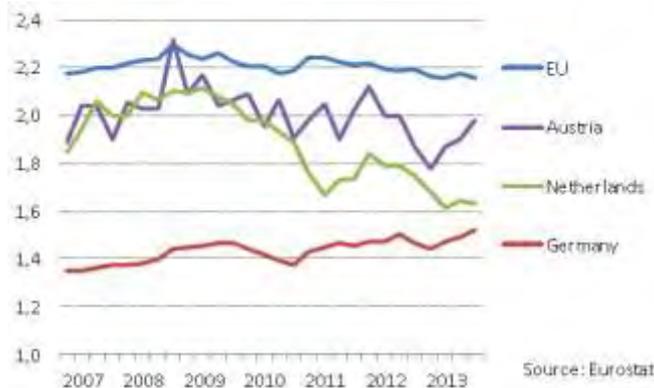
(CEDEFOP (2013) p.20, Table 8)

図表一-1-18 15-24 歳失業率 (季節調整後) の推移



(Netherlands Youth Institute (2014) , Figure 1) ³⁸

図表一-1-19 失業率と若年失業率の差の推移

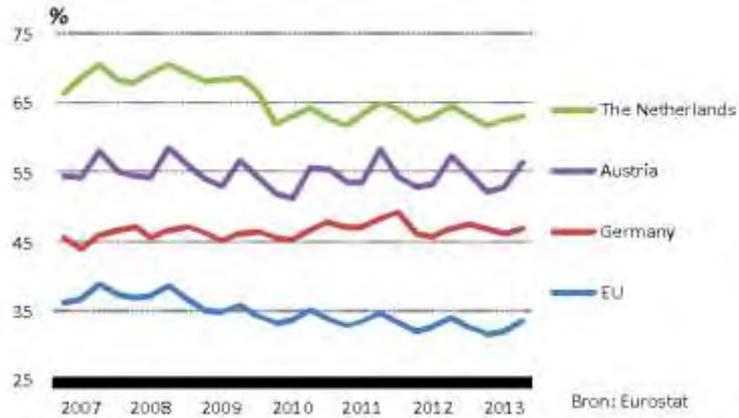


(Netherlands Youth Institute (2014) , Figure 2)

³⁸ Netherlands Youth Institute (2014) 'Dutch initiatives to prevent and tackle youth unemployment'
<http://www.youthpolicy.nl/yp/Youth-Policy/Youth-Policy-subjects/Education-and-Youth-Unemployment/Youth-Unemployment>

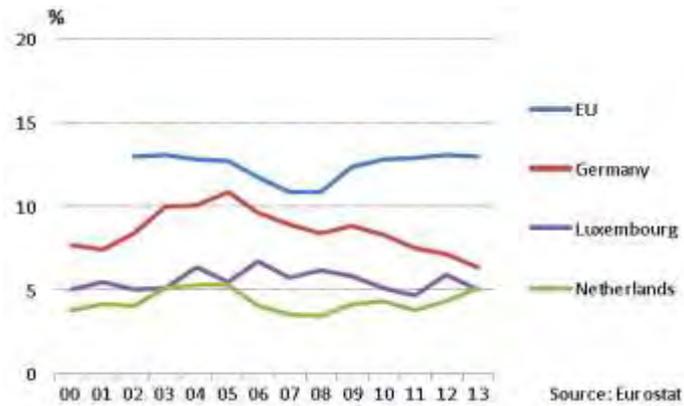
第1章 オランダにおける教育と職業・雇用の連結

図表-1-20 15-24 歳労働力の就業率の推移



(Netherlands Youth Institute (2014), Figure 3)

図表-1-21 15-24 歳労働力のニート比率の推移



(Netherlands Youth Institute (2014), Figure 4)

7. 評価・課題

OECD が 2014 年 11 月に公表したオランダの職業教育訓練政策に関するレビューには、オランダが持つ強み（strengths）、及び、課題と勧告（challenges and recommendations）が、次のように示されている³⁹。

強み

- オランダは確固とした、また十分に財政手当された職業教育訓練（VET）制度を職業教育課程及び公立・私立の職業教育訓練機関で学ぶ幅広い集団に対して提供している。
- オランダの VET は学校ベーストラック、企業ベーストラックの何れにおいても職場での労働をベースとした学習が重んじられている。オランダの VET は労働市場に良い結果をもたらしており、若年失業率も相対的に低い水準にある。
- 労使パートナーが政策形成及び施策の実施、ならびに職業教育訓練プログラムの実行に関与する仕組みが出来上がっている。
- オランダでは中等後教育の VET に民間セクターが重要な役割を担っており、学士または修士という学位と併せて柔軟性のある短期コースも提供している。
- 近年のオランダでは、従来なかった資格を補完する準学士が導入されるなど、さらなる発展が図られている。

課題と勧告

- オランダ経済は、後期中等 VET の学校ベーストラック、企業ベーストラックの仕組みが確実、効果的であることの恩恵を多大に受けている。そのため、人口構造の変化やアカデミックな教育の人気上昇などの要因によって企業で行われる職場ベースの教育を維持することが困難になるという課題に直面している。経済情勢の悪化は企業が職場を訓練場所として提供することを困難にし、オランダの VET 制度における見習い訓練制度及びトレーニー制度に影響を及ぼす。そのため、現在の制度を維持していくための方策を労使パートナーと協議する必要がある。
- どの教育機関においても教員ほど重要な資源は存在せず、教員のスキルは日常的に向上させる必要がある。産業界から職業教育訓練機関に教員として採用されることは規制によって制限されているため一般的でないが、定年退職により補充されるべき教員の人材確保と産業界の進歩に応じた教員のスキル保持が課題である。
 ー産業界の実務経験者を教員に採用することで他の教員らのスキルを相乗的に向上させる方策を検討すべきである。
- 後期中等職業教育の初級訓練の生徒（MBO レベル 1）の進学者はさほど多くはないが、検討すべきことがある。当レベル修了者は労働市場において資格保持者とは法的に取り扱われず、修了者の多くは上のレベルに進まずそのまま就職するかドロップアウトするかのいずれかである。MBO レベル 1 の生徒らは特殊な支援を要する背景を持つ生徒に偏重しており、就職状況も芳しくない。かかる状況は現状の打開をますます困難にしてい

³⁹ OECD (2014) 'OECD Reviews of Vocational Education and Training, A Skills beyond School Review of the Netherlands', pp.9-11

る。また、生徒らの多様な背景は、多様な学習ニーズがあることを示している。

→ 前期中等教育のレベル1とレベル2（前期中等職業教育課程（VMBO）と学習支援課程（LWOO））を統合し、後期中等教育のMBOレベル1がMBOレベル2に進むことを前提とした課程に位置づけを変更すべきである。

- 現在の中後レベルの財政支援は職業教育訓練提供機関に適切なインセンティブを与えるに至っておらず、この状況は成人向けのパートタイム教育訓練において顕著である。

→ 規制を見直して公的な成人向け職業教育訓練への支援の適切化を図り、国の政策方針に合致する施策については民間の成人向け職業教育訓練への財政支援に発展させていくことについても検討すべきである。

- オランダの中後VET制度が提供している職業資格は、労働市場が高度な訓練資格を要求するようになったことで労働市場のニーズと合わなくなっている。後期中等VETの卒業生が一般の大学の学士コース以外でさらなるスキル修得を行うための手段はあまり多くはない。民間の短期訓練コースはこのギャップを埋めるために提供されているが、このようなコースで個別に取得したスキルは幅が狭いスキルでしかなく、規制がなされていないことによる弊害が生まれている。

→ 準学士プログラムに進む生徒らを増やし、中後後の短期職業教育訓練プログラムの新設を検討すべきである。また、かかるプログラムは、さらに高水準の職業資格を得たい後期中等VETの卒業生のニーズに合うものとすべきである。

8. 参考文献

【日本語文献】

- ・黒川直秀（2015）「オランダの教育と学校選択制」国立国会図書館調査及び立法考査局 レファレンス, 2015年1月号, pp.79-99
- ・厚生労働省（2013）「オランダの教育システムと職業教育訓練（VET）」厚生労働省 平成24年版 労働経済の分析 第3章第2節, p.277
- ・岩田克彦, 上西充子（訳, 2012）「若者の能力開発一働くために学ぶ（OECD 職業教育訓練レビュー：統合報告書）」明石書店
- ・岩田克彦（2011）「EU及び欧州諸国での職業教育訓練と教員・指導員の養成」, 職業能力開発総合大学校 諸外国における職業教育訓練を担う教員・指導員の養成に関する研究 第6章
- ・大学評価・学位授与機構（2011）「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要：オランダ」
- ・太田和敬（2009）「オランダ教育制度における自由権と社会権の結合—国民の教育議論の再構築のために」文教大学人間科学部 人間科学研究, 第31号, pp.5-31
- ・海外職業訓練協会（2008）「オランダ—職業能力開発政策とその実施状況」OVTA 各国・地域情報
- ・大場淳（2007）「オランダ調査報告 第1章 高等教育の国際化戦略」広島大学高等教育開発センター, 平成18年度文部科学省 COE 研究, 各国における外国人学生の確保や外国の教育研究機関との連携体制の構築のための取組に関する調査, pp.193-206

【外国語文献】

- ・OCW（2014a）'Key Figures 2009-2013, Education, Culture and Science'
- ・OCW（2014b）'Clearing the way for workmanship: future-oriented vocational education'
- ・OECD（2014）'Education at a Glance 2014, Netherlands country note'
- ・Mihály Fazekas, et.al（2014）'A Skills beyond School Review of the Netherlands' OECD Reviews of Vocational Education and Training, November 2014
- ・EC（2014）'Education and Training Monitor 2014, Country Report: Netherlands'
- ・CEDEFOP（2014）'Spotlight on VET: The Netherlands'
- ・Netherlands Youth Institute（2014）'Dutch initiatives to prevent and tackle youth unemployment'
- ・IES（2013）Apprenticeship and Traineeship Schemes in EU27: Key Success Factors, A Guidebook for Policy Planners and Practitioners, 137 pages, pp.92-96（Summary Country Fiche: The Netherlands）
- ・CBS（2013）'Expenditure on apprenticeship training programmes marginally up in 2012'
- ・CEDEFOP（2013）'On the way to 2020: data for vocational education and training policies, Country statistical overviews, Update 2013', 130 pages, pp.71-73（The Netherlands）
- ・UKCES（2013）'The vocational education and training in the Netherlands'
- ・Inspectie van het Onderwijs（2013）'De staat van het onderwijs, Onderwijsverslag 2011/2012'
- ・Vegetarierbund Deutschland（2013）'EuroVeg Analysis Report, Workpackage 2'
- ・CEDEFOP（2013）'Netherlands: VET in Europe: country report 2013'
- ・CEDEFOP（2012）'Netherlands: VET in Europe: country report 2012'
- ・SBB（2012）'Work placement in the Netherlands'
- ・IES（2012）'Study on a comprehensive overview on traineeship arrangements in Member States, Final Synthesis Report', 864 pages, pp.629-650（National Report on Traineeships, The Netherlands）
- ・EC（2012）'Study on a comprehensive overview on traineeship arrangements in Member States Final Synthesis Report', pp.631-648 National Report on Traineeships The Netherlands
- ・European Agency（2012）'Complete national overview – Netherlands'
- ・Government of the Netherlands（2012）'Key Figures 2007 - 2011: Education, Culture and Science'
- ・UKCES（2012）'International approaches to the development of intermediate level skills and apprenticeships, Case Study Report, Evidence Report 42 - Volume 2, February 2012, Case Study C: Netherlands'
- ・NAFSA（2011）'Online Guide to Educational Systems Around the World – Netherlands', 7pages
- ・Christine Trampusch（2010）'Initial Vocational Training in the Netherlands', Institute of Political Science, University of Berne
- ・OECD（2010）'Learning for Jobs - Synthesis Report of the OECD Reviews of Vocational Education and Training'

This page intentionally left blank.

第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結

【目次】

用語解説等	28
1. 仕組み	29
2. 背景	30
3. 根拠法	31
4. 実施方法	32
(1) 関係機関の役割分担	32
(2) 後期中等教育	33
(3) 高等教育	36
5. 財政	37
6. 実績	39
7. 評価・課題	44
(1) 職業教育訓練制度の強みと課題	44
(2) 見習い訓練制度のメリット・デメリット	46
8. 参考文献	47

第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結

用語解説等

●略語／頭字語／通称等の日本語対訳表

略語等	ドイツ語 または英語	日本語訳
BMS	Berufsmaturitätsschule	上級訓練準備コース（職業訓練学校の専門大学準備課程）
EBA	Eidgenössische Berufsattest	連邦基礎訓練修了証明書／証明コース
EFZ	Eidgenössische Fähigkeitszeugnis	連邦能力取得証明書／証明コース
FMS	Fachmittelschule	中等職業専門校
FMS	Fachmaturitätsausbildung	専門校準備／準備コース
FVB	Federal vocational baccalaureate	連邦職業バカロレア資格
SERI	State Secretariat for Education, Research and Innovation	教育研究イノベーション省
SBBK	Schweizerische Berufsbildungsämter-Konferenz	専門職業教育訓練庁スイス会議
SFIVET	Swiss Federal Institute for Vocational Education and Training	連邦職業教育訓練機構
VET	Vocational Education and Training	職業教育訓練（主として後期中等教育段階での基礎的職業教育を意味する）
VPET	Vocational and professional education and training	専門職業教育訓練（専門大学など、非大学型高等教育での職業教育を意味する）

●通貨について

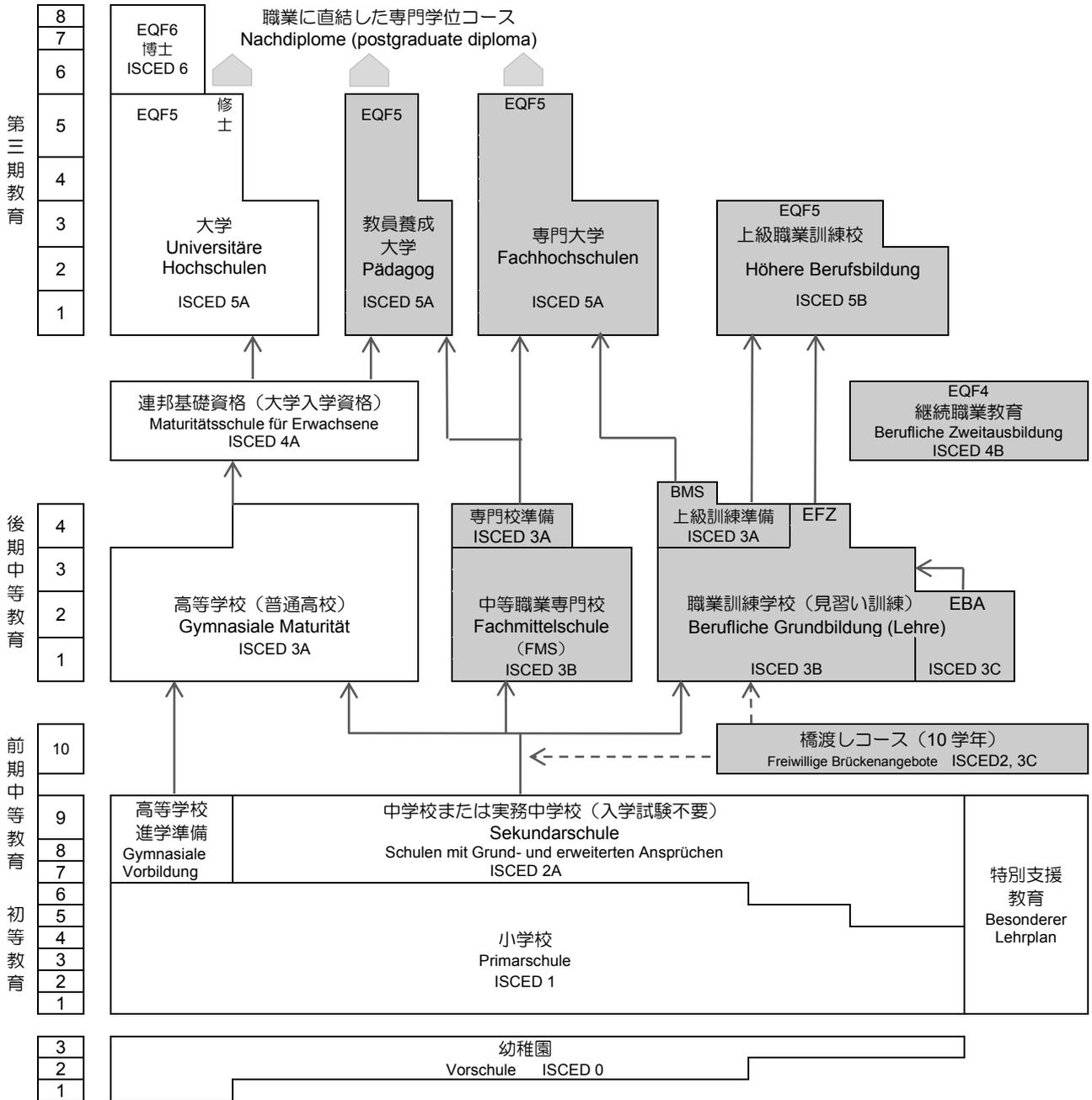
本章においてスイスの通貨を表す場合は、スイスフラン又は CHF と表記する。

参考までに、2014年における対円年平均為替レートは、1 スイスフラン＝115.57 円である。算出根拠：OANDA, Average Exchange Rates (bid rate)

<http://www.oanda.com/currency/average>

1. 仕組み

図表-2-1 職業教育訓練（VET）の提供機関（網掛け部分）¹



¹ 以下の公表資料に掲載されている学制図等を参考に作成。
 Statistik Schweiz, Bildungssystem <http://www.portal-stat.admin.ch/iscsed97/files/de/index.html>
<http://www.portal-stat.admin.ch/iscsed97/docs/G.JB-1520.pdf>
 EDK, The Swiss education system <http://www.edk.ch/dyn/16833.php>

第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結

スイスでは、6歳から7歳のほとんどの生徒が、1～2年間の幼児教育の後に小学校に入学する。スイスの学校教育は、全国に26あるカントン（州／準州）が所管するため、一つの国に26の異なる教育制度がある。義務教育機関や学制についても州ごとに異なる。

例えば義務教育期間は、ベルン州では9年間、チューリッヒ州やバーゼル・シュタット準州では11年間となっている。また、スイスは多言語国家であることから、ベルン州では5年次からフランス語、7年次から英語の学習が始まり、チューリッヒ州では2年次から英語、5年次からフランス語の教育が始まる。スイス、フランス、ドイツ三国の国境が接するバーゼル・シュタット準州では、フランス語と英語の教育は、言語圏により開始時期が異なる。このようなカントン間の教育制度の違いは見直されつつあり、現在、多数の州政府が、教育制度の共通化に取り組んでいる。

一般の生徒は普通中学校に進学し、小学校での成績が非常に良い生徒向けに高等学校準備コースが設けられている。いっぽう、勉強が非常に不得意な生徒向けには実務中学校と呼ばれる職業訓練に進むことを前提とした前期中等教育機関を設けている州もある。

大別すると、中学校または実務中学校を卒業後した生徒の約2割は、大学進学を目的とするGymnasiumと呼ばれる普通高等学校に進学するが、大多数は、2～4年間の見習い訓練を含む職業訓練学校か、または中等職業専門校の何れかに進学する。職業訓練学校と中等職業専門校では入学後ただちに職業選択準備が始まり、それぞれの職業内容に沿った授業を行い、保護者と職業カウンセラーを交えて進路を決定していく。Gymnasiumにおいて、大学入学資格マトゥーラ（Matura; Gymnasium卒業試験合格証）を取得した生徒には、一般大学、専門大学、高等職業教育など高等教育への道が開かれる。

2. 背景

スイスは連邦国家であり、ドイツ語、フランス語、イタリア語の言語圏が重なり合いながら存在し、州（カントン）政府が教育行政の権限を有するが、さまざまな全国的調整機関が設置され、州の間における教育指導計画に著しい差が生じないように、また越境した生徒や学生が不自由しないような仕組みづくりに、長年かけて取り組んできた歴史がある。また、教育機関の95%は公立であり、地域における言語、民族、文化の異なる生徒が同じ学校に通うことで国家の社会的統合が図られ、職業との連結においても、資源に乏しい小国スイスの内需を支え得る人材育成のために、国内企業が教育界と協力して職業教育訓練の仕組みづくりに取り組んでいる。

3. 根拠法²

スイスの職業教育訓練に関する法令には以下のものがある。

- (1) 2002年12月23日付 職業教育訓練及び専門職業教育訓練に関する法律（職業教育法、BBG / VPETA）³
- (2) 2003年11月19日付 職業教育訓練及び専門職業教育訓練に関する政令（BBV / VPETO）⁴
- (3) 2009年6月24日付 連邦職業バカロレア資格に関する政令（BMV）⁵
- (4) 2011年2月2日付 連邦職業バカロレア資格保持者の大学入学試験に関する政令⁶
- (5) 2005年3月11日付 専門大学修了者の専門学位コース進学に係る最低要件に関する政令（MiVo-HF）⁷

² Eurypedia, Switzerland Legislation

https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Switzerland:Legislation#Vocational_Upper_Secondary_Education

³ Bundesgesetz vom 13. Dezember 2002 über die Berufsbildung (Berufsbildungsgesetz, BBG)

⁴ Verordnung vom 19. November 2003 über die Berufsbildung (Berufsbildungsverordnung, BBV)

⁵ Verordnung vom 24. Juni 2009 über die eidgenössische Berufsmaturität (Berufsmaturitätsverordnung, BMV)

⁶ Verordnung vom 2. Februar 2011 über die Ergänzungsprüfung für die Zulassung von Inhaberinnen und Inhabern eines eidgenössischen Berufsmaturitätszeugnisses zu den universitären Hochschulen

⁷ Verordnung des WBF vom 11. März 2005 über Mindestvorschriften für die Anerkennung von Bildungsgängen und Nachdiplomstudien der höheren Fachschulen (MiVo-HF)

第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結

4. 実施方法

(1) 関係機関の役割分担

スイスにおける職業教育行政は、連邦行政機関、産業界、州（カントン）が関わり、これら三者が協力してスイス職業教育の質の向上と現場職業訓練の質の確保を目指している。

図表-2-2 スイスの専門職業教育訓練（VETand PET）に関与する機関及び役割

区分	機関	役割
連邦行政機関 Confederation	●教育研究イノベーション省（SERI） 職業教育訓練の施策立案、関係機関の 監督、規制及び財政支援を実施	戦略計画の策定 ・質の管理 ・透明性の確保 ・250 に及ぶ法令の執行 ・40 の専門訓練（PET）コアカリキュラムの 400 に及ぶ試験の実施認可 ・訓練プログラムの認可 ・専門職業教育訓練（VPET）の公的支援全体 の4分の1を負担 ・職業教育訓練に関する意識の啓発
	●連邦職業教育訓練機構（SFIVET） 主に基礎訓練、継続訓練の指導者を養成 するほか、調査研究、パイロットスキームの 開発及び実施、政策立案支援を行う行政機関。 国内3か所に設置。	
産業界 Professional organisations	●商工会議所、産業別団体 国家資格の認定要件について国と擦り 合わせ	座学及び見習い訓練の提供 ・訓練プログラムの開発 ・認定資格の開発に関し国に協力 ・見習い訓練生の職の割当 ・企業訓練コースの開発 ・産業別コースの開発 ・民間による基金の造成
	●その他職業訓練提供機関など	
	●企業 見習い訓練生の受入れ（任意）	
州（カントン） Cantons	●26州（カントン）の専門職業教育訓練 （VPET）庁 統括団体はSBBK（専門職業教育訓練 庁スイス会議） ⁸ 州（カントン）レベルでの職業教育訓練 施策の実施	実施及び監督 ・国の職業訓練政策方針の実施 ・見習い訓練の監督 ・キャリアガイダンスの提供 ・若者の職業訓練プログラムへの参加勧奨 ・見習い訓練市場の開発 ・企業の訓練官に対する研修の提供
	●キャリアガイダンスサービス	
	●職業訓練校 フルタイムの職業訓練生またはデュアル システムの見習い訓練生に座学を提供	
	●州教育長スイス会議 職業教育訓練について国と方針の摺合 せを実施	

(SERI (2015), ONE MISSION, THREE PARTNERS)⁹

連邦レベルの職業教育は教育研究イノベーション省（SERI）が所管し、産業界の企業や団体と協力して、各職種における訓練や試験内容を規定し、職業学校でのカリキュラムを作成している。

州（カントン）においては、VPET¹⁰運営庁が実際のプログラムの実施管理をし、各州の運営庁長官で構成され事務局も有するスイス職業専門教育庁会議（Schweizerische Berufsbildungsämter-Konferenz, SBBK）が調整機能を担っている。各州には職業教育局が組織され、職業学校の指導や、職業に関する情報の提供、カウンセリング、訓練状況の監

⁸ SBBK（Schweizerische Berufsbildungsämter-Konferenz）

<http://www.sbbk.ch/dyn/19719.php>

⁹ SER（2015）‘Fact and Figures 2015, Vocational and Professional Education and Training in Switzerland’

¹⁰ VET（職業教育訓練）とPET（専門教育訓練）を総称したもの

視、修了試験の実施、教員市場を運営する。職業教育を支えている柱の一つである職業団体は、該当する訓練規定の新案や改案を提案し、修了試験の作成を委任される。

職業教育の財政はほぼ全額が公費によって賄われており、連邦が約 10 から 30%を受け持ち、残りはカントンと市町村とによって支えられている。職業団体は、訓練の教材や継続教育を援助することで一端を担っている。

(2) 後期中等教育¹¹

後期中等教育段階の職業教育は、職業訓練学校で行う見習い訓練（デュアルシステム）、中等職業専門校でおこなわれる教育の二つの形態に分類することができる。

職業教育の大部分を占めるのはデュアルシステムで、ほぼ全職業分野で訓練形態の核となっている。

義務教育終了後、職業の道を進むことを選んだ生徒は、希望の職種を決めなければならない。職種を選んだ後に、訓練席の確保、訓練契約と進むがこれには一定の時間を要する。

中学校卒業の 2 年前から職業に関するガイダンスが始まり、保護者会、懇談会、個人訪問などを通じて職業選択が行われていく。また学校外では、公私によって運営される職業カウンセリングが、職業選択や継続教育に関する支援を幅広く行っている。連邦の規定により、各カントンには職業教育行政部門が存在しており、職業訓練に関する情報の提供や指導者コースの開催などを取り仕切っている。様々な情報を通して進路を決定した生徒は、希望の職種を扱う事業体に願書を提出する。この時期が大体、卒業から 1 年前となる。

訓練期間は職種に応じて 3 年から 4 年におよび、事業所における実習と職業訓練学校での座学から成っている。課程修了時には見習い訓練先企業及び学校の両方で試験が行われ、この試験に合格すると連邦能力取得証明書（EFZ: Eidgenössische Fähigkeitszeugnis）及び成績表、ならびに訓練期間中の職務証明書（Arbeitszeugnis）が授与される。

なお、職業訓練学校を 2 年で修了する基礎的な職業能力を身につけるためのコースもあり、2 年で修了して審査（一般的に試験ではない）に合格した者には連邦基礎訓練修了証明書（EBA: Eidgenössische Berufsattest）が授与される。この 2 年のコースにおける見習い訓練では企業と訓練生との契約はなく、非正規の見習い訓練と位置付けられている。

もう一つの訓練形態である中等職業専門校（FMS: Fachmittelschule）は学校で実習と座学が行われる形態で、商業高校（Handelschule）や、職業作業所（Berufswerkstatt）などが有名である。商業学校の生徒は、修了時には修了証書（Diplom）が得られ、多くは卒業後に企業にて研修（Praktikum）を行う。職業作業所は、主に国内のフランス語圏やイタリア語圏で拡大し、20 世紀後半には学業困難者や外国人子弟など不利な状態にある生徒に職業訓練機会を与える役割を果たす機関となった。また、近年は市場の職業訓練生と訓練希望者の隙間を埋める役割も果たしている。課程修了後の修了試験や取得できる資格は、基本的にデュアルシステムのものと同様のものである。中等職業専門校に共通するのは 3 年の全日制コースであること、及び、医療/保健、教育、福祉、文化/芸術のいずれかの職業訓

¹¹ 本項の記述の多くは、安部智美（2006）「スイス職業教育の構造—ドイツ・デュアルシステムとの比較—」から引用した。

第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結

練メニューを備えていることである。また、3年の課程修了後、12週間から40週間の職場におけるインターンシップ期間を経て中等職業専門校を終える専門校準備コースも希望者に用意されており、保健/看護、社会福祉、教職、ICT、芸術などのコースがある¹²。

銀行での見習い訓練を例にあげると、銀行員の職業訓練は、商業職業訓練(Kaufmännische Lehre)となり、他の諸職種同様、職業教育法、労働法に基づき作成された当該職種の「職業訓練および見習い訓練修了試験に関する規則」(Regelment über die Ausbildung und die Lehrabschlussprüfung)に従い、厳格に実施される。この商業職業訓練分野における主な実習訓練場所は、銀行、保険、行政、機械工業、信託、である。職業団体によって体系的な訓練課程が形成され、その訓練内容に地域差があまりない職種である。

銀行に対する訓練生の応募の前提条件は中学校修了で、訓練期間は商業職業訓練の養成訓練と修了試験に関する規定第1条6項にあるとおり3年である。この銀行での願書提出の際に必要なとなる書類は、中学校の成績、履歴書、手書きの志望動機とマルチチェックである。マルチチェックは職業訓練希望者に行われる適正検査で、希望職種にあわせ5つの分野に分かれており、銀行員としての訓練希望者は、この商業分野を受験する。マルチチェックは、成績表で計り知れない部分や各中学校における成績評価の意見の違いなどから志願者を公平に扱うために導入された。書類審査に合格すると、引き続き面接が行われ、最終的に採用または不採用が決定される。正式採用が決定すると、職業教育法第14条訓練契約に関する条項にそって契約が結ばれる。この契約は、訓練契約に関する債務法(Obligationenrecht)の第344から第346条に準じている。訓練契約には養成職種の名称、訓練期間、給与、試用期間、労働時間と休暇が規定されており、最終的にカントンによって審査され認可される。

商業職業訓練も、多くの場合、事業所における実習と職業学校での理論的学習のデュアルシステムが採用されている。しかし、厳密に言えば事業所における訓練は、実習と「事業所共通理論学習」(Überbetriebliche Kurse)に分類される。職業教育法第16条1節には「職業基礎訓練はa. 職業実践教育、b. 学校における一般教養と職業教育、そしてc. 訓練中の職業業務で必要とされる実践と学校教育の補足、からなる」とあり、事業所、職業学校、そして補足教育を行う「第三の場所」が訓練場所とされている。

商業分野は幅広く、業種も様々であるので、訓練分野に特別に必要な知識を身につけるために、この補足教育が行われる。銀行員で言えば、銀行で実務訓練、職業学校で幅広い理論的商業学習、そして補足教育として理論的な銀行専門学習が行われている。ある銀行では、理論的な学習に42授業日を費やしている。

職業基礎訓練では、銀行業務の全容を幅広く修得することを目標とされているが、基礎教育段階では難度の高いもの、専門的過ぎるものは対象とならない。よって、基本的な銀行業務が指導されることとなる。訓練は各銀行に委託されてはいるが、スイス銀行協会

¹² SBFI, Fachmittelschulen

<http://www.berufsbildung.ch/dyn/11014.aspx?lang=DE&action=detail&value=287&lex=0>
Greater Geneva Berene area, Education and universities
<http://ggba-switzerland.ch/en/getting-started/education-and-universities/>

(Schweizerliche Bank Vereinigung) では、訓練モデルを示している。そこでは、1. 基本サービス (Basisdienstleistungen)、2. 金融部門 (Finanzbereich)、3. 商業部門 (Kommerzbereich) の3部門での訓練を通して訓練生に幅広い知識を提供することを推奨している。G 州立銀行では、訓練生が6ヶ月ごとに異なる部門に配属され、3年で3部門6分野での訓練を受けるようになっている。

デュアルシステムのもう一方を構成する職業学校への通学は、職業教育法 21 条 3 節で全訓練生に義務づけられている。授業時間は1日あたり、必須の体育を含んだ8授業時間で、週2日以内となっており、授業時間は学年が上がるにつれて少なくなるよう組まれている。職業学校開始の第1学年の最初には、基礎コースが設けられており、このコースでは事業所における訓練に必要な、コンピュータ知識や接客など、基礎的な職業能力が伝達される。期間は3～6週間または100時間以内に及ぶ。その後の授業は、まとまった一定期間に集中して授業が行われるブロック単位や、週単位などで行われる。

商業職業訓練はBコース、Eコース、Mコースの3種類に分かれており、職業学校での授業内容が若干異なってくる。コースは、中学校の時点での成績が関係してくる。Bコースは標準コースとされ、Eコースは中学時代の成績が比較的良い者で、Bコースに比べて職業学校における言語授業に重点が置かれ、母国語以外を2つ専攻しなければならない。また、入学選抜試験が設けられているMコースは、職業訓練とともに専門大学入学資格取得を目指すコースで、商業課目の他に、一般課目である数学、歴史、文学などが加わる。なお、これらのコースは、職業学校におけるカリキュラム、資格に関わることで、事業所における訓練内容はどのコースを選択していても同じである。

スイスの銀行での養成訓練では、基本的にスイス銀行協会が作成した統一のテキストファイルが使用される。ファイルは公用語のドイツ語、フランス語、イタリア語で出版されているので、全スイスの銀行での指導内容はほぼ同一であると言っても過言ではない。

養成訓練は、銀行の養成訓練担当部門や各指導者により体系的に行われており、商業職業訓練および職業修了試験に関する規則の第2条「事業所への要請の項目」で、事業所における指導者は、a.2年の職歴を持つ商業職業訓練を終えた者、b.3年の商業分野における職歴を持つ他分野の訓練を修了した者、c. 商業分野で職歴がある者で大学、高等教育機関、2年以上の高等職業訓練を修了した者、もしくは連邦高等専門試験、連邦資格の所有者、d. これまでに訓練生を指導し、商業分野において十分な経験がある者、と厳格に規定されている。訓練生の割合は、指導員の数に依存し、指導員が1人の場合は、訓練生は1名で、それ以上は基本的に1名の訓練生に3名の指導者を必要とする。

事業所における訓練は実務と、理論学習からなるが、日常の実務は、各部署の担当者により定められた項目に沿って行われている。このような日常業務に関する成績は「業務状況や学習状況」と呼ばれるもので評価され、訓練指導者は年2回、訓練生の業務や態度に関する成績を、日常的な観察と最終的な面接で判断する。基本的に日常的観察は部署の担当者に任せられ、面接は部署担当者と客観的な立場として同席する訓練指導者とで行われる。

また、前述したように「事業所共通理論学習」という事業所や職業学校で行われる教育

第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結

を補うコースの参加も義務付けられている。カントンは職業団体と協力してこのコースを管理し、コースの期間は年2～4日で、費用は連邦とカントン、事業所によって分担される。銀行分野における「事業所共通理論学習」の主催者はスイス銀行協会となる。この「事業所共通理論学習」で銀行業務に関する様々なテーマについて学習した後に、訓練生はテーマに即したレポートの提出を課される。このレポートは、年に一度、3年間で3回の提出義務があり、平均成績は訓練修了試験の事業所の分野の25%に数えられる。また訓練生は自己の学習進度を自覚するため学習日記（Lernjournal）をつけなければならず、この内容も「過程のまとめ」の重要な部分となる。こうして提出された課題は、訓練担当者から評価がつけられ、訓練責任者、事業所代表、訓練生のサインを記入後、地域の商業職業訓練試験委員会に提出される。各セメスターの成績は、委員会によって保管され、最終的に修了試験の成績に換算される。

職業訓練全過程が修了すると、事業所との間で結ばれた訓練契約は終了する。訓練生は、一社会人として就職活動を行わなければならない。基本的に、訓練先に就職できるという保証はない。連邦能力証明書は全スイスで有効なので、就職はスイス国内どこでも可能となる。2002年6月1日にスイスとEU間で資格を認可する条約（Gegenseitige Diplomanerkennung zwischen den EU-Staaten und der Schweiz）が結ばれた。これにより、主に大学レベルの専門職（医師など）はヨーロッパ圏で認可され、その他の資格は当該国の資格との比較によって承認される運びとなった。しかし、銀行員など特別な資格を必要としない職業にはこの条約は当てはまらない。ドイツなど、職業訓練が存在する地域では、スイスの職業資格も受け入れられるが、職業訓練が主流ではない国や、高等教育が盛んな国では、職業高校卒業レベルとしか捉えられない。スイスの銀行は世界各国に支店を構えているので、スイスから派遣されてという形での海外勤務は考えられるが、現地で就職となるとよほどの経験か特別なスキルがない限り、難しいのが現状である。

（3）高等教育

高等（教育における職業教育）は、連邦高等専門試験（Eidgenössische Höhere Fachprüfung）及び連邦職業試験（Eidgenössische Berufsprüfung）、ならびに連邦専門大学（Eidgenössische Fachhochschule）における連邦認可の教育によって修得される、と職業教育法第27条に規定されている。両試験は、試験規定のみ連邦によって定められ、試験の内容は各職業組織によって決定される。分野は多岐にわたり、約350の資格が認可されている。これらの試験の準備コースを提供するのは専門大学である。専門大学は一般にカントンにより運営され、入学資格は該当する職業訓練修了資格と雇用就業経験を有することである。つまり、中等職業専門学校の専門校準備コースまたは職業訓練学校の上級訓練準備コースを修了した者には自動的に連邦職業バカロレア資格（FVB：Federal vocational baccalaureate）が付与され、無試験で専門大学に入学できる。現在スイス各地域に7つの専門大学が存在し、職業教育の提供以外に継続教育や、職業教育に関する研究も盛んに行われている。ポローニャ宣言のスイスの採用による改革に伴い、2010年までに全専門大学の修了資格は、学士または修士となり、一般大学と同様の地位を得ることとなる。

5. 財政

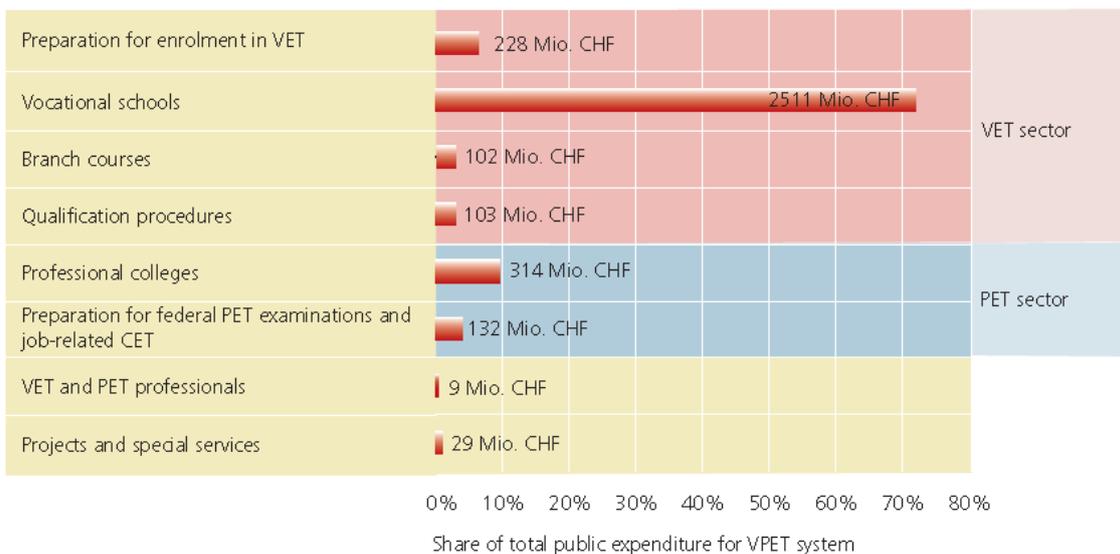
教育研究イノベーション省（SERI）は、国内の職業訓練を VET（後期中等教育レベルでの職業教育訓練）、PET（高等教育第一段階での職業教育訓練）、CET（継続職業教育訓練）に切り分けて制度を説明することが多い。これは、同省はいずれの教育訓練についても関与はするが、財政支援については専ら VET を対象とし、PET 及び就職準備のための CET は企業または参加者がコストを負担するというを前提としているためである。しかし、国の財政支援の対象は、VET と PET を併せた VPET とされている。

2012 年におけるスイスの VPET 制度に対する公的な財政支援額は 350 億スイスフラン（3.5 billion CHF）であり、これは VPET の総コストの 4 分の 3 をカバーする支援額である。また、連邦政府の VPET 制度に対する支援は総コストの約 4 分の 1 である。すなわち、州（カントン）が約 50%、連邦政府が約 25%を負担している。

見習い訓練のコストは訓練先企業によってさまざまであるが、見習い訓練生の負担額は約 50%、企業の負担は約 40%という調査結果もある¹³。

図表-2-3 VPET 制度に対する公的支出額（2013 年）

Public expenditure for VPET system in 2013²¹



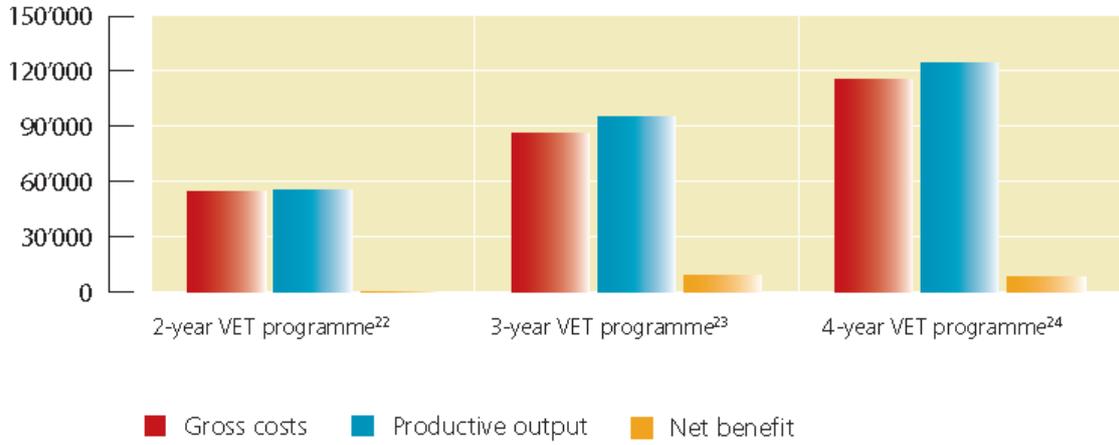
(SERI (2015) p.12)¹⁴

¹³ EC(2013) Return on investment of apprenticeship systems for enterprises: Evidence from cost-benefit analyses

¹⁴ SERI(2015) 'Vocational and professional education and training in Switzerland, Facts and figures 2015'

第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結

図表-2-4 (企業にとっての) 見習い訓練生一人あたりの費用対効果
訓練期間別 (単位: CHF)



(SERI (2015) p.19)

【摘要】左より、費用、生産効果、差引（費用対効果）

6. 実績

図表-2-5 20歳以下で後期中等教育の通年プログラム1年目に在籍する生徒数(2011年)

	生徒数	割合
生徒数合計	90,466 人	100.0%
一般教育 General Education	25,984 人	28.7%
高等学校 (普通高校) Academic baccalaureate schools	21,330 人	23.6%
専門校準備課程 Specialized middle schools ¹⁵	4,654 人	5.1%
職業教育 VET	64,482 人	71.3%
見習い訓練 (正規) Apprenticeship	57,637 人	63.7%
中等職業専門学校 School-based VET	6,059 人	6.7%
見習い訓練 (非正規) Uncertified apprenticeship(Anlehre)	786 人	0.9%

(AICGS (2014))¹⁶

図表-2-6 後期中等教育 (Sekundarstufe II) における一般教育コース生徒数
主要地域別 2012/13¹⁷

主要地域	合計	女性比率	外国人比率	私立学校比率
ジュネーブ湖地方	30,178 人	58.4%	24.4%	11.4%
ミッテルラント地方	16,828 人	62.1%	9.1%	1.4%
北スイス地方	12,343 人	61.1%	11.7%	4.2%
チューリヒ地方	9,781 人	58.1%	10.1%	13.3%
東スイス地方	7,946 人	61.2%	8.9%	2.8%
中央スイス地方	6,449 人	59.7%	8.5%	4.3%
ティチーノ地方	6,068 人	55.6%	16.2%	13.5%
合計	89,593 人	59.6%	15.2%	7.6%

図表-2-7 後期中等教育 (Sekundarstufe II) における職業教育訓練コース生徒数
主要地域別 2012/13¹⁸

主要地域	合計	女性比率	外国人比率	私立学校比率
ジュネーブ湖地方	38,182 人	40.1%	25.6%	2.3%
ミッテルラント地方	53,323 人	43.3%	12.8%	1.7%
北スイス地方	29,646 人	42.5%	20.8%	1.3%
チューリヒ地方	42,119 人	44.8%	14.4%	6.1%
東スイス地方	35,440 人	41.8%	16.7%	1.2%
中央スイス地方	22,857 人	40.0%	12.0%	8.9%
ティチーノ地方	8,962 人	40.8%	26.8%	0.1%
合計	230,529 人	42.3%	17.3%	3.1%

(注) 職業予備教育課程 (Anlehre) 及び徒弟予備課程 (VorlehreQuelle) を含む

¹⁵ AICGS (アメリカの現代ドイツ研究所) の統計資料をそのまま翻訳したもの。専門校準備課程は本来、職業教育と捉えられているが、この表では一般教育に分類されている。

¹⁶ AICGS (2014) The Swiss Apprenticeship System, Its Institutional Specificities and Strengths in International Perspective <http://www.aicgs.org/publication/the-swiss-apprenticeship-system/>

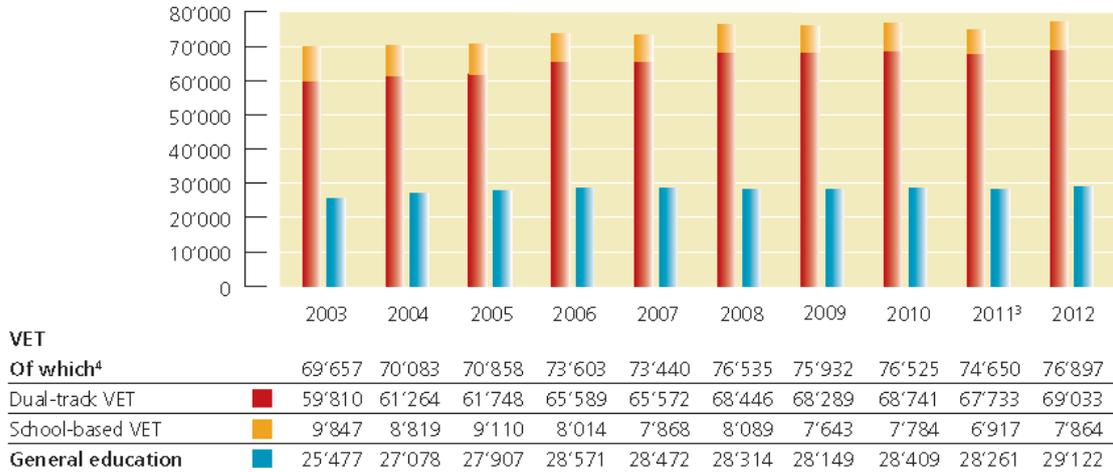
¹⁷ Statistik Schweiz, Sekundarstufe II: Allgemein- und Berufsbildung - Übersichtstabellen Schülerinnen, Schüler und Studierende, Allgemeinbildende Schulen 2012/13 (in Zahlen und in %) http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/de/index/themen/15/04/00/blank/schuelerinnen_und.html

¹⁸ Statistik Schweiz, Sekundarstufe II: Allgemein- und Berufsbildung - Übersichtstabellen Schülerinnen, Schüler und Studierende, Berufliche Grundbildung 2012/13 (in Zahlen und in %)

第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結

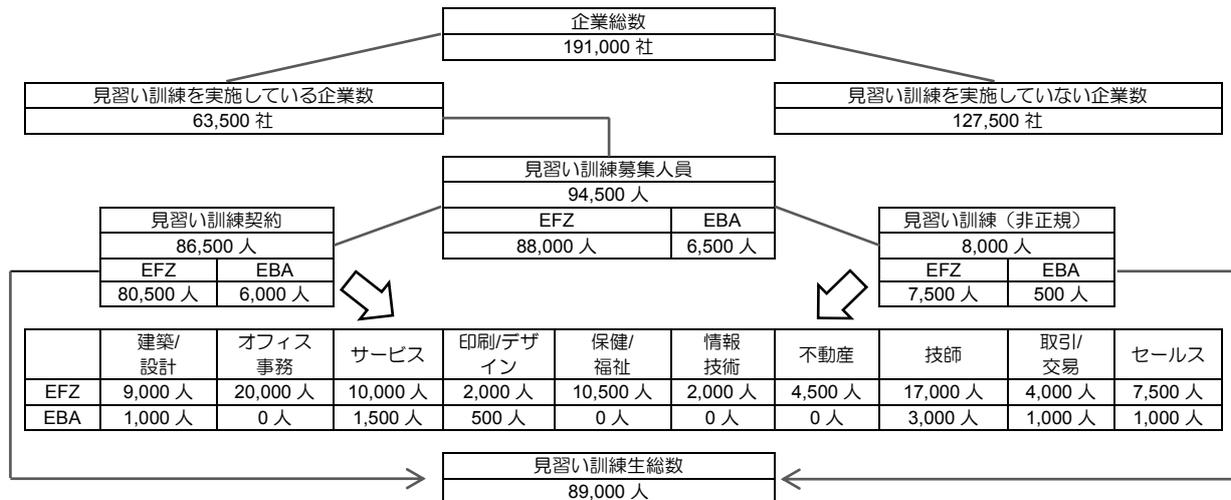
図表一2-8 後期中等教育の入学者数

Enrolment in upper-secondary level²



(SERI (2015) p.12)¹⁹

図表一2-9 見習い訓練の状況 (2013年8月現在)²⁰



注 1) EFZ: 連邦能力取得証明コース (通常 4 年、見習い訓練修了後、試験を経て取得)

EBA: 連邦基礎訓練修了証明コース (通常 2 年、非正規見習い訓練修了後、審査を経て取得)

注 2) このデータは 1997 年以降 LINK Institut 社が教育研究イノベーション省 (SERI) の下部機関 OPET (Federal Office for Professional Education and Technology) からの委託により 1997 年以降実施している見習い訓練制度の実態調査によるもので、SERI が公表している統計データとは一致しない。

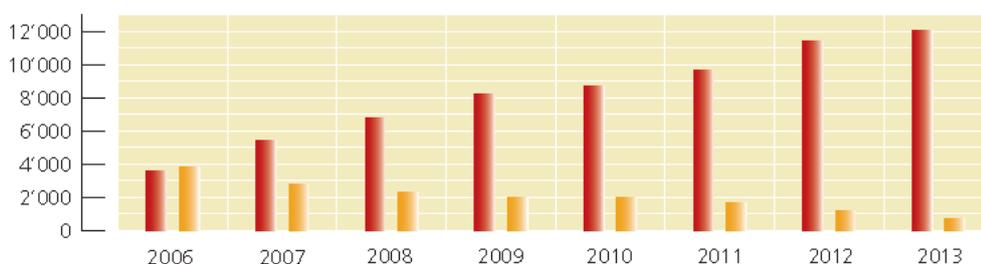
¹⁹ SERI (2015) 'Vocational and professional education and training in Switzerland, Facts and figures 2015'

²⁰ Apprenticeship Barometer (Lehrstellenbarometer) August 2014

<http://www.sbf.admin.ch/aktuell/medien/00483/00594/index.html?lang=de&msg-id=54994>

図表一2-10 見習い訓練を経て取得された証明書の年次発行数の推移
(連邦能力取得証明、及び、連邦基礎訓練修了証明)

Total number of apprenticeship contracts in relation to formal (i.e. for Federal VET Certificate) and informal two-year apprenticeships¹⁰



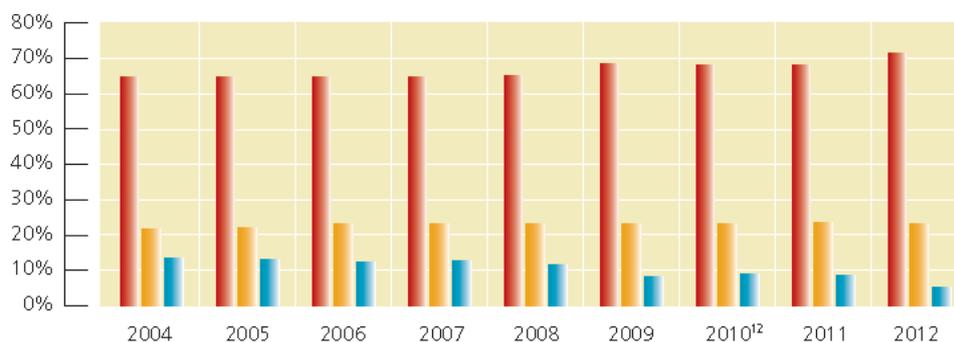
Federal VET Certificate	■	3'600	5'200	6'800	8'000	8'500	9'400	11'100	12'100
Informal two-year apprenticeship	■	3'800	2'800	2'300	2'000	2'000	1'700	1'200	750

(SERI (2015) p.13)

【摘要】上段より、連邦能力取得証明、連邦基礎訓練修了証明

図表一2-11 後期中等教育レベル修了者の修了課程別割合

Upper-secondary level qualifications¹¹



VET	■	64.9%	64.9%	64.6%	64.6%	65.0%	68.7%	68.2%	68.2%	71.6%
General education	■	21.7%	22.2%	23.2%	23.0%	23.3%	23.0%	23.0%	23.4%	23.1%
No upper-secondary level qualifications	■	13.4%	12.9%	12.2%	12.4%	11.7%	8.3%	8.8%	8.4%	5.3%

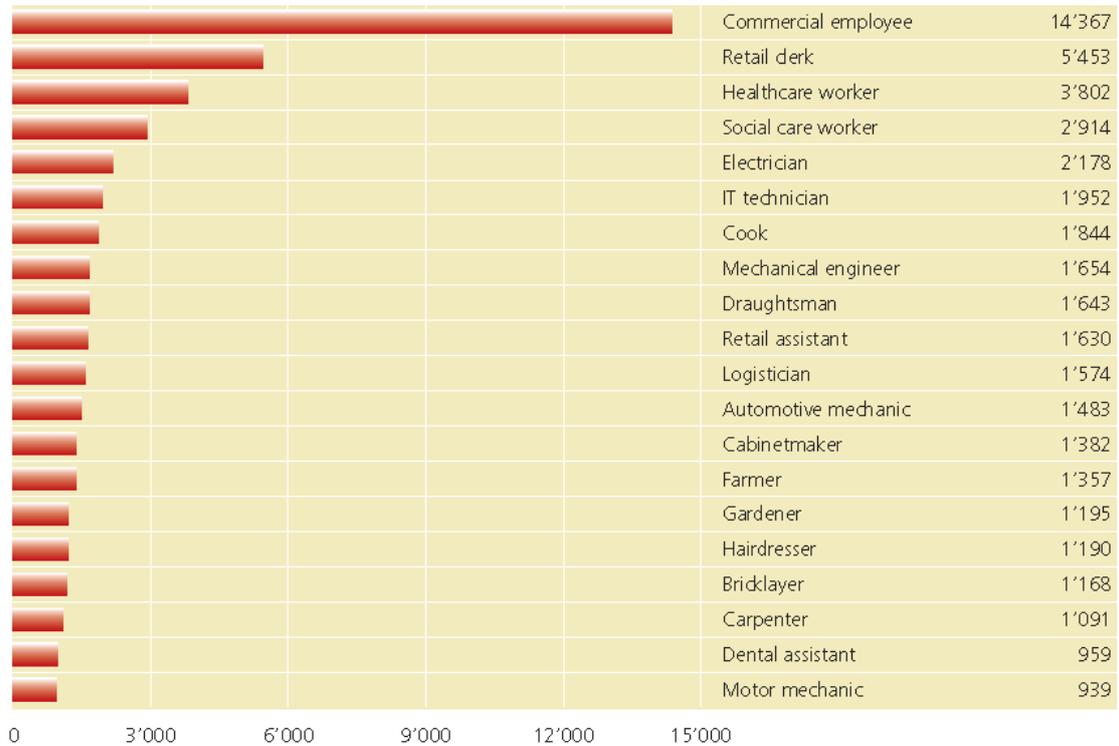
(SERI (2015) p.14)

【摘要】上段より、職業訓練学校（見習い訓練）または中等職業訓練学校修了者、高等学校（普通高校）修了者、後期中等教育未修了者

第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結

図表-2-12 230 の職業訓練プログラムのうち人気のある職業（2013年）
（新規入学者数ベース）

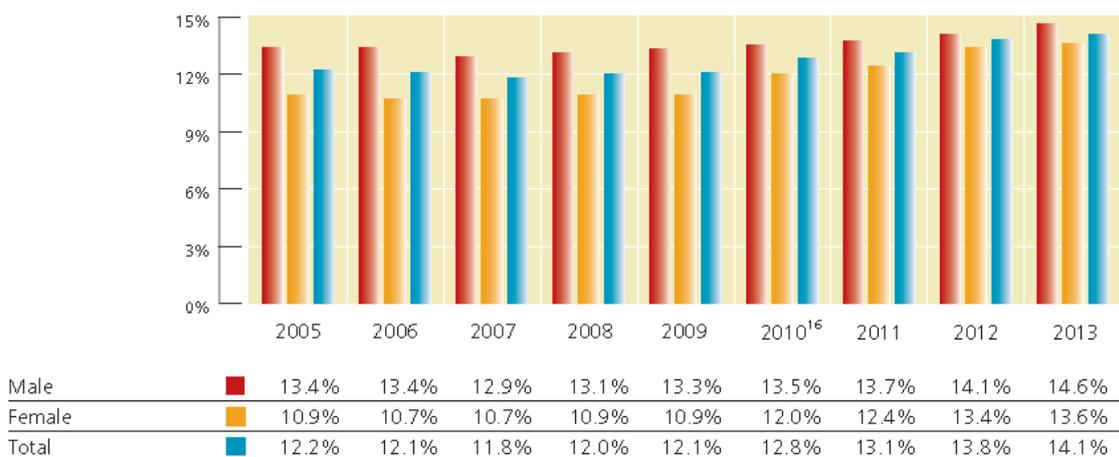
New enrolments in 2013¹⁴



(SERI (2015) p.15)

図表-2-13 連邦職業バカロレア資格（FVB）取得率

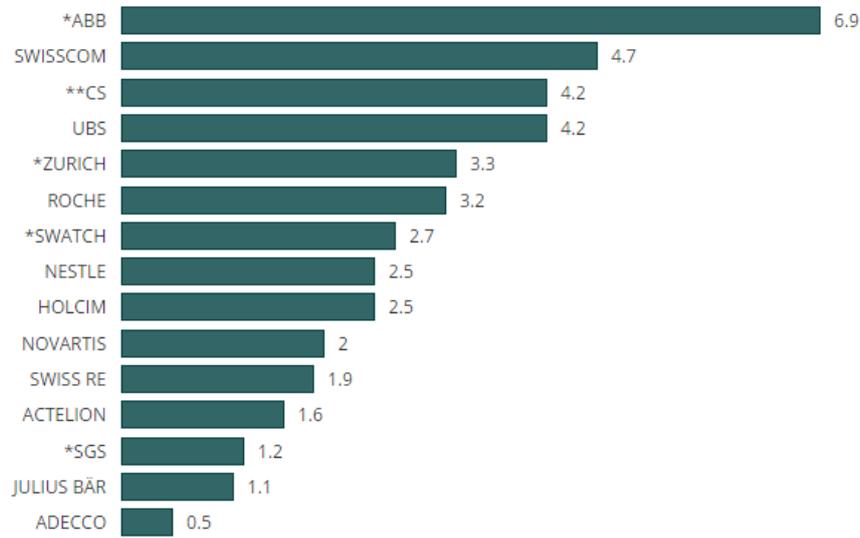
Percentage of VET graduates who also obtained an FVB¹⁵



(SERI (2015) p.16)

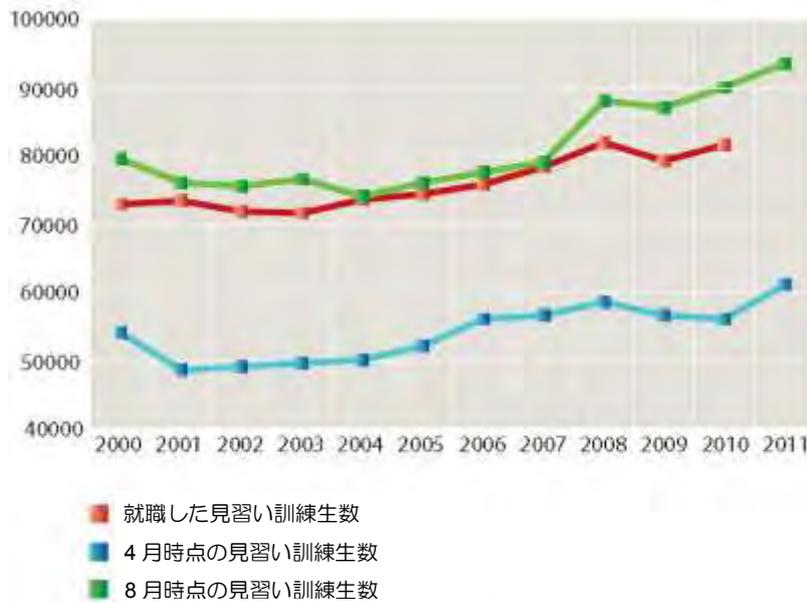
注) 連邦職業バカロレア資格（FVB：Federal vocational baccalaureate）とは、中等職業専門学校の専門校準備コースまたは職業訓練学校の上級訓練準備コースを修了した者に付与され、無試験で専門大学に入学できる資格をいう。

図表一2-14 スイス証券取引所上場企業の従業員数に占める見習い訓練生の割合



(Swiss Public Television SRF) ²¹

図表一2-15 見習い訓練生の需給状況の推移



(SERI (2012) p.7) ²²

²¹ SWI, The labour shortage facing the top 20 Swiss firms, Mar 9, 2015
http://www.swissinfo.ch/eng/hiring-habits_the-labour-shortage-facing-the-top-20-swiss-firms/41306860

²² SERI (2012) 'Entering the labour market, Report on measures to ease the transition to upper-secondary level'

7. 評価・課題

(1) 職業教育訓練制度の強みと課題

2008年にOECD職業教育訓練に関する国家専門家グループ(Hoeckel, K.ほか)が実施した職業教育訓練に関する「レビュー対象国のアセスメント(評価)概要と政策勧告」には、スイスの職業教育訓練制度に関して以下のように記述されている²³。

<p>スイス</p> <p>【強み】</p> <p>スイスの高度に発達したVET/PET制度²⁴は、多くの強みを持っている。特に、以下のような点が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none">• 制度は、雇用主主導、ないし市場主導の性格が強い。• 連邦、州(カントン)、専門組織間のパートナーシップが良好に機能している。• 学校ベースと企業ベースの学習はよく統合されている。職場訓練(スイスでは、企業内訓練と呼ぶ)は、それほど企業寄りの特殊なものではない。• スイスのVET/PET制度は資本が十分投下されており、最新の設備を備えている。• スイスの見習い訓練に基礎を置く職業プログラムは、便益が費用を上回るという点で、ほとんどの雇用主にとってはそれ自体で採算の取れるものである。• 高等教育段階の職業教育訓練がしっかりしており、高等教育レベルの幅広い職業教育訓練が存在している。• 訓練が行き詰るリスクを避けるため、コース間の移動の許容と、弾力的な経路が導入されている。• 職業教員と職業訓練指導員、試験員と監督者が十分に準備ができています。• 質の管理が保証され、国家的な評価手続が実施されている。• キャリアガイダンスとカウンセリングが体系的かつ専門的に行われている。• 検証手段が十分開発され、政策論議を支援するために定期的に用いられている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none">• 世界不況は職業教育訓練、特に見習い訓練の場の提供に関して、負の影響を与えたかもしれない。• コーホート(同一世代集団)が縮小するという人口上の変化(訳注:いわゆる少子化)が、学術教育-職業教育間の競争を激化させる可能性がある。また、職業教育訓練は、高等教育における学術教育との競争にも直面している。• 訓練の伝統を欠く国際企業がスイス国内市場に参入することで、スイスのデュアルトラ

²³ OECD (2010) Learning for Jobs, Annex B, Summary assessments and policy recommendations for reviewed countries, Switzerland, Hoeckel, K., S. Field and W.N. Grubb (2009)

日本語訳は、(訳, 2012)「若者の能力開発-働くために学ぶ(OECD職業教育訓練レビュー: 統合報告書)」明石書店, pp.217-219を転載。

²⁴ ここでのVET/PETは、スイス特有の用語法が使われている。VET [Vocational Education and Training 「職業教育訓練」] は、主として後期中等教育段階での基礎的職業教育を、PET [Professional Education and Training 「専門教育訓練」] は、非大学型高等教育での職業教育を指す。

ックの学習制度（訳注：職業学校での学習と企業での見習い訓練が組み合わされたコースで、後期中等教育段階に在籍する学生の約6割弱（2006年）が選択）が脅威に晒されている。

- 公平性に関するいくつかの懸念が、職業教育訓練制度に突きつけられている。

【勧告】

- a. スイスは、質の高い職業教育訓練制度に対して正統な誇りを持ちつつ、その強みを維持するための実践的な手段を導入すること。そのためには、高品質の統計データとその分析が必要となる。若者に対する職業教育訓練と学術教育の現在の構成比率が労働市場ニーズに適合しているか否かを見直すこと。
- b. 職業教育訓練制度全体を通じての公平性を強めるよう努めること。ドロップアウトを最小にし、ドロップアウトした者が適切に支援されることを確かなものにする。職業教育訓練への補助金額と大学教育への補助金額が、資金提供の共通原理に基づくようにすること。女性のスキル形成と労働市場への参加を導くよう職業教育訓練を活用すること。そして、これらの目的を支援するよう、制度を綿密にモニターすること。
- c. 経済危機を原因として発生している、企業内訓練に対する雇用主の提供意欲の顕著な低下に対応した緊急プランを開発すること。

第2章 スイスにおける教育と職業・雇用の連結

(2) 見習い訓練制度のメリット・デメリット

英国、オーストラリア、OECD などで要職にあった研究者のデイブ・ターナーは、2013年に公表した論文において、若者自身、両親、企業、教師の立場から捉えたスイスの見習い訓練制度に対する評価について、以下のように整理している。

図表-2-16 見習い訓練制度の捉え方の違い

	メリット	デメリット
若者の捉え方	<ul style="list-style-type: none"> ・実務の勉強がしたいだけできる ・報酬をもらい、周りから助けられながら学ぶことができる ・旅行やパーティーに興味がある若い時期につめこみ型の訓練機会を得ることは誘惑が避けられていいことだ ・見習い訓練先の指導者（メンター）に出会える ・アカデミックに進むか就職準備に進むかはいつでも自分の意思で変更できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・10歳という若さで見習い訓練をふまえた将来の決断をしなければならぬ ・家族の支援や理解がなければ継続が困難 ・企業での見習い訓練と学校での座学の内容があまりリンクしないことがしばしばある ・中小企業で見習い訓練をしていると、自分のスケールが小さくなるように感じてしまう ・けっこうきつく、長時間労働
両親の捉え方	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の自助精神、責任感を涵養し、モチベーションを高めることができる ・見習い訓練先の指導者（メンター）から良い影響を受けることが期待される ・実務を学ぶことで即戦力となり得る ・国家資格と連結した制度なので安心 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供が13歳から19歳までの間、親は常に年間の学修評価に参加しなければならず、それがままならない事情のある家庭では、結構厳しい ・見習い訓練からドロップアウトすることもある
企業の捉え方	<ul style="list-style-type: none"> ・若い見習い訓練生を受け入れることで、職場の士気が上がり、社内においてスキル練達への気概が否応なしに上昇する ・見習い訓練生がその若さゆえに持つ業務改善や向上のエネルギーによる変革を期待する ・見習い訓練生とその両親に良い企業と思ってもらうために全社が引き締めてもらう向上が図られる ・見習い訓練制度は通常の採用活動に比べてより生産的で費用対効果の高いアプローチである 	<ul style="list-style-type: none"> ・見習い訓練生の指導者（メンター）の養成や人員確保、雇用に係るコストが、企業のリストラ局面で常に問題となる ・職業学校などからの見習い訓練生受入要請が継続的に行われることに対応しなくてはならない（企業の経営的な都合で中断や再開ができない） ・国際的に事業展開する大企業などでは、経営者が株主に対し、見習い訓練受入れの費用対効果が常にプラスであることを示す必要がある
教師の捉え方	<ul style="list-style-type: none"> ・見習い訓練先で自分のキャリアの行く末が見えやすくなるため生徒のモチベーションが格段に上がる ・やりたいことのために勉強する、と動機が明確な生徒に教えることができる ・中学生のときからキャリア教育のモチベーションを高めることができる ・教師が生徒、両親、企業と高いレベルでニーズの合致をみながら協力体制の下に進めることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・14歳という若さで将来の職業やキャリア計画について決断を促すのが難しい生徒がいる（男子に多い） ・労働市場と技術革新の変化が速く大きいため、見習い訓練制度が変化についていけないことがある ・見習い訓練期間はスケジュールがびっしりで、息つく暇もない ・生徒の文化的、言語的バックグラウンドが多様なため、緻密なケアが必要

(Dave Turner(2013))²⁵

²⁵ Dave Turner(2013)“It’s too young to party”, the young person’s perspective on the Swiss apprenticeship system’
http://www.educationandemployers.org/wp-content/uploads/2014/06/swiss_apprenticeships_-_the_young_persons_perspective_2013.pdf

8. 参考文献

【日本語文献】

- ・田中正弘, 森利枝 (2014) 「ポローニャ・プロセスへの対応による新たな学位・単位制度の活用と課題 : ドイツ・スイスにおける取組から」 21世紀教育フォーラム(9), pp.9-18, 弘前大学 21世紀教育センター
- ・土井康裕, 鈴木健介 (2012) 「欧州国境地域における越境労働市場の現状 : オーバーライン地域のモデルケース」 名古屋大学大学院経済学研究科 経済科学 (60) pp.119-133
- ・岩田克彦, 上西充子 (訳, 2012) 「若者の能力開発—働くために学ぶ (OECD 職業教育訓練レビュー : 統合報告書)」 明石書店
- ・濱口桂一郎 (2012) 「雇用ミスマッチと法政策」 日本労働研究雑誌 No.626, pp.26-33
- ・長谷川理映 (2011) 「地域の新規高卒労働市場における需給ミスマッチの規定要因」 関西学院大学産業研究所 産研論集 (38) 2011.3
- ・安部智美 (2006) 「スイス職業教育の構造—ドイツ・デュアルシステムとの比較—」 名古屋大学教育学部技術職業教育学研究室, 職業と技術の教育学 Vol.17, 2006.3, pp.35-46

【外国語文献】

- ・SERI (2015) 'Vocational and professional education and training in Switzerland, Facts and figures 2015'
- ・LINK Institut (2014) 'Lehrstellenbarometer August 2014 Kurzbericht, Umfrage bei Jugendlichen und Unternehmen im Auftrag des Staatssekretariats für Bildung, Forschung und Innovation SBF'
- ・OECD (2014) 'Education at a Glance 2014, Swizerland country note'
- ・OECD (2014) 'Skill beyond School Brief on Australia, Germany, and Swizerland'
- ・Bundesamt für Statistik(2013) 'Bildungslandschaft Schweiz 2012/13'
- ・Lucas Graf (2013) 'The Hybridization of Vocational Training and Higher Education in Austria, Germany, and Swizerland', Budrich UniPress, 304 pages, Swizerland: pp.153-188
- ・CEDEFOP (2013) 'On the way to 2020: data for vocational education and training policies, Country statistical overviews, Update 2013', 130 pages, pp.112-114 (Swizerland)
- ・Samuel Muehleemann and Stefan C. Wolter (2013) 'Return on Investment of apprenticeship systems for enterprises : Evidence from cost-benefit analyses', European Expert Network on Economics of Education (EENEE) Aanalytical Report No.16, October 2013
- ・Dave Turner (2013) "'It's too young to party", the young person's perspective on the Swiss apprenticeship system', Education and Employers
- ・SERI (2012) 'Entering the labour market, Report on measures to ease the transition to upper-secondary level'
- ・Mirjam Strupler and Stefan C. Wolter (2012) 'Dual-track VET: a success story – also for host companies'
- ・Universität Zürich (2012) Berufseinstiegs - Barometer 2012 : Report im Auftrag des Bundesamts für Berufsbildung und Technologie (BBT)
- ・NAFSA (2011) 'Online Guide to Educational Systems Around the World – Swizerland'
- ・OECD (2010) 'Learning for Jobs - Synthesis Report of the OECD Reviews of Vocational Education and Training'
- ・Kathrin Hoeckel, et al (2009) 'OECD Reviews of Vocational Education and Training, : A Learning for Jobs Review of Swizerland 2009', April 2009

This page intentionally left blank.

第3章 ノルウェーにおける教育と職業・雇用の連結

【目次】

用語解説等	50
1. 仕組み	51
2. 背景	53
3. 根拠法	54
4. 実施方法	56
(1) 関係機関の役割分担	56
(2) 後期中等教育	56
(3) 第三期（高等）教育	58
(4) 社会人向け教育	60
5. 財政	63
6. 実績	64
7. 評価・課題	69
(1) 職業教育訓練制度の強みと課題	69
(2) 職業教育訓練の概況	70
8. 参考文献	77

第3章 ノルウェーにおける教育と職業・雇用の連結

用語解説等

●略語／頭字語／通称等の日本語対訳表

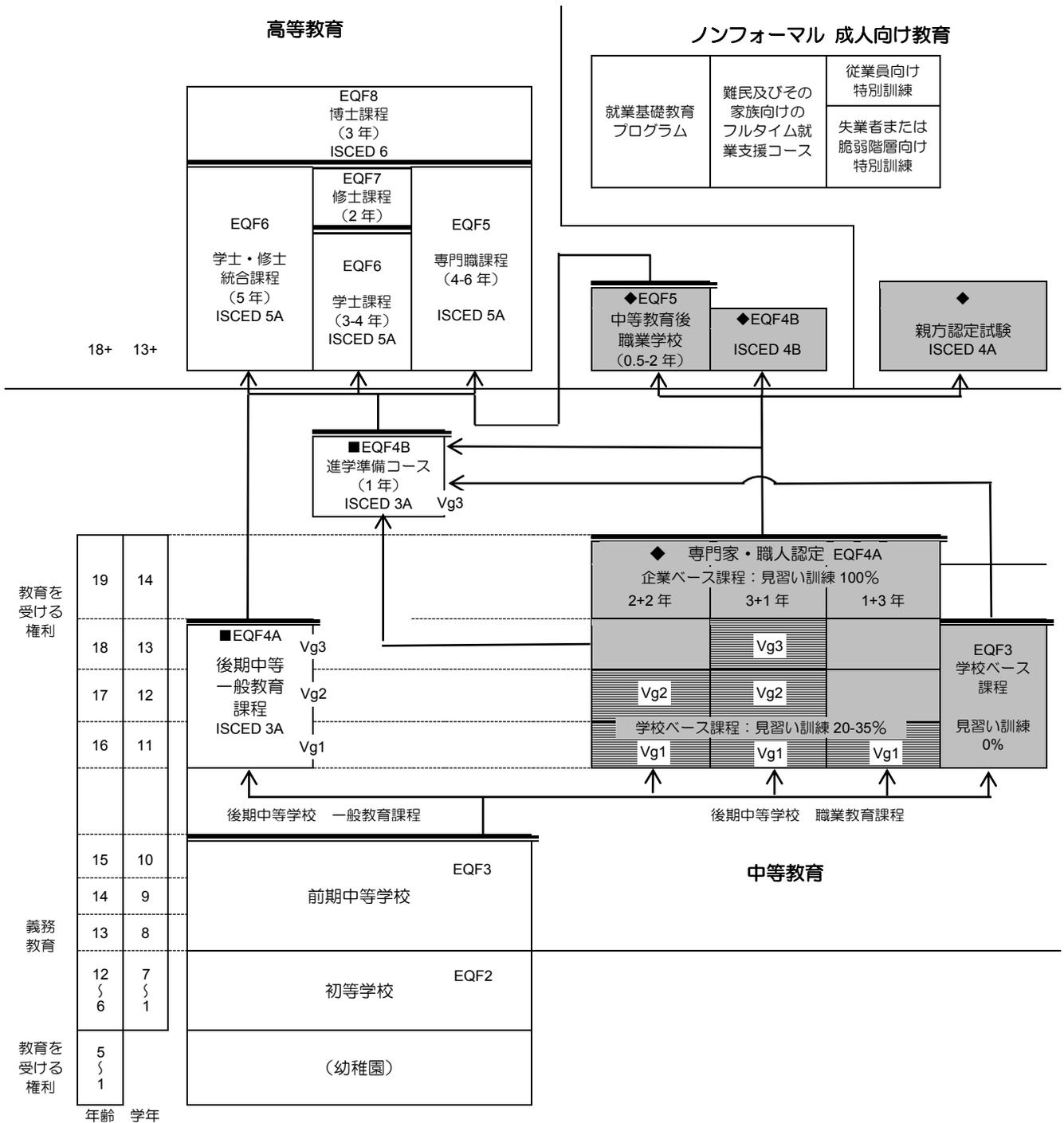
略語等	ノルウェー語 [英語]	日本語訳
KD	Kunnskapsdepartementet [Ministry of Education and Research]	教育・研究省
KS	Kommunesektorens interesse- og arbeidsgiverorganisasjon [Norwegian Association of Local and Regional Authorities]	ノルウェー地方自治体協議会
LO	Landsorganisasjonen [Norwegian Confederation of Trade Unions]	ノルウェー労働総同盟
MCC	Mesterbrevnemnda [Master Craftsperson Certificate Committee]	親方資格認定委員会
NAV	Arbeids- og velferdsetaten [Norwegian Labour and Welfare Administration]	ノルウェー労働福祉局
NHO	Næringslivets Hovedorganisasjon [Confederation of Norwegian Enterprise]	ノルウェー企業連合
NOKUT	Nasjonalt organ for kvalitet i utdanningen [Norwegian Agency for Quality Assurance in Education]	国家教育の質保証機構
SRV	Samarbeidsrådet for yrkesopplæring [National Council for Vocational Education and Training]	国家職業教育審議会
SOL	System for oppfølging av læreplan [Curricula follow-up system]	カリキュラムのフォローアップシステム
Vg	videregående [secondary]	後期中等教育
VOX	Nasjonalt fagorgan for kompetansepolitikk [Norwegian Agency for Lifelong Learning]	ノルウェー生涯学習機構

●通貨について

本章においてノルウェーの通貨を表す場合は、クローネまたは NOK と表記する。
 参考までに、2014 年における対円年平均為替レートは、1 クローネ=16.79 円である。
 算出根拠：OANDA, Average Exchange Rates (bid rate)
<http://www.oanda.com/currency/average>

1. 仕組み

図表-3-1 職業教育訓練（VET）の提供機関（網掛け部分）¹



【摘要】 **■**は、修了後次のステップに進学できることを示す。■大学入学資格 ◆職業能力資格

¹ CEDEFOP (2014) 'Spotlight on VET: Norway'
<http://www.cedefop.europa.eu/en/publications-and-resources/publications/8066>
 NOKUT, The levels of qualifications in the NQF
<http://www.nokut.no/en/Facts-and-statistics/The-Norwegian-Educational-System/The-Norwegian-qualifications-framework/Levels/>

第3章 ノルウェーにおける教育と職業・雇用の連結

ノルウェーにおける教育と職業・雇用の連結は、日本の高等学校に相当する後期中等教育に組み込まれた VET（職業教育訓練）プログラムが最も知られている。また、高等教育における VET、社会人のための VET も制度として用意されている。

義務教育を終えた若者は例外なく 3 年間の後期中等教育を受ける法的権利を有し、後期中等学校に進学する。後期中等学校には一般教育課程と職業教育課程という二つのコースが設けられている。後期中等教育に進む生徒の大多数は職業教育課程である VET プログラムを選択する。VET プログラムでは通常 2 年間に、学校のワークショップでの実習および企業での短期間の仕事が与えられ、その後の 2 年間に、企業または公営機関での正式な見習い訓練および生産的仕事（職場において正規従業員が行うのと同じ仕事）が与えられる。後半の 2 年間に、見習い訓練生は訓練に 1 年間、生産的仕事に 1 年間従事しなければならない。これは 2+2 モデルとして知られている。

しかし、すべての VET プログラムが 2+2 モデルに従っているわけではない。一部のプログラムは、完全に学校中心である。また少数ながら、1 年間は学校、その後の 3 年間は見習い訓練という 1+3 モデルに従ったプログラムもある。

VET プログラムはドロップアウト率が高く、多くの VET 生徒が職業プログラムから、高等教育に進む準備のためのコースに 3 年目に切り替えることを選択するので、VET プログラムを選択した学生の一部のみが選択から 5 年後に専門家・職人認定 *fag- og svennebrev*) を得ている²。後期中等 VET の生徒の大多数は 16~21 歳の年齢層に属する。

25 歳以上の成人は、後期中等教育訓練を受ける法的権利を有する。また、成人は従前に修了した学習が全国カリキュラムに照らして順当に評価される権利を有し、当該職業または特殊技術分野における広範な実務経験（通常は 5 年以上）を有することを証明すれば、専門家・職人認定試験を受ける権利が得られる。

親方（*master craftsman*）教育は、数年の仕事経験を有する関連する専門家・職人認定証の保有者のための VET である。訓練は、一般的な経営、マーケティングおよび職業理論を組み合わせたものであり、貿易産業省（*Ministry of Industry and Trade*）の下での公的認証制度である。こうしたプログラムの多くは、ISCED レベル 4 の中等職業教育学校（*vocational college*）によって提供される。そのような職業学校はまた、後期中等資格を有する学生向けに一連の短期の VET プログラムを提供する。プログラム提供者は独自のコースおよびカリキュラムを作成する。各プログラムは、教育の質の保証に関して国内当局の承認を得なければならない。

高等教育では、職業教育と非職業教育との間に正式な区別もその他の区別もない。

² CEDEFOP（2012）‘Norway: VET in Europe: country report 2012’
<http://www.cedefop.europa.eu/en/publications-and-resources/country-reports/norway-vet-europe-country-report-2012>

2. 背景

現在のノルウェーのVET（職業教育訓練）は、1976年に批准した国際労働機関第142号条約（1975年6月23日採択）において雇用主の組織および労働組合が職業ガイダンスおよび訓練の構成および策定に影響を与え、参加することを規定したことにはじまり、その後教育のイニシアティブが労働組合から国、国から県へと徐々に移行し、1994年の後期中等教育改革を機に県がイニシアティブをとる現在の仕組みが定着している。

ノルウェーの教育改革は、日本の小・中学校に相当する基礎学校（grunnskole）では1997年、高等学校に相当する後期中等教育では1994年、高等教育では2002年にそれぞれ実施されており、このうち1994年の後期中等教育改革はReform94と呼ばれる重要なもので、それまで問題となっていた一般教育と職業教育の隔たりをなくす方針が掲げられた。

その後ノルウェーでは分権化が進み、2006年には初等教育と中等教育をカバーする包括的カリキュラム改革「知識促進改革（Knowledge Promotion Reform）」において、中央政府はより多くの責任を地方レベルに委譲し、とりわけVETについてはその運営を完全に委譲した。現在ノルウェーにある19の県は、公立の後期中等一般教育およびVETのすべての側面の責務を負う。

3. 根拠法³

- (1) 初等・中等教育・訓練に関する 1998 年 7 月 17 日付法律第 61 号 (Opplæringsloven、最新改正：2010 年 8 月 1 日)

本法は単に「教育法」とも呼ばれ、公立及び私立の機関が実施する若者および成人向けの初等、前期中等および後期中等一般教育ならびに VET（見習い訓練を含む）を対象とし、VET 制度の目的および範囲、組織および責任の分担、出資ならびに教育および訓練の内容を規定したものである。本法では、教育・研究省 (Kunnskapsdepartementet) が全国的計画および出資の仕組みの策定に責任を負い、県 (fylkeskommuner) および基礎自治体 (kommuner) は管轄区域内での包括的計画の策定、実施の準備および出資に責任を負うこととされている。

- (2) 中等教育後職業教育訓練に関する法律 (lov om fagskoler 2003、最新改正:2010 年 12 月)

本法は、6 ヶ月から 2 年間のコースおよびプログラムによる ISCED 4 レベルの公立及び私立の中等教育後職業教育訓練について規定しているが、かかる教育訓練は純粋な高等教育とは位置づけられていない。本法の主な目的は、質の高い教育訓練の保証および促進と、学生の権利の保証である。本法に基づく教育訓練提供者は、独自のコースおよびカリキュラムを設計する。各プログラムは NOKUT (Nasjonalt organ for kvalitet i utdanningen ; 国家教育の質保証機構) によって、高等教育および中等教育後職業教育の質の保証に関する規則ならびに NOKUT が策定したルールおよび手順に従って承認されなければならない。

- (3) 大学およびユニバーシティ・カレッジに関する法律 (Lov om universiteter og høyskoler 2005、最新改正：2009 年)

本法は、公立および私立のすべての高等教育に適用され、高等教育の組織面および経営面を規定しており、教育の質の保証および生徒用の学習環境のための学習プログラムの承認、試験ならびに認証について定めている。

- (4) 成人教育法 (Lov om voksenopplæring 1976、最新改正：2003 年)

本法は、教育法が対象としていない様々なタイプの成人向け教育訓練について規定している。現在、成人向け教育訓練は NPO (非営利団体) が提供・実施しており、本法は NPO である成人学習協会 (studieforbund) などによる公共職業訓練、企業ベースの訓練、遠隔訓練を成人教育として捉えている。

- (5) 親方認定に関する法律 (Lov om mesterbrev、1986 年制定)

本法は、親方認定 (mesterbrev) の枠組みを設定し、認定証を与えられた者のみが親方 (mester) を称することができることと定めている。

³ CEDEFOP (2012) 'Norway: VET in Europe: country report 2012' pp.7-8 1.6 Legal Framework

(6) 学生・生徒向け経済支援法 (Lov om utdanningsstøtte til elever og studenter-1985、最新改正：2005年)

本法により、公立および私立の高等教育機関において公認学習プログラムに登録している学生は、全員が最低生活費について国家教育ローン基金 (Statens lånekasse for utdanning) からの助成金および奨励金付きローンを利用することができる。外国にいるノルウェー人学生も当支援の対象であり、交通費、入学金及び授業料の追加支援を受ける権利がある。これと同じ権利は、具体的な資金ニーズを文書で証明した後期中等教育および VET の学生 (見習いを含む)、ならびに外国で実習に 3 か月以上費やす見習いにも与えられる。本法の主な目的は、場所、性別、年齢および経済状況に関係なく教育訓練へのアクセスの平等性を高め、学生の労働環境および学習効率を改善し、社会にとって質の高い労働力へのアクセスを保証することである。

4. 実施方法

(1) 関係機関の役割分担

教育・研究省（KD：Ministry of Education and Research）は、あらゆるレベルの教育訓練に対して全体的責任を負う。後期中等 VET の場合、カリキュラムおよび VET の構造は規則で定められており、教育訓練提供者は規則を遵守する必要がある。新たな資格の必要性が認められた場合、同省はその資格の要件を詳細に規定した職業プロフィール（kompetanseplattform）の策定と検証に相応しい第三者機関を設置する。これは、対象カリキュラムを作成するための土台となる。教育研究省は、雇用主および従業員の組織によって提案される専門家および VET 教員からなるカリキュラム作成チームを任命する。また、教育研究省が開発したカリキュラムのフォローアップシステム SOL（System for oppfølging av læreplan）は、カリキュラムの状況についてより全体的かつ体系的に把握することを目的としたものである。

県当局（fylkeskommuner）は、公立学校および見習い訓練制度を含む VET 制度を所管し、国から配分される VET 資金の再分配、及び、見習い訓練の受け入れならびに監督の責任を負う。また、関連業務として、カリキュラムの作成、試験および品質管理、学校運営、生徒の受け入れ、ならびに教員の任命に対する運用責任が含まれる。

ノルウェーでは後期中等レベルにおいて、教育当局と労使パートナーとが国・地域レベルで緊密に協力する長い伝統がある。国レベルの協力は、国家職業教育審議会（SRY: Samarbeidsrådet for yrkesopplæring）、及び、9 個（教育プログラムごとに 1 個）の職業訓練審議会（Faglige rad）で行われている。地域の協力は県の職業訓練委員会（Yrkesopplæringsnemnder）、試験委員会（Prnvenemnder）および不服請求委員会（Klagenemnder）が関わる。

三者の協力は、ノルウェーの VET 学生に提供される訓練が労働市場のスキル需要を満たすようにすることを目指したものである。それは、VET 構造の変更の必要性、カリキュラム作成、VET 提供の地域的構造および規模、専門家・職人認定につながる試験の枠組み、あらゆるレベルでの品質管理について助言を与える。ISCED レベル 4 では、労使パートナーは国家職業学校審議会（National Council for Vocational Colleges）に含まれる。高等教育では、各機関は、関係者間で連携・協力を行うための諮問機関を設置することを求められる。

(2) 後期中等教育⁴

VET を含む後期中等教育は、19 の地域の県当局によって提供され、県当局の承認を得た学校と公営／民営企業の両方で実施される。

後期中等学校は、2015 年現在全国に 435 校がある⁵。

⁴ CEDEFOP（2012）‘Norway: VET in Europe: country report 2012’ 2.2.1 Upper secondary VET
CEDEFOP（2012）Spotlight on VET Norway

⁵ Statistics Norway（2015）Facts about education in Norway 2015, Key figures 2013
<http://www.ssb.no/en/utdanning/artikler-og-publikasjoner/facts-about-education-in-norway-2015>

義務教育を終えた若者は全員、3年間の後期中等教育を受ける法的権利を有し、一般学習プログラム及び9つのVETプログラムのなかから選択することができる。

図表-3-2 後期中等レベル（ISCED レベル3）における9つのVETプログラム

プログラム	学校教育と見習い訓練等とのバランス	ISCED レベル4の第三期教育 ⁶ （fagskoleutdanning）への移行
工業技術	大半の課目は、2年間の学校教育と2年間の企業での正式な見習い訓練および生産的仕事とを要する。1課目は、3年間の学校教育と1年間の見習い訓練とを要し、8課目は、1年間の学校教育と3年間の見習い訓練とを要する。	移行可。
電気技術	大半の課目は、2年間の学校教育と2年半の企業での正式な見習い訓練および生産的仕事とを要する。航空の課目は、2年間の学校教育と3年間の見習い訓練とを要する。	移行可。電気の同業者認定証の保有者は、y-veienとして知られる、特別な3年間の工学士プログラムを選択可。
建築/建設	大半の課目は、2年間の学校教育と2年間の企業での正式な見習い訓練および生産的仕事とを要する。4課目は、1年間の学校教育と3年間の正式な見習い訓練とを要する。	移行可。建築・建設の同業者認定証の保有者は、y-veienとして知られる特別な3年間の工学士プログラムを選択可。
飲食/食品加工	すべての課目は、2年間の学校教育と2年間の企業での正式な見習い訓練および生産的仕事とを要する。	移行可。
農林水産	大半の課目は、2年間の学校教育と2年間の企業での正式な見習い訓練および生産的仕事とを要する。複数の課目のうちの1つは、高等教育の入学基準となる。	移行可。高等教育に進む準備のための3年目コースのオプションを選択可。
保健/社会医療	4課目は、2年間の学校教育と2年間の企業での正式な見習い訓練および生産的仕事とを要する。5課目は、3年間の学校教育を要する。	移行可。
デザイン/工芸	大半の課目は、2年間の学校教育と2年間の企業での正式な見習い訓練および生産的仕事とを要する。3課目は、3年間の学校教育を要する。11課目は、1年間の学校教育と3年間の正式な見習い訓練とを要する。	移行可。
メディア/通信	2課目は、2年間の学校教育と2年間の企業での正式な見習い訓練および生産的仕事とを要する。複数の課目のうちの1つは、高等教育の入学基準となる。	移行可。高等教育に進む準備をする3年目コースのオプションがあり、メディアおよび通信の生徒の大多数は当オプションを選択。
サービス/運輸	すべての課目は、2年間の学校教育と2年間の企業での正式な見習い訓練および生産的仕事とを要する。	移行可。

標準的な2+2モデルでは通常、学校での2年間の座学の後に、2年間の正式な見習い訓練が続く。1年目（Vg1）は、一般教育と職業分野の入門からなる。2年目（Vg2）には、VET生徒は専門を選び、コースはより職業固有のものになる。学校に在籍している間、生徒はワークショップや企業での実習に参加する。後半の2年間では、見習いは訓練を1年間受けた後、生産的仕事に1年間従事する。

後期中等VETは通常、実践/理論の専門家・職人試験（Fag- og svennepreve: 英語ではTrade - Journeyman）により修了する。専門家・職人試験に合格した者には、工業及びサービス産業の専門家認定証（Fagbrev）、または、伝統的特殊技術の職人認定証（Svennebrev）が与えられる。

後期中等VETで専門家・職人認定証を得た生徒は、当該職業に進む道のほか、ISCED 4において職業学校（fagskole）でさらに勉強することで、高等教育を受ける資格も得られる。

⁶ ISCED レベル4の第三期教育とは、2年制の中等教育後職業学校を指す。

(3) 第三期（高等）教育⁷

ノルウェーでにおける第三期教育という用語は、すべての正式な中等教育後教育訓練、すなわち、ISCED レベルの 4 の中等教育後職業学校（fagskoleutdanning）と高等教育との双方に使用される。

●中等教育後職業学校

ISCED レベル 4 における中等教育後職業教育訓練（fagskoleutdanning）は、6 ヶ月から 2 年の期間を有する。教育訓練提供者は、独自のカリキュラムに責任を負い、カリキュラムは国家教育品質保証機構（NOKUT: Nasjonalt organ for kvalitet i utdanningen）の承認を得なければならない。提供者の大半は私立である。このレベルの公立学校は、県当局によって管理される（ただし、16 校は教育・研究省が直接管理する）。県当局は、質の高い訓練を中等教育後職業学校（主に技術、海洋、保健および福祉の学習）において行うことと、このレベルの提供者に公的資金を分配することが法律で要求されている。NOKUT は、国レベルで認定および品質管理に責任を負う。

アクセスは後期中等資格に基づく。仕事の経験は必要とされない。ただし、多くのプログラム、特に保健および福祉部門を対象としたプログラムは、生徒がパートタイムで働き、職場においてプロジェクト職務（各自のプロジェクト職務であることが多い）を遂行することを要するパートタイム学習として設計されている。参加には年齢制限はない。

2 年間の技術分野の中等教育後職業教育を修了した候補者は、一般に高等レベルの学習に進む資格を有するが、ノルウェー語での十分な学問レベルに達していることが条件である。工学士プログラムの包括カリキュラムにより、関連する 2 年間の技術分野の中等教育後職業教育を、1 年の工学プログラムとして認めることができ、中等教育後職業学校の多くは、卒業生が関連学習分野で工学の 2 年目コースに直接進めるように、高等教育機関と合意を結んでいる。

●高等教育

ノルウェーの高等教育では、すべての職業向けコースおよびプログラムは通常の高等教育制度の一部である。職業高等教育と非職業高等教育との間に正式な区別もその他の区別もない。すべての高等教育（公立および私立、職業および非職業）は、2005 年 4 月 1 日の大学およびユニバーシティ・カレッジに関する法律によって規定されている。

高等教育へのアクセスは、以下のように複数のルートを通じて可能である。

- a) 後期中等教育における一般教育課程、または職業教育課程のパッケージコースのいずれかを無事修了したことに基づく、後期中等教育修了認定。
- b) 職業教育課程で 2 年目の教育を修了した生徒は、見習い訓練期間を開始する代わりに、高等教育の入学資格を得る 3 年目コースに移行することができる。3 年目コースは、6 つの主要学問課目（国語、英語、数学、自然科学、社会科学および歴史）による「パッケージ」コースである。全 VET 生徒の 28.9%がこのオプションを選択して

⁷ CEDEFOP（2012）‘Norway: VET in Europe: country report 2012’ 2.2.2, Tertiary vocational education

- いる。なお、こうした生徒は専門家・職人認定証を受け取ることはない。
- c) 後期中等職業資格（特殊技術・職人認定）に加え、上述の6つの主要課目による1年の「パッケージ」コースを無事修了したこと。
 - d) 「23/5」ルート：5年以上の仕事経験または教育履修経験と仕事経験との組み合わせを有し、上述の6つの主要課目によるコースを無事終えた23歳以上の希望者。
 - e) 従前学習承認、RPL：公式資格、インフォーマル資格およびノンフォーマル資格の個別評価に基づくアクセスは、25歳以上の希望者を対象としている。RPLに基づく入学の希望者には、地方で機関ごとに対応する。
 - f) 高等教育（Y-veien）へのVET課程：いくつかの特別に設計されたコースの場合、特に工学において、後期中等レベルによる固有の関連する職業資格が入学基準を満たす。この最後の措置は、認定された電気技術者向けの3年間の学士プログラムとして2001年に最初に導入された。それ以来、そのような適合型またはオーダーメイド型工学プログラムへのVET課程の提供を希望する機関の数が増えている。教育戦略と呼ばれる2009年の白書（St.meld.nr. 44 (2008-2009) Utdanningslinja）に従い、他の分野でもVET課程プログラムの可能性を広げることが決定された。

高等教育機関は、独自のコースおよびプログラムを、高等教育および中等教育後職業教育の質の保証に関する規則に従って設計する。教育の質保証機構 NOKUT は、レベル（学士、修士および博士）に従って指定された評価および認定のためのさらなる基準を策定している。基準は規則で定められている。高等教育機関は独自に教育の質保証システムを開発することが求められており、各機関のシステムは6年ごとにNOKUTによる再認定を受ける必要がある。2009年に高等教育に関する全国的資格枠組みが導入されたが、この枠組みは、現在では、すべての一般教育、職業教育、高等教育を包含する7段階のレベルからなる「ノルウェー資格枠組み（Norwegian Qualifications Framework for Lifelong Learning）」に統合され、2012年5月、「ノルウェー資格枠組みのEQFおよび欧州高等教育領域資格枠組みへの参照報告書」が公刊され、2014年6月に、参照（リンク）手続きを終えている。

知識、スキル、一般的コンピテンス（実践的な業務ないし学習遂行能力）から構成される資格レベル規定指標は、すべての学習プログラムを設計する上で不可欠の要素である。

公立高等教育機関の通常のプログラムは授業料の納入が不要であり、入学や参加をするにあたっての年齢制限はない。18～65歳の学生は、国家教育ローン基金（Statens lanekasse for utdanning）から経済的支援を受けることができる。

提供するプログラムの内容の関連性を確保するために、高等教育機関は企業および業界との間で協力することが奨励されている。2009年の白書「教育戦略」のフォローアップとして、すべての高等教育機関は、労使パートナーとの協力を諮問する機関（RSA：Råd for samarbeid med arbeidslivet）を設置し、かかる協力のための戦略を策定することが求められている。

第3章 ノルウェーにおける教育と職業・雇用の連結

ノルウェー公開大学（Norgesuniversitetet）は、ICTに基づいて柔軟なプログラムおよびコースを開発し提供するように国内高等教育機関を刺激し、高等教育におけるICT支援型またはマルチメディア型の柔軟な生涯学習の分野内で活動を調整する役割を担う、教育・研究省の傘下にある機関である。柔軟な授業（パートタイム、遠隔、分散型、メディアベースおよび／またはICTベース）が提供されることが一般的であり、柔軟な方式と柔軟でない方式との間の区別は、通常のキャンパス内プログラムの柔軟性の増加（ウェブベースのコース、情報、登録、課題の提供、および、電子メールによるフィードバックなど）によってさらに曖昧になっている。原則として、高等教育における大半のプログラムおよび機関は、パートタイム学習に対応可能である。

（4）社会人向け教育⁸

ノルウェーにおける社会人のためのVET制度には、教育システムからドロップアウトした者に再チャレンジできるよう設けられた成人の学生向けのVETと、親方教育と呼ばれる専門教育としてのVETがある。

●成人の学生向けのVET

統計によれば、教育訓練に参加している25～64歳の割合は、EUの平均を上回っている。2010年には、25～64歳の17.8%が教育訓練に参加しており、これに対してEUの平均は9.1%であった（Eurostat2011）。統計を見ると、専門家・職人認定の数は、24歳以上の成人と24歳未満の若者とでは同じくらいの数である。これは、現行の仕組みが教育システムからドロップアウトした者に2度目のチャンスを与え、初等教育や中等教育を終えていない成人が市・県当局からこれを得る法的権利を有していることによるものと考えられる。

図表-3-3 2010/2011年の専門家・職人認定数 年齢層別



成人は、若者に適用される条件と同じ条件で第三期機関において学習することもできる。公営機関が提供する教育訓練はすべて、どのレベルでも無料である。非常に発達した成人教育制度や、従前学習・経験承認の機会があることを考えると、後期中等教育訓練からの

⁸ CEDEFOP（2012）‘Norway: VET in Europe: country report 2012’

ドロップアウトは、ノルウェーにおいては必ずしも行き止まりではない。

従前学習の承認（RPL: Realkompetansevurdering）は、成人の参加を拡大するために後期中等教育、中等教育後教育および高等教育において利用される⁹。以下の法規定が従前学習の承認に関係する。

- 成人は、県当局が提供する後期中等教育訓練を受ける法的権利を有する。教育は、個人のニーズや生活状況に合わせるべきである。こうした成人は、インフォーマルおよびノンフォーマルな従前学習を全国カリキュラムに照らして評価してもらい、県当局によって証明してもらう法的権利も有する。評価プロセスにより、訓練スケジュールの一部が免除され、本試験までの訓練期間が短縮されることがある。
- 教育法（§ 3-5）は、経験ベースの専門家・職人認定（Praksiskandidat）の候補者に、見習い訓練なしに専門家・職人試験を受ける権利を与えている。候補者は、カリキュラム（見習い訓練）の目的をカバーする分野における幅広い経験を示さなければならない。該当分野における候補者の仕事経験の長さは、対象課目の見習い訓練期間に 25 パーセントを加えた長さに相当しなければならない。通常は、最低 5 年間の実務経験を必要とする。関連する従前教育は、定められたルールに従って実習として認められる。新たな専門家・職人認定のほぼ半分は、こうした候補者に与えられる。
- 成人は、インフォーマル資格、ノンフォーマル資格および公式資格の個別評価（RPL）に基づいて、中等教育後 VET および高等教育に進むことができる。RPL に基づいて高等教育に進む場合、希望者は 25 歳以上でなければならない。
- 成人の学生は、RPL に基づいて高等教育または中等教育後 VET の一部が免除されることもある。中等教育後 VET の場合、免除の可能性が 2010 年 12 月の法律改定によってもたらされたに過ぎず、免除制度はまだ運用されていない。この問題に関する規則は、2012 年晩秋の公開協議にかけられる。

従前学習を承認するメリットは、様々な政策文書で認められている。多くの成人は、学校教育をそれほど受けずに、また認定証なしに数年にわたり 1 つの職業に従事している。多くの成人は従前学習の承認の取得後に、学校に短期間在籍し、訓練を受けることができる。これまでの実績によると、後期中等レベルにおける承認は、専門家・職人認定証の取得に対応していることが多い。

●親方教育

親方教育は、自らの会社を設立することを希望しているか、または特殊技術系の企業で管理職を務めるような、数年間の関連業務経験を有する専門家・職人認定証の保有者を対象とした VET である。

⁹ 従前学習の承認とは、教育コースや職場への就学・就職にあたり、従前の学習経験（特に、学校教育以外の学習サークルや就業経験など）を評価し、その成果を、公的機関により適格と認められた機関が認定・確認し、通常、認定証発行につながるプロセス全体を指すもので、欧州連合で推進され、北欧諸国等で特に進んでいるもの。

第3章 ノルウェーにおける教育と職業・雇用の連結

訓練は、一般的な経営、マーケティングおよび職業理論を組み合わせたものであり、貿易産業省（Nærings- og handelsdepartementet）の下での公的認証制度である。訓練は、公的に任命された MCC（親方資格認定委員会）によって管理される。MCC は、訓練基準および実施要件を決定し、認定証を付与する。合格した候補者は「親方」の肩書を取得する。2年間の技術分野の中等教育後職業学校で学習するビジネスおよび管理分野は、親方の認定につながるコースの専門性要件を満たす。

職人試験が実施され、職人認定証が発行されるすべての伝統的職業ならびに特殊技術の試験および認定制度のあるいくつかの（新しい）職業を網羅する 73 種類の特殊技術において、親方認定証は付与される。

MCC は、専門家である親方や関連する労使パートナーによる意見に基づいてカリキュラムを定める。1つの成人教育協会 Folkeuniversitetet -FU は、トレーニングの実施と試験の準備に対して独占的権利を有する。全国には FU の支部が 80 ある。訓練は、共通課目、たとえば、組織および管理、マーケティングおよび財務管理、ならびに特殊技術理論をカバーする。共通課目は、2年間にパートタイムで実施される（訓練は通常、中小企業の従業員またはオーナーとしてフルタイム労働と組み合わせられる）。ICT はコース全体に組み込まれる。共通課目と特殊技術理論の両方が夜間およびパートタイムのクラスとして提供される。遠隔教育も可能である。共通課目は、筆記試験で修了する。特殊技術理論では、親方課目ごとに筆記試験が実施される。外部受験者（private candidate）として試験を受けることもできる。

5. 財政

公立の後期中等学校の財政は県当局が所管している。公立の教育システムでは高等教育を含めたいかなるレベルでも授業料は無料であるが、第三期教育の財政は教育・研究省が所管する。VET 予算は県の財源により賄われるが、地理的、または人口動態的構造の違いにより、生徒一人当たりの支出には違いがみられる。

図表-3-4 県による生徒一人当たりの教育費支出額（2013年）単位：クローネ

県	生徒あたり 平均支出額	一般学習生徒あたり 平均支出額	VET 学習生徒あたり 平均支出額
全国平均	144,452	134,227	160,858
エストフォル県	143,490	130,894	161,757
アーケーシュフース県	138,718	130,955	161,518
オスロ	129,969	125,085	150,781
ヘッドマルク県	150,773	137,875	164,130
オップラン県	139,147	130,245	149,629
ブスケルー県	147,679	138,352	164,192
ヴェストフォル県	135,279	127,752	151,080
テレマルク県	140,123	131,369	152,386
アウスタグデル県	151,972	136,972	167,598
ヴェスタグデル県	141,164	130,137	159,421
ローガラン県	142,608	133,651	156,230
ホルダラン県	140,471	129,537	160,735
ソグン・オ・フィヨラネ県	172,165	153,629	189,272
ムーレ・オ・ロムスダール県	143,227	132,663	154,349
ソール・トロンデラーク県	138,313	131,487	149,903
ヌール・トロンデラーク県	158,935	144,711	174,136
ヌールラン県	163,757	150,642	174,333
トロムス県	160,344	147,578	175,723
フィンマルク県	182,221	163,586	195,108

(Statistics Norway (2015) p.31)¹⁰

¹⁰ Statistics Norway (2015) Facts about education in Norway 2015, Key figures 2013
<http://www.ssb.no/en/utdanning/artikler-og-publikasjoner/facts-about-education-in-norway-2015>

第3章 ノルウェーにおける教育と職業・雇用の連結

6. 実績

図表-3-5 教育段階別生徒数 2013年

幼稚園	生徒数合計	287,177 人
	0-2 歳	100,595 人
	3-6 歳	186,582 人
小学校、前期中等学校	生徒数合計	615,327 人
	小学校	425,917 人
	前期中等学校	189,410 人
後期中等学校	生徒数合計	239,758 人
	生徒	200,056 人
	見習い訓練生 (apprentices)	37,937 人
	技能実習生 (trainees)	1,765 人
民衆学校	生徒数合計	6,737 人
その他後期中等教育	生徒数合計	3,665 人
第三期職業教育	生徒数合計	15,845 人
	公立	6,779 人
	私立	9,066 人
高等教育	学生数合計	269,063 人
	大学 (ユニバーシティ)	105,628 人
	特別大学機関	31,788 人
	国立ユニバーシティカレッジ	93,440 人
	国立芸術ユニバーシティカレッジ	853 人
	国立警察ユニバーシティカレッジ	2,522 人
	国防ユニバーシティカレッジ	4,141 人
	私立ユニバーシティカレッジ	14,945 人
	海外第三期教育機関	15,746 人

(Statistics Norway (2015) p.3) ¹¹

図表-3-6 後期中等学校の学校数 設置者別

設置者	2010	2011	2012	2013
合計	440 校	440 校	439 校	435 校
国立	3 校	3 校	3 校	3 校
県立	351 校	350 校	346 校	343 校
私立	86 校	87 校	90 校	89 校

(Statistics Norway (2015) p.13)

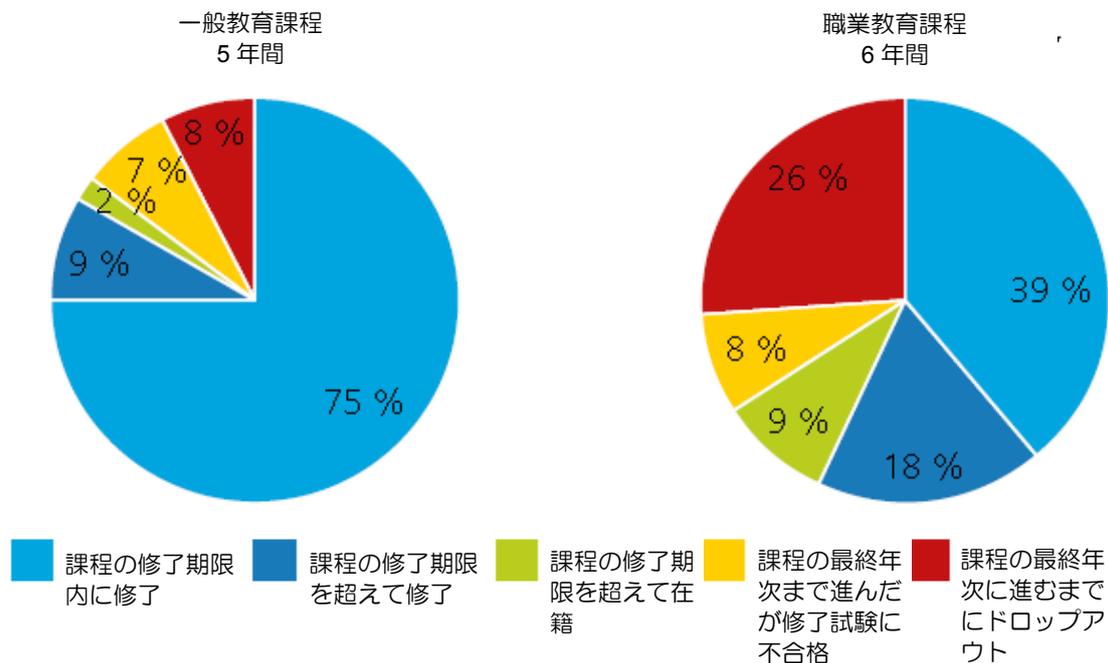
¹¹ Statistics Norway (2015) Facts about education in Norway 2015, Key figures 2013
<http://www.ssb.no/en/utdanning/artikler-og-publikasjoner/facts-about-education-in-norway-2015>

図表-3-7 後期中等教育の生徒数（2013年10月1日）

	一般生徒		見習い訓練生	
		女子割合		女子割合
後期中等教育	199,734 人	50.5%	—	—
一般教育課程	118,266 人	55.4%	—	—
一般教育	100,566 人	56.5%	—	—
進学準備コース	9,852 人	63.0%	—	—
スポーツ/体育	11,324 人	39.1%	—	—
音楽/ダンス/演劇	6,461 人	65.9%	—	—
職業教育課程	81,383 人	43.5%	37,829 人	27.6%
建築/建設	8,729 人	4.3%	7,816 人	3.0%
デザイン/工芸	4,504 人	87.8%	2,039 人	91.5%
電気技術	10,362 人	5.4%	7,831 人	4.4%
保健/幼児教育	19,276 人	85.4%	5,648 人	85.0%
メディア/通信	8,999 人	58.0%	177 人	57.6%
農林水産	4,356 人	53.1%	793 人	33.0%
飲食/食品加工	3,952 人	48.8%	1,952 人	44.3%
サービス/運輸	7,929 人	40.5%	3,624 人	34.8%
工業技術	13,276 人	10.4%	7,949 人	9.1%

(Statistics Norway (2015) p.13)

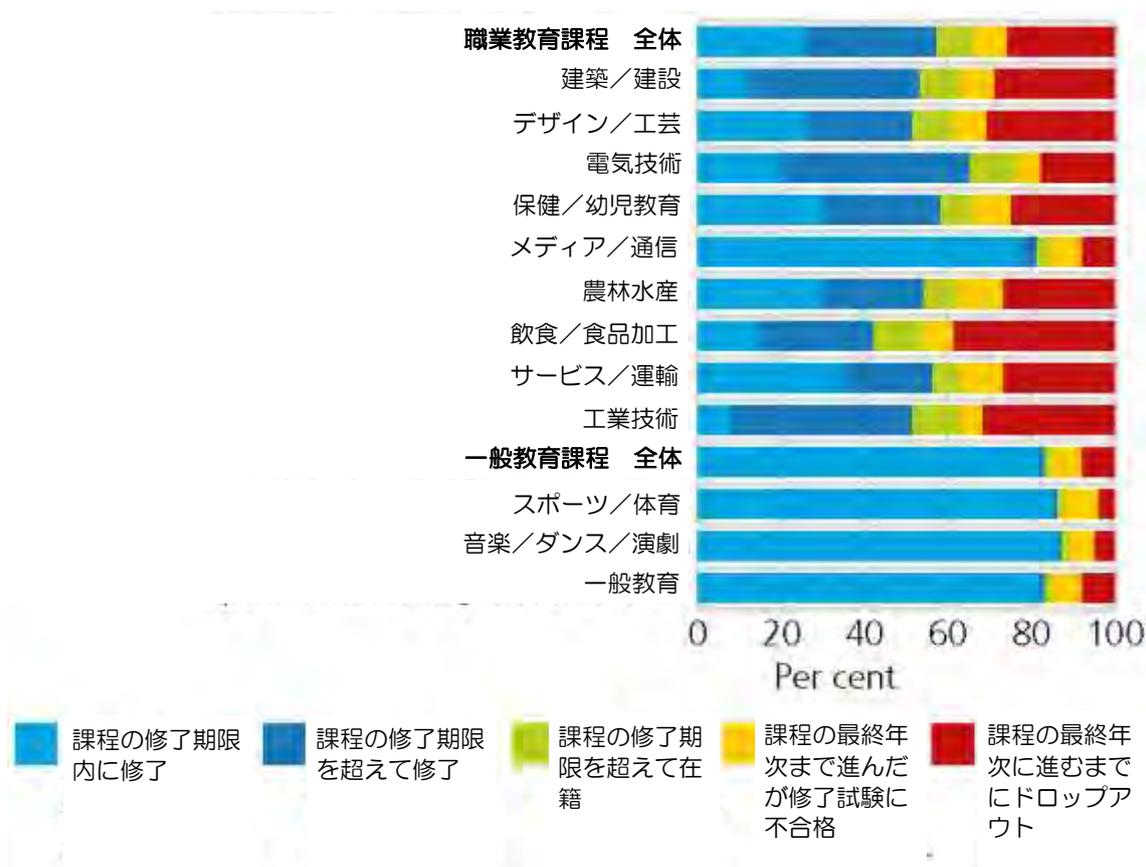
図表-3-8 2008年に後期中等課程を開始した生徒の5~6年後の状況



(Statistics Norway (2015) p.14)

第3章 ノルウェーにおける教育と職業・雇用の連結

図表-3-9 2008年に後期中等課程を開始した生徒 コース別状況



(Statistics Norway (2015) p.14)

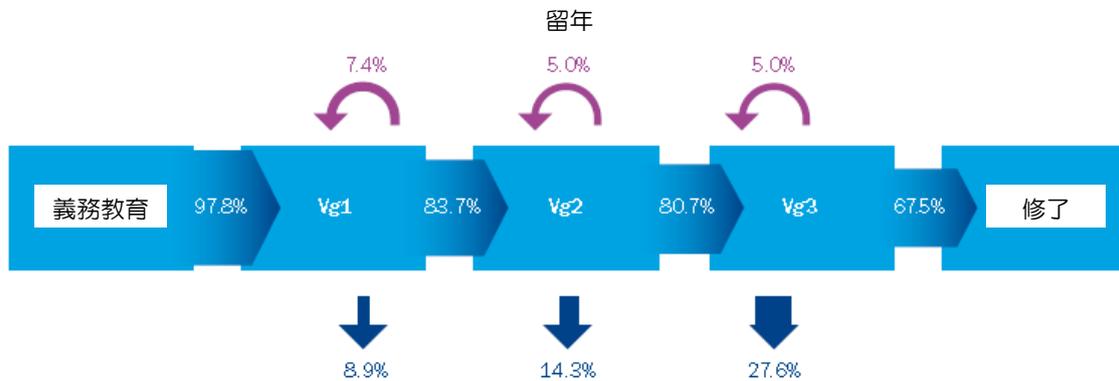
図表-3-10 2012/13年における成人の後期中等教育の参加者数

	生徒	見習い訓練生	専門家・職人認定試験の受験生	その他	合計
保健/教育	3,545人	973人	2,112人	34人	6,664人
Vg3 進学準備コース	3,659人	—	—	—	3,659人
建築/建設	291人	767人	1,754人	14人	2,823人
サービス/運輸	458人	296人	1,125人	10人	1,889人
工業技術	244人	474人	1,021人	30人	1,769人
電気技術	246人	723人	200人	3人	1,172人
飲食/食品加工	160人	163人	268人	15人	606人
デザイン/工芸	132人	380人	55人	10人	577人
農林水産	364人	88人	110人	5人	567人
一般教養	322人	0人	0人	0人	322人
メディア/通信	7人	46人	14人	0人	67人
その他 (Reform 94)	0人	23人	101人	0人	124人
合計	9,428人	3,933人	6,760人	121人	20,242人

(Norwegian Directorate for Education and Training (2014) p.31, Table 1.10) ¹²

¹² Norwegian Directorate for Education and Training (2014) The Education Mirror 2014
http://www.udir.no/Upload/Rapporter/EducationMirror/The%20EducationMirror_english.pdf?epslanguage=no

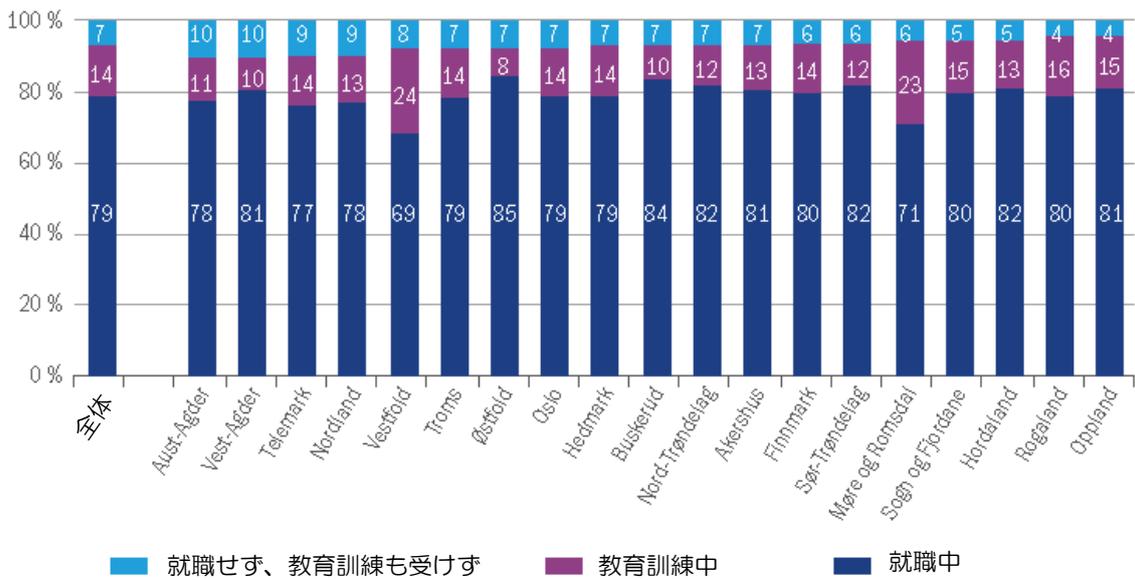
図表-3-11 2012年における職業教育課程の平均修了（卒業）率



次の学修年次に進まずにドロップアウト

(Norwegian Directorate for Education and Training (2014) p.106, Figure 6.10) ¹³

図表-3-12 2011年度に専門家・職人認定を得た者の2012年11月時点における就職状況 県別



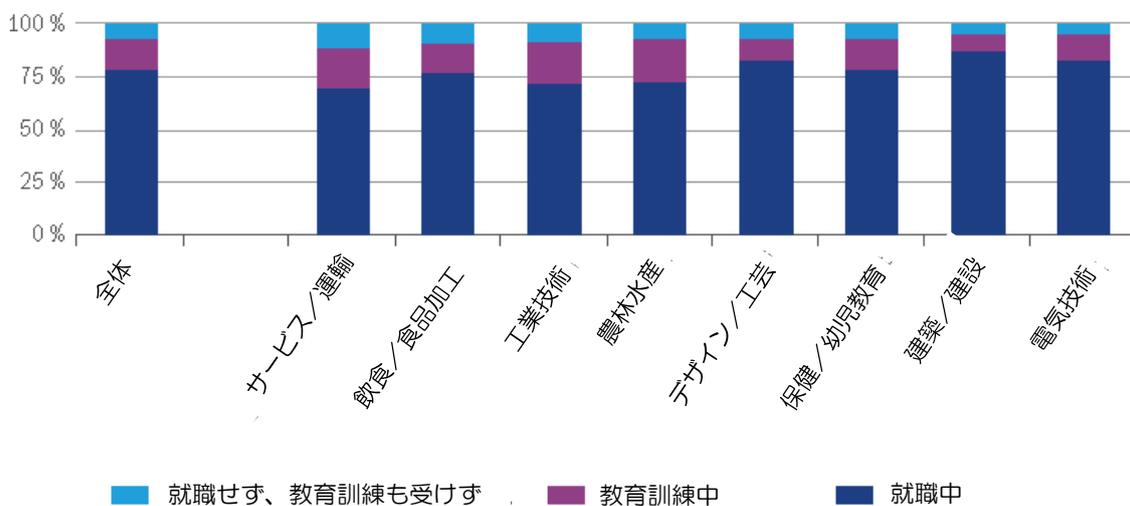
(Norwegian Directorate for Education and Training (2014) p.111, Figure 6.17) ¹⁴

¹³ Norwegian Directorate for Education and Training (2014) The Education Mirror 2014 <http://utdanningspeilet.udir.no/en/>

¹⁴ Norwegian Directorate for Education and Training (2014) The Education Mirror 2014 <http://utdanningspeilet.udir.no/en/>

第3章 ノルウェーにおける教育と職業・雇用の連結

図表-3-13 2011年度に専門家・職人認定を得た者の2012年11月時点における就職状況
VETプログラム別



(Norwegian Directorate for Education and Training (2014) p.111, Figure 6.18)

図表-3-14 第三期（中等後）教育における職業教育学生数 2013年10月1日現在¹⁵

	合計				
		男性	女性	公立	私立
合計	15,495	9,548	5,907	7,078	8,417
人文/芸術	2,408	678	1,730	22	2,386
社会科学/法律	609	364	245	20	589
経営	2,217	949	1,268	52	2,165
自然科学/技能	6,987	6,570	417	5,336	1,651
保健/福祉/スポーツ	2,117	169	1,948	941	1,176
工業	108	46	62	75	33
運輸/通信/その他	1,049	772	277	632	417

¹⁵ Statistics Norway (2015) Facts about education in Norway 2015, Key figures 2013

7. 評価・課題

(1) 職業教育訓練制度の強みと課題

2008年にOECD職業教育訓練に関する国家専門家グループ(Hoeckel, K.ほか)が実施した職業教育訓練に関する「レビュー対象国のアセスメント(評価)概要と政策勧告」には、ノルウェーの職業教育訓練制度に関して以下のように記述されている¹⁶。

ノルウェー

【強み】

ノルウェーは、見習い訓練制度にリンクし、よく発達した後期中等教育段階での職業教育訓練制度を有し、利害関係者の間で高い信頼を得ている。特に、以下のような点があげられる。

- ・国、郡、セクターレベルで、強力な政労使3者の協力関係がある。
- ・職業教育訓練制度は、利害関係者の間で高い信頼をもって支援されている。
- ・国際標準でみて、制度は比較的包摂的で、後期中等教育段階の職業教育訓練トラック(進路コース)にスティグマ(悪いイメージ)は与えられていない。
- ・現在の例外的に逼迫した労働市場のもとでは、雇用主は、見習い訓練生を引き付けることに熱心である。
- ・成人の読み書き能力は、国際基準(IALS [国際成人読み書き能力調査]、ALS [成人読み書き能力・生涯スキル調査])に照らして高い。

【課題】

- ・学生の選択が、労働市場への職業教育訓練の反応度を抑えているかもしれない。
- ・ドロップアウトが問題である。
- ・学校において訓練指導員が定年で引退する割合の方が、新たに採用される割合より多い。
- ・職業教育訓練の質保証メカニズムが不適切である。
- ・企業の訓練指導員とキャリアカウンセラーの資格要件がない。
- ・利用できるデータが十分に活用されていない。またデータの欠落部分が十分埋められていない。
- ・PISA(OECDの生徒学習到達度調査)の実績は、職業教育訓練制度に入ってくる者の基礎スキルが比較的低いことを示している。

【勧告】

- a. 職業教育訓練の供給と労働市場ニーズの適合度を改善するため、学生の選択をよりよく指導し、導くこと。職業教育訓練の供給計画は、見習い訓練実施場所の利用可能性を考慮すべきである。郡政府は見習い訓練の機会を引き寄せることが難しいプログラムを減らすべきである。学生は、前期および後期中等教育段階で質の高いスタッフから良質の

¹⁶ OECD (2010) Learning for Jobs, Annex B, Summary assessments and policy recommendations for reviewed countries, Norway, Kuczera, M., et al. (2008)

日本語訳は、(訳, 2012)「若者の能力開発一働くために学ぶ」(OECD職業教育訓練レビュー: 統合報告書) 明石書店, pp.213-215 を転載。

- キャリアガイダンスを受けるべきである。
- b. ドロップアウトに立ち向かうために、幼児期や学校制度の中での介入を強め、ドロップアウトのリスクがある者を支援すること。不公平を増やしかねない取り組みを避ける一方で、職業教育訓練を受ける学生を学校内にとどめるよう制度の柔軟性を活用すること。教育期を通じた学生の流れや、ドロップアウトした者の労働市場での実績に関するより適切なデータを収集すること。
 - c. ノルウェーの雇用主は見習い訓練に対し、比較的多額の補助を受けている。適用される訓練の質がそれに見合ったものとなっているかを保証する手段がとられるべきである。見習い訓練の費用、便益、質について、体系立った研究にとりかかること。
 - d. 知識促進改革（Knowledge Promotion Reform）の開始は、評価手続きを強化する有用な機会を提供している。見習い訓練生の実践的スキルの標準化された全国アセスメントを導入すること。
 - e. 職場監督者と見習い訓練生の訓練指導員は、なんらかの義務的訓練を受けるべきである。
 - f. 職業教育訓練に関連するデータと分析を強化し、政策発展とキャリアガイダンスに定期的に活用すること。職業教育訓練のデータと分析のための専用のセンターの設立を検討すること。

（2）職業教育訓練の概況

CEDEFOP（欧州職業訓練開発センター）は REFFENET というネットワークを組織し、コペンハーゲンプロセス参加各国（欧州加盟 28 か国＋トルコ、アイスランド、ノルウェー）について、各国専門家がまとめた職業教育訓練（VET）概況報告を毎年発行している。

以下は、2013 年ノルウェー報告第 4 章の記述である¹⁷。

職業教育訓練への参加の促進

統計によると、VET 学習者の約 60 パーセントが 5 年以内に後期中等訓練を無事に終える。後期中等レベルの全学習者では、この割合は約 70 パーセントとなる。ノルウェーの生徒は、前期中等レベルを終えた後、後期中等教育を受ける正式な権利を有する。この「若者権（ungdomsretten）」は、生徒の場合は 5 年間、見習いの場合は 6 年間有効である。したがって、ノルウェーではドロップアウトを、後期中等レベル 1（Vg1）の開始から 5 年で後期中等レベルを終えていないことと定義する傾向がある。これは、5 年経過後も教育訓練を受けている生徒および見習いは、ドロップアウトとしてカウントされることを意味する。

Eurostat の統計によれば、学校を早期に去った 18～24 歳の割合は、EU の平均よりも若干高く、ノルウェーが 14.8 パーセント、EU27 か国平均が 12.8 パーセントである（Eurostat 2013）。この 2 つの割合は、ドロップアウトの測定と対象人口の定義の違いにより異なってくる。

¹⁷ CEDEFOP（2014）‘Norway: VET in Europe: country report 2013’

2007年に後期中等教育をスタートした生徒らの5年後における職業訓練修了率

セクター	修了率
建築／建設	51%
デザイン／工芸	49%
電気技術	60%
保健／福祉	58%
メディア／通信	79%
農林水産	55%
飲食／食品加工販売	42%
サービス／運輸	54%
工業技術	49%
全 VET プログラム	55%

学習の進捗、成功率およびドロップアウトに影響を与える要因（その一部は相互にリンクしている）を特定した研究もある。こうした要因の一部として、社会的背景、義務教育での学習到達度、見習い訓練プログラムの利用可能性、および生徒が最優先に参加していた教育プログラムが挙げられる。

ドロップアウトはあらゆるレベルで教育当局にとって非常に懸念される問題であり、ここ数年広く議論されてきた問題である。対策はこれまでも現在も策定され実施されている。

4年間という通常の履修期間の前に学校からドロップアウトした生徒は、必ずしも教育システムから完全にドロップアウトしたわけではない。こうした生徒は別のこと（フォルケ・ホイスコーレ¹⁸、交換留学生として外国に行く、働く、など）をするために休んでいる場合もある。ドロップアウトと定義された者の多くは、実際には、後期中等レベルまたは前期レベルにおける能力を身に付ける途上にある。多くの者は、こうした機会のために最長で10年後に後期中等システムに戻る。所定の年数内に後期中等教育を終えていない者の半分以上は、40歳までに終えている。後期中等教育の法的若者権（ungdomsretten）により、前期中等学校を卒業した生徒のほぼすべてが、後期中等レベルでスタートする。また、指摘すべきこととして、ノルウェーは失業率が低い。したがって、世界的な経済危機にもかかわらず、ノルウェーでは仕事を獲得するのが依然として比較的容易である。

調査によると、教育プログラムの中でドロップアウト率に大きな相違があり、一部の職業教育プログラムではドロップアウト率が特に高い。たとえば、飲食店および食品加工業の全学生の半分は、プログラムを終える前にドロップアウトしており、これに対して、スポーツおよび体育のプログラムでは、ドロップアウト率は3パーセントに過ぎない。このことは、前期中等段階における生徒の成績に起因している。通常、一般教育プログラムを選択した生徒のほうが職業プログラムを選択した生徒よりも高得点を取ることが多い。

ノルウェーの教育プログラムにおけるドロップアウトを減少させるため、いくつかの施策が講じられてきた。以下にこれらの施策について述べる。

早期介入及び基礎的能力の重点化

¹⁸ フォルケ・ホイスコーレ（folkehøjskole；民衆学校）は、後期中等教育で進学コースを修了した生徒がそのまま高等教育機関に進学しない場合、過渡的に入学する民間教育機関でデンマークを発祥とし、ノルウェー国内に77校が存在する。修了証や資格は原則としてなく、寄宿生活を行いながら最大10ヶ月程度の短期間、人文科学系や芸術・デザインなどを学ぶ。http://www.folkehogskole.no/alle-skolene

議会向け白書 no.44 (White Paper no. 44 to the Parliament) (2008~2009 年) 教育戦略 [St.meld.nr. 44 (2008-2009) Utdanningslinja] は、ドロップアウトと社会的格差をなくすための取り組みについて述べている。白書は全員に優れた教育を保証し、ドロップアウトを防止するための早期介入を主要戦略として強調している。これは、教育の過程で問題が生じたときには早い段階で介入し、かつ措置を講じることを伴う。前期中等教育における芳しくない成績と後期中等教育におけるドロップアウトとの間には明白な相関関係があるため、ドロップアウトのリスクのあるグループに入ることになる生徒の数が減るように、基本スキルへの注力を強化する多くの永続的措置が実施されている。

いくつかの永続的措置が講じられており、ドロップアウトを防止し、後期中等教育への参加を促進するノルウェーの固定的システムの一部となっている。

キャリアガイダンス

後期中等レベルにおける教育課程を無思慮に選択することは、ドロップアウトのリスクを高める可能性がある。したがって、キャリアガイダンスが一層重視されてきている。スポーツ、学習のための文化 (Storting, Culture for Learning) の白書 no. 30 [St. meld. 30 (2003 - 2004) Kultur for læring] およびスポーツ、生涯学習のための早期介入 (Storting, Early Intervention for lifelong Learning) の白書 no. 16 [St. meld. nr. 16 (2006 - 2007) Tidlig innsats for livslang læring] ならびに分割カウンセリングサービスをテストすることを目的とした国内プロジェクトはすべて、学生がキャリアガイダンスならびに社会的または個人的性格の問題についてのガイダンスを受けることの重要性を強調している。これを確実にするために、すべての学生が両方のガイダンスを受ける個人的権利を重視して、教育法 (Opplæringsloven) に基づく新たな規則が 2009 年 1 月 1 日に発効された。

ガイダンスおよびガイダンスサービスは、教育のレベルおよび労働市場との関係に従って様々な機関によって提供される。主なガイダンスサービスは、学校システム内にある。教育法 (Opplæringsloven) によれば、初等教育および中等教育の生徒は、「教育、キャリアおよび社会的問題に関する必要なガイダンス」を受ける権利を有する。ガイダンス提供の体制は個々の学校が整備する。すべての生徒/学生は、各自のニーズに従ってガイダンスを受けることができる。初等教育および中等教育のガイダンスのカウンセラーは、学校で生徒にガイダンスを提供し、県のフォローアップサービス (County Follow-up Service, Oppfølgingstjenesten) のカウンセラーは、学校を出て、かつ/または仕事に就いていない 16~24 歳の若者にガイダンスを提供する。

キャリアガイダンスのパートナーシップは、生涯学習の戦略の重要な部分である。2005~2008 年に、前期および後期中等学校におけるキャリアガイダンスを改善し、教育の各レベルの間、労働部門およびキャリアガイダンスのステークホルダーの間でキャリアガイダンスを円滑にするためのプロジェクトとして、キャリアガイダンスの地域パートナーシップが構築された。2008 年以降、すべての県が、キャリアガイダンスのパートナーシップを構築するための国家予算による出資を受けており、大半の県は、パートナーシップまたは

他の形態の地域協力関係を構築している。地方、地域の学校当局、ノルウェー労働福祉局（NAV：Norwegian Labour and Welfare Administration）、ビジネス部門、および労使パートナーは、この取り組みにおける不可欠なパートナーである。パートナーシップにおける協力の結果、複数の県が、学校内と成人向けの、すべての人々にガイダンスを提供するキャリアセンターを設置した。キャリアセンターは、学校内のガイダンスカウンセラーのガイダンス能力を高めるのを支援する役割も有する。キャリアガイダンスのパートナーシップの管理および監視は現在、VOX（ノルウェー生涯学習機構、Norwegian Agency for Lifelong Learning）に引き継がれている。

前期および後期中等学校ならびに県のフォローアップサービスによって提供されたガイダンスサービスの全国的評価が 2009～2011 年に実施された。評価結果によると、教育システム内のガイダンス分野は、質の点で改善しつつあるが、そのペースはやや緩慢である。新たな取り組み方法および組織形態が導入されているか、または開発中であり、これはカウンセリングの質の改善につながっている。カウンセラーの能力開発の機会も改善している。だが一般には、カウンセラー自身、そして一部では学生も、カウンセリングのリソースが限られていることに直面している。

大学および一部のユニバーシティ・カレッジは、学生にガイダンスを提供するキャリアセンターを設置している。ガイダンスを必要とする成人は、ノルウェー労働福祉局（NAV）の現地オフィスを利用するか、またはキャリアガイダンスのパートナーシップによって設置された地域のキャリアセンターを訪問することができる。商業ベースでキャリアガイダンスを提供する民間の機関も、少数ながらある。

経済的インセンティブ

VET 学習者に対して見習い訓練制度の提供を保証することは、ノルウェーの VET システムにつきまとう課題である。見習いのための全国助成金は、企業が見習い訓練を引き受けるインセンティブとして機能している。見習い訓練の受け皿となる企業は、訓練を行うどの見習いについても同じ額を受け取る。例外は、維持する価値のある小さな課目- sma og verneverdige fag -で見習い訓練を提供するか、または特殊なニーズのある見習いを受け入れる企業である。こうした企業はより高い金額を受け取る。十分な見習い訓練を保証するうえで予想される課題に直面して、政府は、金融危機により 2009 年に導入された訓練企業向け助成金方式について、2 億ノルウェー・クローネ（約 2,500 万ユーロ）増額を維持することを提案した。

見習い訓練生は見習い訓練期間中、減額された給与を受け取る。後期中等 VET の学生は、低所得家庭の出身であれば国家教育ローン基金（Statens lånekasse for utdanning）を通じて助成金および奨励金付きローンを受け取ることができる。実家を離れて学校または企業ベースの訓練に参加しなければならない後期中等教育における学生および見習い訓練生も、国家教育ローン基金からの支援を受けることができる。これは成人学生も利用できる。実家を離れて訓練に参加する学生は、追加の生活助成金を受け取る。すべての学生は、必

須の機器を購入するための助成金を受け取る。助成金の規模は学習プログラムによって異なる。後期中等レベルの学生向け支援は、主に助成金として提供される。学生ローンは就学中無利息で借りられる。

VET および実践ベースの学習を促進する課目

前期中等レベルにも後期中等レベルにも、VET および実践ベースの学習に焦点を当てた課目がいくつかある。一部の課目は地方の労働市場とも密接に相互リンクしている。こうした課目は、VET の選択と継続の動機を生徒に与えることによって参加を促し得る。

前期中等レベルにおける選択プログラム課目（Elective Program Subject、Utdanningsvalg）は、前期中等教育と後期中等教育を密接にリンクさせようとするものである。この課目は、様々な後期中等プログラムにおいて関連職業についての洞察と経験を生徒に与え、それにより職業選択の土台を強固にすることを狙いとしている。

オプション課目（Optional Subjects）は 2012 年秋から前期中等教育の固定部分として導入され、実務スキルに焦点を当てた 8 課目¹⁹ を含めることによって始まった。生徒はこれら 8 課目の中から選択する。学校は、8 課目のうち少なくとも 2 課目を提供しなければならない。内容は全国カリキュラムに従って設定される。2013 年には、6 つの新課目が導入された。

すべての VET プログラム（2+2 モデル）では、学校ベースの訓練の最初の 2 年間に、「掘り下げ学習プロジェクト（In-depth Study Project）」と称する、仕事ベースの学習要素を提供する。この目的は、生徒が特に関心のある課目分野を専門にできるようにすることである。生徒が教育の早い段階で様々な職業および関連する在職訓練施設に慣れ親むように、対象課目は地元企業と連携して実施される。「掘り下げ学習プロジェクト」は生徒に、早い段階で、見習い訓練期間の前に企業ベースの学習を試みる可能性を与える。

第二の目的は、会社において生徒の実習を行うことによって将来の能力を確保し開発するために、カリキュラムの内容に関する決定に企業社会を関与させることである。近年実施された調査によれば、「掘り下げ学習プロジェクト」は生徒に後期中等教育を修了する動機を与え、見習い訓練の受け入れ先を確保しやすくしていると評価されている。また、労働市場において自らの能力が将来のニーズにどのように対応できるかを生徒が展望することを助け、さらに、生徒に早い段階で専門的または教育的選択を行う機会を与える可能性を対象課目は有するとも評価されている。

特別な支援を必要とする者（障害者など）への対応

ノルウェーの教育は「指導の在り方は、個々の生徒、見習いおよび訓練生の能力および適性に合わせる」（教育法 § 12）という大望を抱いている。したがって、特別なニーズを有する生徒や学生は、通常の学校およびクラスに組み込まれる。公的な支援を受けて運営されているすべての公立および私立の訓練機関は、必要な手段を行使し、個々の生徒に満

¹⁹ 国際関係、劇場空間、体育、身体活動及び保健、実践的テクノロジー、設計及びリモデリング、商品製造及びサービス、実践的リサーチ、メディア及び情報

足のいく物理的条件および学習条件を整えることが義務付けられている。しかしながらこれまでの実績によれば、訓練機関はこの要件を遵守するのが容易ではない。

訓練候補者

訓練候補者方式 (lære kandidatordningen) は、後期中等 VET に低スキルの学生が参加するよう促している。2000 年以降、低スキルの学生は、レベルの低い特別適合資格を取得する可能性を与えられている。見習い訓練契約書 (lærekontrakt) に署名する見習い (lærling) とは異なり、訓練候補者 (lære kandidat) は訓練契約書 (opplæringskontrakt) に署名し、その結果、専門家・職人認定 (fag- og svenneprøve) とは異なり、能力試験 (kompetanseprøve) を受けることになる。2012 年 1 月 1 日時点で、ノルウェーでは 1,476 人の訓練候補者がいた。

見習いはカリキュラムに定めるすべての目的を達成するよう努めるが、訓練候補者は、限定された数の能力目標とより少ない総合試験の中でタスク達成に向けて努力することになる。訓練候補者は教育訓練を修了すると、職業教育認定証 (kompetansebevis) を付与される。訓練期間中、候補者が専門家・職人認定を目指す場合に、訓練契約が通常の見習い訓練契約に切り替えられることもある。

地域のフォローアップサービス

教育法 (§ 3-6) によると、地域当局は後期中等教育訓練に参加していないか、または後期中等教育訓練からドロップアウトした生徒に連絡する責任を負うフォローアップサービス (oppfølgingstjeneste) を提供し、こうした生徒を再び軌道に乗せる、すなわち教育または仕事に戻す努力をしなければならない。フォローアップサービスは雇用サービスと連携する。2011 年からの調査ベースの評価内容によれば、フォローアップサービスの最大の課題は、生徒にフォローアップサービスを宣伝することである。多くの生徒は、提供されるフォローアップサービスのことをよく知らない。評価内容はまた、雇用部門など、他の地域の公的部門の間での協力が、フォローアップサービスの課題になっていると結論づけている。

2012 年 2 月 1 日時点で、フォローアップサービスに登録した若者の半分以上が、後期中等教育に進む申請をしていない。4 人のうち 1 人は、後期中等教育に進む申請をしたが、受け入れられず、若者の 16 パーセントが、後期中等教育からドロップアウトしたために登録された。フォローアップサービスに登録された若者の 5 人のうち 1 人は、状況が分からない。これは、地域サービスが若者と接触していないこと、または地域サービスが若者の状況に関する情報を有していないことを意味する。フォローアップサービスは現在、いくつかの進行中の措置を通じて強化されつつある。

VET 技能大会

WorldSkills Norway は、国内の技能大会 (Yrkes NM) を管理し、二つの国際技能大会 EuroSkills および WorldSkills へのノルウェーの若者の参加を準備する。WorldSkills Norway は、NHO (ノルウェー企業連合)、LO (ノルウェー労働総同盟)、KS (ノルウェー地方

自治体協会)、ノルウェー教育訓練局、さらには会費によって資金が賄われている非営利団体である。この組織は、技能大会を通じて VET を促進することを主たる目的とし、後期中等学校における学習方法として技能大会の活用を増やすことを目指している。学校での技能大会は、VET に対する生徒および見習いのモチベーションおよび関心を高める効果が認められることがこれまでの実績により確認されている。

VET に関する社会契約

VET に関する社会契約書 (Social Contract on VET、Samfunnskontrakten) の新バージョンに、教育・研究省、首相官房 (Ministry of Government Affairs)、労使パートナーおよび地域当局が 2012 年 4 月に署名した。後期中等教育に進んだ生徒の大多数が 9 つの職業プログラムのうちの 1 つを学習し始める。しかしながら、専門家・職人認定証を取得して修了する者はごく一部である。労働市場における能力の将来的ニーズを満たすために、VET に関する社会契約は、後期中等レベルで職業教育を修了する生徒の数を増やすことを目指した主要なイニシアチブである。

社会契約の 3 つの主要目的は次のとおりである。

- 1) 2015 年までに見習い訓練契約の数を 20% 増やす
- 2) 専門家・職人認定証により自らの能力を正式なものとする成人の数を増やす
- 3) 見習い訓練を終えて試験に合格した見習いの数を増やす

契約書に署名したパートナーは、以下の措置の一部を引き受けことが期待される。

- 世界的な技能イベントなど、様々なレベルで経済的支援を拡大する
- 労働市場における将来の能力のニーズを表す統計を作成する
- 企業ベースの訓練のガイドラインを策定する
- 自らの能力を正式なものとし、他者を訓練するよう従業員を動機付ける
- 職業教育のために若者を募集するための戦略を策定する

共通基礎課目を VET に関連付ける

生徒との関連性で生徒を動機付けるために、共通基礎課目 (たとえば、国語、英語、数学など) の指導は、生徒が参加している職業プログラムとの関連性を高める。特に、これにより指導は、職業プログラムにおいて意欲の低い生徒のニーズにより適合したものとする。共通基礎課目においてより実践向きの指導を実現するために、教員の能力が強化されることになり、新たな試験制度が検討中である。共通基礎課目を VET に関連付けることは、教育法の規則 (§ 1-3) に定められている。

ノルウェーには、優先分野における教育訓練の質を高めるうえで重要な役割を担うナショナルセンターが 8 つある。優先分野は、読み書き計算などの基本スキルとの関連性が最も高い。2012 年から、ナショナルセンターは共通基礎課目を VET に関連付ける取り組みに貢献する。

8. 参考文献

【日本語文献】

- 岩田克彦, 上西充子 (訳, 2012) 「若者の能力開発—働くために学ぶ (OECD 職業教育訓練レビュー: 統合報告書)」明石書店
- 横山悦生 (2010) 「2009年ノルウェー教育調査報告」名古屋大学 子どもの遊びと手の労働研究会 2010年1月10日

【外国語文献】

- Statistics Norway (2015) 'Facts about education in Norway 2015, Key figures 2013'
- OECD (2014) 'Education at a Glance 2014, Norway country note',
- Norwegian Directorate for Education and Training (2014) 'The Education Mirror 2014'
- Statistics Norway (2014) 'Facts about education in Norway: Key Figures 2012'
- CEDEFOP (2014) 'Spotlight on VET: Norway'
- CEDEFOP (2013) 'On the way to 2020: data for vocational education and training policies, Country statistical overviews, Update 2013'
- CEDEFOP (2012) 'Norway: VET in Europe: country report 2012'
- Bjorn Magne Aakre (2010) 'Career Preparation and Selection in High School : A Norwegian Context' Nagoya University Bulletin of Institute of Technology and Vocational Education, v.7, 2010
- Håkon Høst (2010) 'Continuity and Change in Norwegian Vocational Education and training (2), NIFU Nordic Institute for Studies in Innovation, Research and Education',
- OECD (2010) 'Learning for Jobs - Synthesis Report of the OECD Reviews of Vocational Education and Training'
- NAFSA (2009) 'Online Guide to Educational Systems Around the World – Norway'
- Malgorzata Kuczera, et al (2008) 'OECD Reviews of Vocational Education and Training: A Learning for Jobs Review of Norway 2008', October 2008

This page intentionally left blank.

第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

【目次】

用語解説等	80
1. 仕組み	81
2. 背景	83
3. 根拠法	84
4. 実施方法	85
(1) 関係機関の役割分担	85
(2) 後期中等教育	85
(3) 特別な職業訓練	88
(4) トレーニー制度	89
5. 財政	91
6. 実績	92
7. 評価・課題	101
(1) 職業教育訓練制度の強みと課題	101
(2) 見習い訓練制度の課題	103
(3) トレーニー制度の評価・課題	104
8. 参考文献	106

第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

用語解説等

●略語／頭字語／通称等の日本語対訳表

略語等	ドイツ語 [英語]	日本語訳
AHS	allgemeinbildende höhere Schule [academic secondary school]	一般教育高等学校
AMS	Arbeitsmarktservice Österreich [Public Employment Service Austria]	労働市場サービス (PES)
BAG	Berufsausbildungsgesetz [Vocational Training Act]	見習い訓練生の職業訓練に関する 連邦法
BBAB	Bundesberufsausbildungsbeirat [Federal Advisory Board on Apprenticeship]	見習い訓練制度連邦諮問委員会
BHS	Berufsbildende höhere Schule [VET college]	職業教育高等学校
BMS	Berufsbildende mittlere Schule [VET school]	職業教育基礎学校
BMUKK	Bundesministerium für Unterricht, Kunst und Kultur [Federal Ministry for Education, Arts and Culture]	連邦教育芸術文化省
BMWFJ	Bundesministerium für Wirtschaft, Familie und Jugend [Federal Ministry of Economy, Family and Youth]	連邦経済家庭青少年省
BRP	Berufsreifeprüfung [Vocational Graduate]	大学入学資格試験
FH	Fachhochschule [university level study programmes of at least three years' duration with vocational-technical orientation]	専門技術大学 (最低 3 年間の職業技 術訓練課程を有する大学水準教育)
GuK	Gesundheits- und Krankenschwester [Health and Nursing]	看護学校
IBA	Integrative Berufsausbildung [integrative VET]	統合職業教育訓練
ibw	Institut für Bildungsforschung der Wirtschaft [Institute for Research on Qualifications and Training of the Austrian Economy]	オーストリア経済資格・訓練研究協 会
LAP	Lehrabschlussprüfung [apprenticeship-leave examination]	見習い訓練修了試験
ÖIBF	Österreichisches Institut für Berufsbildungsforschung [Austrian Institute for Research on Vocational Training]	オーストリア職業教育訓練研究協 会
PTS	Austrian Institute for Research on Vocational Training [prevocational school]	技術専門学校
ÜBA	Überbetriebliche Lehrausbildungen [Inter-company apprenticeship training]	企業間相互見習い訓練制度

●通貨について

本章においてオーストリアの通貨を表す場合は、ユーロ又は€と表記する。

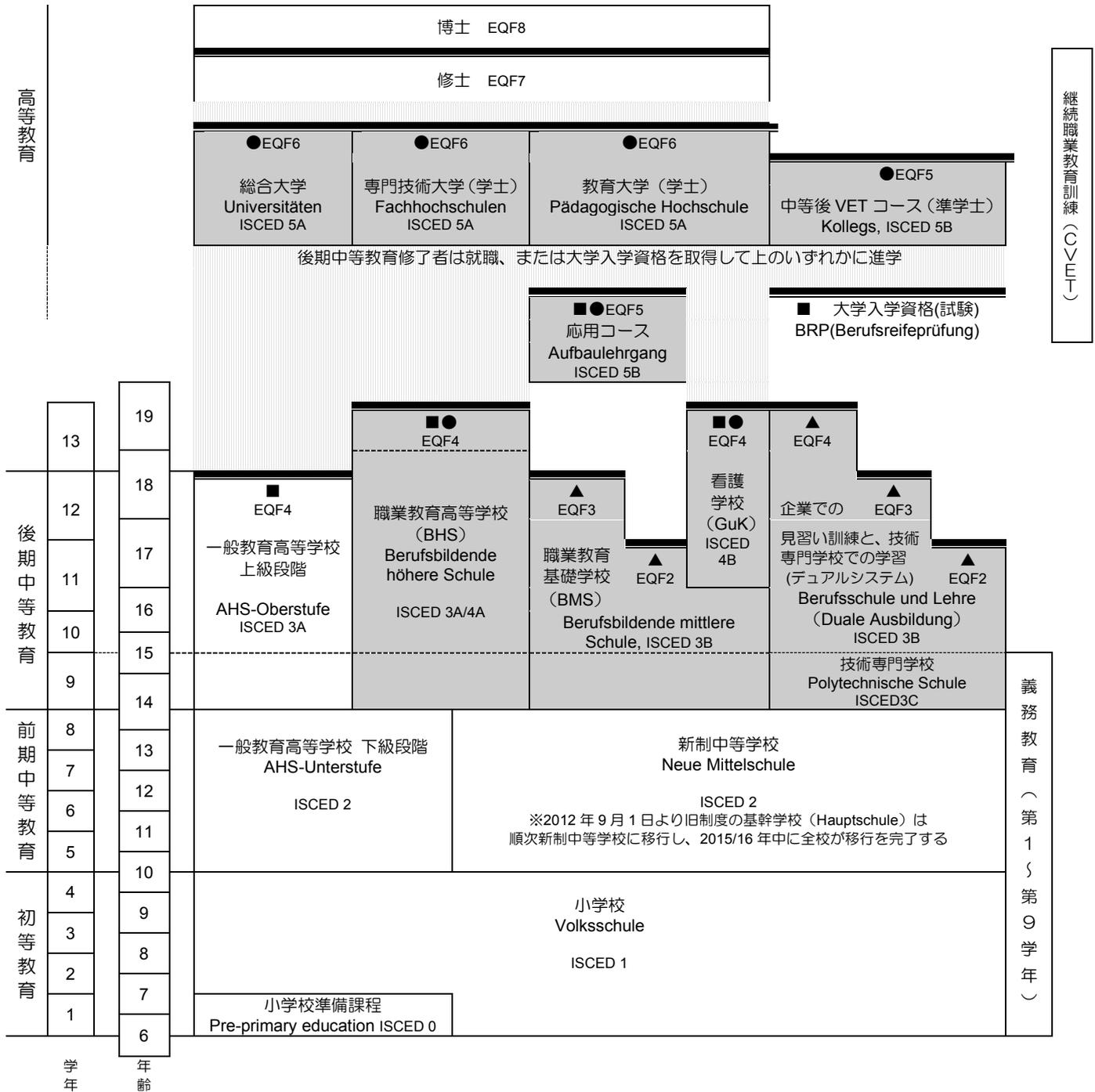
参考までに、2014 年における対円年平均為替レートは、1 ユーロ=140.38 円である。

算出根拠：OANDA, Average Exchange Rates (bid rate)

<http://www.oanda.com/currency/average>

1. 仕組み

図表-4-1 職業教育訓練（VET）の提供機関（網掛け部分）¹



【摘要】 **——** は、各課程の修了時に試験を経て以下いずれかの資格を取得することを示す。
 ■ 大学入学資格、● 応用職業能力資格、▲ 基礎職業能力資格

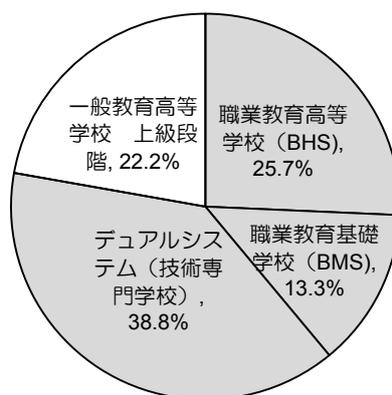
¹ 以下の公表資料に掲載されている学制図等を参考に作成。
 CEDEFOP (2013) 'Austria, VET in Europe – Country Report 2013, p.15, Fig.17 'The Austrian initial and continuing education and training system'
http://www.refernet.at/index.php/de/component/docman/doc_download/467-atvetineurope2013
 BMUKK (2014) Austrian Education System
<http://www.advantageaustria.org/international/zentral/business-guide-oesterreich/investieren-in-oesterreich/arbeit-und-beruf/ausbildung.en.html>

第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

オーストリアにおける前期中等教育（我が国でいう中学校）制度では、一般教育高等学校下級段階（AHS-Unterstufe）または新制中等学校（NMS：Neue Mittelschule）の何れかを第8学年で修了した生徒は、後期中等教育（我が国でいう高校）に必ず進む。これは、後期中等教育の最初の1年間である第9学年までが義務教育期間とされているためである。第9学年は、職業教育準備学校（Pre-vocational school）とも呼ばれ、職業に向けた専門的なガイダンスが提供される。希望者には第10学年もこれに充てられる。週あたり32時間の授業は基本的で教室での座学であるが、企業に出向いての一日見習い訓練体験や職人を招いてのワークショップなど実務教育が取り入れられているのが特徴である。金属、電気、木工、建設、販売、サービス、旅行の7分野が専門分野として設けられており、機械、社会福祉などの新分野を提供する学校もある。

次の円グラフは、2011学年度（2011年10月～2012年9月）において、義務教育期間を終えて後期中等教育に進んだ第10学年の生徒の進学先の割合を示したものである。ここからわかることは、オーストリアでは日本の高校1年生にあたる生徒の実に8割近くが、普通高校ではなく職業教育訓練を提供する学校に進学している、ということである。

図表-4-2 第10学年の生徒の進学先の割合 2011学年度



全体の約4割が、デュアルシステムを提供する技術専門学校（PTS：Polytechnische Schulen）に進む。技術専門学校の1年次に設けられた職業教育準備課程では、一般教養のほか、ビジネスマナーについての指導や基本的な職業指導を受ける。1年次（9学年）を修了した者は就職することもできるが、通常は2年次に進んで見習い訓練生²となり、企業での見習い訓練（apprenticeships）を受けつつ技術専門学校で学習する。2年次以降における指導時間の配分は、企業での見習い訓練が80%、技術専門学校での学習が約20%である。技術専門学校の授業料は無料であるかわり、企業が見習い訓練生に支払う賃金は通常の労働者の半分以下である。健康保険など労働者の社会保障は通常の労働者と同等に受けられ、

² オーストリアでは見習い訓練を受ける生徒のことを Lehrling という。Lehrling という用語は、親方に師事する徒弟を意味する。また Lehrling は、デュアルシステム以外の大学や社会人向けに提供されるトレーニー制度における訓練生にも用いられる。そのため本稿では、デュアルシステムにおいて見習い訓練を受ける生徒を「見習い訓練生」、トレーニー制度において職業教育訓練を受ける者を「トレーニー」と呼び分けている。

労働安全衛生法規上は若年労働者であることから手厚い保護の対象となっている。見習い訓練を提供する企業の規模はさまざまで、従業員数数百人規模の企業もあれば、親方一人だけの自営業者の場合もある。見習い訓練について定めた連邦法（BAG）には、業種別及び従業員の規模別に受け入れ可能な見習い訓練生の人数と、見習い訓練生を指導する指導員（Lehrberechtigte）の人数が厳格に定められている。見習い訓練制度の修了試験（LAP）を合格した者は働き始めてから、熟練工または親方になるために学校に通うことができる。

職業教育高等学校（BHS）は、一般教育と職業教育を組み合わせた5年制で、技術、経済、商業、観光および教職（幼稚園教諭）などの訓練分野がある。BHSの全課程を修了した者は応用職業能力資格を得、大学入学試験（BRP）を受験して卒業する。

職業教育基礎学校（BMS）は、専門分野によって修了期間に違いがある。3年間が主流であるが、社会福祉や農林業、ビジネスなどは2年、工芸技術などは4年である。また看護学校（GuK）は16歳以上でなければ選択できないためBMSの看護分野を3年間で修了してから進学することになる。いずれの専門分野も、全課程の修了時に修了試験を受験し、基礎職業能力資格を得て卒業する。BMSの卒業生で応用職業能力資格を得たい者は、市中のビジネス専門学校などに設けられている通常3年間の応用コース（Aufbaulehrgang；アドオンコースともいう）に進学し、週の4日は講義、1日は実習というスタイルで学び、修了時に受験のうえ応用職業能力資格及び大学入学資格を得ることができる。

後期中等教育を修了した者は就職するか、大学に進学するかを選択することになるが、いずれのチャンネルを選択したとしても、希望する大学機関に進学、または応用職業能力資格を得てから社会に出る、という進路に切り替えがきく仕組みとなっている。

また、大学に入ってから、あるいは社会に出てからのCVET（継続職業教育訓練）では、さまざまなトレーニー制度（traineeships）が用意されている。

2. 背景

現在の初等中等教育制度、及び大学入学資格制度の骨格は、1962年の教育改革により形成されたものである。1962年以前のオーストリアでは全体の9割を占める生徒が公立の基幹中学校（Hauptschule）に進み、基幹中学校は卒業後に職業訓練校に進学するAコースと卒業後プラス1年の義務教育期間の後に見習い職業訓練に進むBコースの2コース制がとられていた。これは、オーストリア伝統の徒弟制度に近代的な教育制度を組み合わせた仕組みであったが、第二次大戦後社会構造が急激に変化するに伴い、将来の進路を10歳という段階で決定させるのは早すぎるという考え方が主流となり、改革が実施されたものである。1962年学校法は基幹中学校の2コース制を廃止し、卒業前の13歳時に普通校（AHS）、職業訓練校（BHSまたはBMS）、技術専門学校の何れかに進むかを選択できるようにした。また、何れかを選択した後でも自らの意志と努力で自在に進路変更のうえ大学進学ができるようにした。

3. 根拠法

(1) BAG (Berufsausbildungsgesetz; 見習い訓練生の職業訓練に関する連邦法)

1969年3月26日に制定された、見習い訓練制度における訓練生及び事業主の要件、権利、義務ならびに罰則等について定めた法律であり、幾度もの改正を経て最新改正は2014年3月14日に実施されている³。

(2) LFBAG (Land- und forstwirtschaftliches Berufsausbildungsgesetz; 農林業見習い訓練生の職業訓練に関する連邦法)

1990年5月17日に制定された、見習い訓練生の職業訓練に関して農林業のみ他の産業とは別に規制する法律である⁴。

(3) SchOG (Schulorganisationsgesetz; 学校組織法)

連邦教育芸術文化省 (BMUKK) がオーストリアの学校教育を所管することを定めた法律であり、後期中等教育における職業教育の枠組みが規定されている⁵。

(4) SchUG (Schulunterrichtsgesetz; 学校教育法)

学校教育における入学及び修了の要件について定めるほか、教員、生徒、父兄/保護者との協力関係により教育を実現することが規定されている⁶。

(5) KJBG (Kinder- und Jugendbeschäftigungsgesetz; 青少年雇用法)

15歳未満の児童または義務教育修了前の生徒が就労することを禁じ、18歳以上の青少年が就労する場合の休憩時間や規則等の労働安全衛生管理について定めている⁷。

(6) FHStG (Fachhochschulstudiengesetz; 専門技術大学教育課程法)

1993年10月1日に施行された、職業訓練カリキュラムを有する高等教育機関の設置について定めた法律である⁸。

³ Gesamte Rechtsvorschrift für Berufsausbildungsgesetz
<https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=Bundesnormen&Gesetzesnummer=10006276>

⁴ Gesamte Rechtsvorschrift für Land- und forstwirtschaftliches Berufsausbildungsgesetz
<https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=Bundesnormen&Gesetzesnummer=10008710>

⁵ Gesamte Rechtsvorschrift für Schulorganisationsgesetz
<https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=Bundesnormen&Gesetzesnummer=10009265>

⁶ Gesamte Rechtsvorschrift für Schulunterrichtsgesetz
<https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=Bundesnormen&Gesetzesnummer=10009600>

⁷ Kinder- und Jugendbeschäftigungsgesetz
<https://www.wko.at/Content.Node/Service/Bildung-und-Lehre/Lehre/Rechtsinformation/KJBG.html>

⁸ Gesamte Rechtsvorschrift für Fachhochschul-Studiengesetz
<https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=Bundesnormen&Gesetzesnummer=10009895>

4. 実施方法

(1) 関係機関の役割分担

デュアルシステムに関する政府の役割分担は、連邦レベルでは、企業での見習い訓練は連邦経済家庭青少年省（BMWFJ）が所管し、技術専門学校での訓練は連邦教育芸術文化省（BMUKK）が所管する。また、見習い訓練制度連邦諮問委員会（BBAB）は、連邦政府に対してカリキュラムなどに係る勧告を行う。

オーストリアにある9つの連邦州には、各州政府の経済局に見習い訓練オフィスが設置され、見習い訓練制度の全般的な運営管理、資格試験の実施、資格の管理等を行う。また、州教育監理官が州の見習い訓練制度が連邦政府のカリキュラムに則しているかについて監督し、見習い訓練制度州諮問委員会（LBAB）が州の実情に応じた勧告を行う。

また、職業教育訓練制度を支える全国的な機関に、ÖIBF（オーストリア職業教育訓練研究協会）と、ibw（オーストリア経済資格・訓練研究協会）がある。ÖIBFは1970年に官民が共同で設立した非営利団体で、職業教育訓練に係る研究、評価、分析活動を行う。ibwは1975年に官民共同で設立された職業教育訓練に関するデータの収集、分析による関係機関間、資格間の橋渡し役を担うほか、CEDEFOP（欧州職業訓練開発センター）が構築した職業教育訓練データネットワーク ReferNet のオーストリア代表機関を務める。なお、本章に掲載した各種統計データの多くはibwの提供による。

(2) 後期中等教育⁹

オーストリアの初期職業教育訓練（IVET）資格は、後期中等教育におけるデュアルシステム（企業での見習い訓練と技術専門学校でのパートタイム学習の組み合わせ）、及び、職業訓練学校によるフルタイム職業訓練教育の何れかで取得することができる。職業訓練学校には5年制の職業教育高等学校（BHS）と2~4年制の職業教育基礎学校（BMS）がある。ここでは、オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結の鍵とされ、オーストリアの若年失業率が欧州諸国のなかで極めて低い水準にある理由として引き合いに出されるデュアルシステムについて説明する。

デュアルシステムは、企業での見習い訓練と座学による職業教育の組み合わせである。期間は選択した職種によって2年から4年と異なる。

デュアルシステムの特徴は次のとおりである。

- デュアルシステムにおける学習時間は、企業における見習い訓練が80%、技術専門学校での座学が20%であり、週のうち4日出社し、1日は通学する。
- 見習い訓練生は見習い訓練を提供する企業との契約に基づく訓練生としての地位と、技術専門学校のパートタイム生徒としての地位を同時に有する。

⁹ Background Paper, Mutual Learning Programme, Learning Exchange on 'Apprenticeship Schemes', Vienna, Austria – 7 November 2013
The Austrian Apprenticeship System
<http://ec.europa.eu/social/main.jsp?langId=en&catId=1073&eventsId=941&furtherEvents=yes>
<http://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=11197&langId=en>

- ・見習い訓練の修了認定試験は当該分野一流の専門家の前で行われ、見習い訓練生が当該分野の専門家としての力量を有していることが認定の要件とされる。

見習い訓練は企業にとって将来への投資と捉えられている。企業には、若く可能性を秘めた見習い訓練生に職場で間近に接しさまざまな業務を経験させることを通じて、将来有望な社員候補を発掘することにもつながる。現在、約 35,000 社が見習い訓練の職場を提供している。見習い訓練終了認定の取得は、見習い訓練を実施した企業への就職に紐づけられてはいない。これは、見習い訓練制度の成果や恩恵があらゆる産業のすべての職場に関わっているという考え方からである。

2012 年秋現在、見習い訓練は 204 職種、これとは別に農林業分野で 14 職種において提供されている。期間は 2 年から半年きざみで 4 年まで設けられているが、最も多いのは 3 年である。

見習い訓練制度は修了試験に合格して修了し、この試験は ISCED レベル 3B に対応する実務部分と理論部分で構成される。

2012 年現在、見習い訓練生の数は 125,000 人で、うち約 10,000 人は、さまざまな助成金が受けられる「企業間相互見習い訓練制度」（後述）によって訓練を受けている。通常、生徒は自分で見習い訓練先を探すか、AMS (Arbeitsmarktservices; 労働市場サービス, PES ともいい、公共職業安定所に相当) の支援を受けて直接企業に応募する。

企業が見習い訓練制度の就職先を提供する理由はさまざまである。デュアルシステムは長い伝統を誇る、長年存続してきたシステムである。従って、取得した学位は経済活動全体で認められており、賃金水準に反映される。

見習い訓練生に払われる給与は見習い訓練制度報酬 (Lehrlingsentschädigung) と呼ばれるが、見習い訓練生の身分が生徒であって専従労働者ではないため、熟練工の平均給与額と比較するとかなり低い。この給与額については、労使パートナーが交渉を行う。見習い訓練制度の給与額は 1 年目で熟練工の 10%~20% 程度、3 年目で約 20~50% 程度に相当する。見習い生の労働協約の例でいえば、金属加工業の見習い生の場合は 1 年目 550 ユーロ、2 年目 740 ユーロ、3 年目 1,010 ユーロ、4 年目 1,360 ユーロであるが、訓練中の販売員の場合は 1 年目 490 ユーロ、2 年目 620 ユーロ、3 年目 880 ユーロ、4 年目 910 ユーロである。

さらに、見習い生を雇用する企業の助成金も多岐にわたる。

事業主は毎年基本給付金を受け取る。この基本給付金に加えて、教育の品質に関連する各種助成金が支給される。助成金には、各修了試験で優秀/良好な成績と収めた場合の給付金、トレーナーによる社会教育の支援、学習障害を持つ見習い訓練生への措置、あるいは中小・零細企業が包括的な教育を提供できるようにする企業間共同の訓練ネットワークの促進（見習い先企業で訓練に用いる機械がない場合に別の企業が協力するなど）に対する各種助成金がある。これらの助成金のほかに、公的な雇用安定事業では、男性優位の職業で見習い訓練制度を始める若い女性や社会的弱者の待遇で差別をなくすことを目的とした

助成制度もある。

デュアルシステムのイメージを高めるため、商工会議所や企業などの主催によるイベントやキャンペーンがあり、見習い訓練生のコンペティション（最も優秀な成績を収めた見習い訓練生に賞を授与する）、見習い訓練制度を提供している最優良企業のコンペティション、あるいは公的に奨励されているキャッチフレーズ「見習い訓練生としてのキャリア作り（Karriere mit Lehre）」によるコンペティションなどがある。

これらすべてのイニシアチブと、オーストリアでの見習い訓練制度を促進して、自らの意志で訓練場所を提供する企業を支援する政策を考慮しても、オーストリアが今後何年にもわたって見習い訓練制度の場が不足するという状況は避けられない。従って、政府は上述の助成金のほかに、企業間相互見習い訓練制度でこの不足を償っている。また、見習い訓練制度の場所の供給は全体的な経済的環境の変化に敏感である。

見習い訓練制度の職種は、さまざまな産業部門内に 200 以上ある。全企業のうち、約 14% が見習い訓練制度のポジションを提供する。見習い訓練制度のポジションを提供している企業の割合が最も高いのは建設・鉱業の産業部門（33%）で、次いで製造業（29%）、卸売・小売業（18%）となっている。全雇用労働者に見習い生が占める割合は 7.7% である。

各年齢コーホートの約 40% が見習い訓練制度に参加する。デュアルシステムでは、女性が占める割合は実際よりも小さく、見習い生の 34% に過ぎない。女性の見習い生は比較的少数の職業に集中しており、女性見習い生の半分が女性に人気の三大職種のいずれに参加している（全女性見習い生のうち 25% が小売業の販売員、12% が秘書、10% が美容師）。男性の見習い生が最も多い職種は金属職人（男性の見習い生の 14%）、電気技師（11%）、自動車メカトロニクス技術者（10%）、機械設備等の据付/設置業者（6%）、小売店販売員（6%）である。

同様に、移民の経歴を持つ者の割合も実際より少ない。全見習い生のうちオーストリア国籍を持たない者は 7% で、初等教育では 11% である。また、日常会話にドイツ語を使用しない者は 9.4% で、初等教育では 24% である。その理由は見習い訓練制度に関する情報が不足しているだけでなく、支援および選抜の仕組みが欠落しているからである。

見習い訓練制度を修了した者の約 4 分の 3（76%）が修了 18 ヶ月後に就職し、10% が AMS（労働市場サービス）の求職リストに登録され、9% が無職で、5% が進学している。また、44% が 3 ヶ月以内に、14% が第 2 四半期に、28% が 1 年以内にそれぞれ最初の職に就いている。デュアルシステムで教育を受けた者の失業率は、義務教育のみを受けた者よりかなり低い。

見習い訓練制度修了後の給与に関して、男女格差が存在する。この格差は選択する職業が男女間で異なることに大きく関連しているが、職種内にも性別による賃金格差がある。1,800 ユーロ以上の給与を受け取ったのは、男性が 38% であるのに対し、女性はわずか 9% であった。

見習い訓練制度修了後 2 年以内に、見習い訓練制度に参加した企業残ったのはわずか 35% である。また、元見習い生の 64% が見習い訓練制度を修了した分野に留まる。

(3) 特別な職業訓練

統合職業教育訓練（IBA：Integrative Berufsausbildung）は、特別な就職上のハンディキャップを持つ社会的弱者のグループを対象としている。この制度では、標準的な見習い訓練制度を修了できなくても、研修期間（見習い訓練制度）を延長するか、技能を部分的に取得できるようにすることで、社会的弱者が労働市場に参加することを可能にする。テーラーメイドの訓練スケジュールと内容こそが参加者の特殊なニーズを満たす。従来の準備見習い訓練制度（Vorlehre）に取って代わるのが、統合職業教育訓練である。2012 年末時点で全 125,000 人の見習い生のうち、約 6,000 人が統合職業教育訓練に参加していた。これらの 5,741 人の見習い生のうち、4,237 人が訓練期間延長型の見習い訓練制度に参加し、1,504 人が部分的な技能を習得するための見習い訓練制度に参加した。また、3,521 人が企業で訓練を受け、2,220 人が企業間相互見習い訓練機関で訓練を受けた。

企業間相互見習い訓練制度（ÜBA：Überbetriebliche Lehrausbildungen）¹⁰には、本来二つの側面がある。一つは、BAG（見習い訓練生の職業訓練に関する連邦法）第 30 条に規定された、見習い訓練生の訓練について、これを受入れ企業の職場だけで行うのではなく、業界の同業者や異業種の企業とが連携して職業訓練の受け皿を構築してそこでも行うことで、見習い訓練の質を高めつつ受入企業だけでは提供できないスキル伝達を補助する効果を狙うものである。もう一つは、BAG 第 30b 条に規定された、自力で見習い訓練先を見つけられなかった生徒や障害のある生徒が職業安定機関である AMS（労働市場サービス）を通じて、第 30 条の企業間相互見習い訓練の受け皿機関で、通常の見習い訓練と同等の見習い訓練を行うことが保障される制度である。

しかし ÜBA が第 30 条の目的で使われることはほとんどなく、専ら第 30b 条の目的で使われている。2012 年度の利用者数は、第 30 条が 0 人で、第 30b 条が 10,053 人であった¹¹。

ÜBA による教育は、施設内訓練の提供者や教育用作業場または企業で実施される。AMS は訓練生が受け入れ先の訓練機関で訓練を修了するまで、また最終的に企業ベースの見習い訓練制度での訓練を受けられるようになるまで支援を続ける。訓練を修了して受験する修了試験は通常の企業ベースの見習い訓練制度で実施する試験と同等である。ÜBA を修了した者の 59% は 6 ヶ月以内に企業ベースの見習い訓練制度に参加し、16% が就職、16% が失業、10% が労働人口に含まれないというデータがある。なお、ÜBA をドロップアウトした者は労働市況で好ましい評価を得ていない。

¹⁰ AMS, Überbetriebliche Lehrausbildungen
<http://www.ams.at/service-arbeitsuchende/finanzielles/foerderungen/ueberbetriebliche-lehrausbildung>

¹¹ ibw (2013) 'Lehrlingsausbildung im Überblick 2013', p.63 Grafik 12-1

(4) トレーニー制度¹²

トレーニー制度は、若者に見習い訓練の場を提供する企業の数が増加したことで見習いの場を見つけることが困難な若者のために、連邦政府が州政府と同様に18歳未満の若年者への職業教育訓練機会を保障し、訓練プログラムを提供するものである。

図表-4-3 オーストリアにおけるトレーニー制度のうち主要なもの

種類/プログラム	概要
プロ指向目的 (Schnupperlehre) の短期トレーニー制度	若年者が自分の見習い分野を決めるまでの間、企業に数日間 (最長1週間) 滞在する。通常、これらのトレーニー制度は自発的なものであり、義務教育および中等教育レベルの14~18歳の生徒を対象とする
職業教育訓練学校および技術専門学校の義務的な役割としてのトレーニー制度	トレーニー制度は、ビジネスを除くすべての分野の職業教育訓練学校および技術専門学校のカリキュラムに組み込まれている。規定時間量は分野によって異なるが、一般に学年間に設けられている休暇数ヶ月を含む。
大学および専門技術大学 (応用科学大学) での学習プログラムの役割としての必須トレーニー制度 (Fachhochschulen)	オーストリア専門技術大学の全学習プログラムに、必須のトレーニー制度が含まれる。 一般に、総合大学では、状況はより複雑である。これは、一部のプログラムだけが実務経験を規定していたり、実施している大学と実施していない大学があったり、クレジットポイント ¹³ を規定せずにクレジットポイントをトレーニー制度に与えたり、トレーニー制度をまったく含まなかったりするからである。規定の実務経験の長さは、学習プログラムによって大きく異なる。
学習期間中の自発的トレーニー制度	学習プログラムで実務経験を規定していない大学の学生は、卒業後に労働市場でのチャンスを増やすために、魅力的な就業分野での自発的なトレーニー制度を始める。自発的なトレーニー制度と他の研修生雇用タイプとの境目は、潜在的に流動的である。
卒業後の自発的なトレーニー制度	総合大学または専門技術大学の卒業生は、最終的により安定した種類の雇用を見つける可能性を高めるため、あるいは、卒業直後に正規の就職先が決まらないという理由で、自発的にトレーニー制度に参加する。
国立雇用センターの資金で運営される作業訓練 (Arbeitstraining)	作業訓練は必ずしも教育プログラム中あるいはその後に行うわけではなく、一般に、組織での実務経験をj得る機会を参加者に提供することを目指している。期間は1~12週間で、参加者には雇用センターから日当が支払われる。
司法修習期間 (Gerichtsjahr)	Gerichtsjahr は弁護士や判事を目指す法律学校卒業生の必須トレーニー制度である。これは法廷で行なわれ、判事を補佐する業務で構成される。この種のトレーニー制度は連邦法または州法 (12ヶ月の期間、給与など) によって細かく規制されている。
教育トレーニー制度 (Unterrichtspraktikum)	教育トレーニー制度は中等学校の教師を目指す大学卒業生に必須のいわゆる教育実習であり、当該学校での監督付き教育指導で構成され、期間は1年間である。
研修生プログラム	いわゆる「研修生プログラム」は、専門職および幹部職を目指す大卒者向けのトレーニー制度の一種である。この種のトレーニー制度の給与額は安い、それ以外は正規労働に非常によく似ている。 見習い生は使用者と1~2年間の限定契約を結ぶ。この期間中、見習い生は企業のさまざまな部門で勤務する。
国家間トレーニー制度 (Leonardo da Vinci Program, Carlo-Schmid-Programm)	国家間トレーニー制度 (Transnational Traineeships) は多くの場合、他の形態のトレーニー制度とまったく同じである (例えば、学習プログラムで規定されたトレーニー制度を国外で修了することができる)。しかし、国家間トレーニー制度に特化したプログラムもある。例えば、EUの資金で運営されている Erasmus (エラスムス) プログラムや Leonardo da Vinci (レオナルド・ダ・ヴィンチ) プログラムがある。

¹² IES: Institute for Employment Studies (2013) Apprenticeship and Traineeship Schemes in EU27: Key Success Factors, A Guidebook for Policy Planners and Practitioners, 137 pages, pp.28-31 (Summary Country Fiche: Austria), p.142

<http://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=11348&langId=en>

¹³ クレジットポイント (credit points) とは学科単位の履修を満了するための点数のこと。

第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

トレーニー制度には上記のほか、企業で見習い場所を見つけることができない若年者を対象に、Lehrwerkstätten と呼ばれる専門の訓練センターでの見習いを修了する機会を提供したり、義務教育修了後 3 ヶ月以内に教育コース（短期間）または訓練実習のための職場を提供するものもある。

トレーニー制度は、本質的に組織独自の財源で運営されている。ある調査では、必須見習い生トレーニー制度の 64%、自発見習い生トレーニー制度の 32%において賃金が支払われていなかった。別の調査では、大学生向けトレーニー制度の 23%、義務教育トレーニー制度の 14%で賃金が支払われていなかった。社会福祉産業部門のような大きい産業部門のトレーニー制度では賃金の未払いがほぼ常態化している。

トレーニー制度は、たとえ正規労働契約としてのトレーニー制度であっても最低賃金の定めがない。しかし、一部産業セクターの労働協約には、トレーニー給与の最低限度額を定めるものがある。この場合、トレーニーの最低賃金は該当産業部セクターの見習い訓練生の給与に基づいて決められていることが多い。

給与水準は産業部門によって大きく変わるが、技術およびビジネス産業部門のトレーニー制度が最も高く、最も低いものは、社会福祉、建築、創造産業、マスコミ、NGO などの産業部門である。

またトレーニーには給与を受け取る法的権利がないが、トレーニー先企業から任意給付金（ポケットマネーと呼ばれる）を受け取る場合がある。

5. 財政

見習い訓練のコストは企業が負担し、学校での座学のコストは公的な財政支援を受ける。トータルで見れば、見習い訓練制度にかかるコストの多くは企業が負担している。

連邦政府は、企業が見習い訓練生をより積極的に受け入れるように、州と共同で企業の税額控除や健康保険の企業負担額の減免等の措置を講じている¹⁴。

図表-4-4 連邦政府による職業教育訓練に対する財政支援額（2011年）

制度	施策プログラム名	財政支援額
見習い訓練	デュアルシステムによる企業と技術専門学校での訓練	579.0 百万ユーロ
	企業間相互見習い訓練制度（ÜBA）	149.3 百万ユーロ
トレーニー制度	職業教育高等学校（BHS）	2,099.0 百万ユーロ
	職業教育基礎学校（BMS）	
合計		2,827.3 百万ユーロ

（EC（2013a）p.2より整理）¹⁵

¹⁴ BMWFJ（2012）‘Apprenticeship - Dual Vocational Education and Training in Austria’, pp.18-19

¹⁵ EC（2013a）‘Technical Annexes, Apprenticeship and Traineeship Schemes in EU27: Key Success Factors’, A Guidebook for Policy Planners and Practitioners, December 2013
<http://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=11349&langId=en>

第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

6. 実績

図表-4-5 第10学年生徒の進学先割合の推移

教育課程	1998/ 1999	1999/ 2000	2000/ 2001	2001/ 2002	2002/ 2003	2005/ 2006	2006/ 2007	2007/ 2008	2008/ 2009	2009/ 2010	2010/ 2011	2011/ 2012
技術専門学校	41.2%	41.0%	41.1%	40.4%	39.6%	38.3%	39.9%	40.5%	40.9%	39.1%	39.3%	38.8%
工業技術	3.4%	3.4%	3.2%	3.3%	3.3%	3.1%	2.9%	2.8%	2.8%	3.0%	2.9%	2.8%
商業	4.3%	4.0%	3.9%	4.2%	4.3%	3.7%	3.5%	3.2%	3.1%	3.3%	3.3%	3.1%
経済	3.2%	2.8%	2.6%	2.5%	2.6%	2.6%	2.4%	2.3%	2.3%	2.2%	2.2%	2.1%
社会	1.0%	1.2%	1.2%	1.5%	1.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%
農林業	2.7%	2.7%	2.8%	2.8%	3.0%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.4%	3.3%	3.4%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	1.3%	1.5%	1.6%	1.6%	1.4%	1.4%
職業教育基礎学校 (BMS)	14.6%	14.1%	13.7%	14.2%	14.5%	14.5%	13.7%	13.3%	13.4%	14.0%	13.5%	13.3%
工業技術	9.7%	10.2%	10.4%	10.4%	10.4%	10.3%	10.2%	10.1%	10.4%	10.7%	10.8%	10.6%
商業	8.3%	8.6%	8.6%	9.2%	9.3%	8.4%	7.9%	7.8%	7.5%	7.6%	7.4%	7.3%
経済	4.4%	4.8%	4.7%	4.8%	5.0%	5.4%	5.3%	5.2%	5.3%	5.2%	5.3%	5.2%
農林業	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%
教員等養成	1.7%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.7%	1.5%	1.5%	1.6%	1.7%	1.7%	1.8%
職業教育高等学校 (BHS)	24.7%	26.0%	26.0%	26.6%	26.9%	26.4%	25.5%	25.2%	25.3%	25.9%	25.8%	25.7%
一般教育高等学校 (AHS)	19.5%	19.0%	19.2%	18.8%	18.9%	20.8%	20.9%	20.9%	20.4%	21.1%	21.3%	22.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
総数(人)	103,974	101,184	101,153	10,119	101,349	104,605	109,555	110,279	109,978	107,250	106,203	104,963

(ibw (2013) , p.137, Tabelle 25)

図表-4-6 産業別 見習い訓練生数の推移

年	職人仕事	工業	卸・ 小売	銀行・ 保険	運輸・ 交通	観光・ レジャー	情報・ コンサル	組合非加 盟職種	法 29,30 条訓練生	法 30b,8b 条訓練生	合計
1990	76,120	21,815	26,352	687	2,689	13,941	-	3,912	-	-	145,516
1991	74,499	21,327	25,080	759	2,711	12,767	-	3,956	-	-	141,099
1992	73,297	20,097	23,402	781	2,698	11,801	-	3,951	-	-	136,027
1993	72,449	18,076	22,251	728	2,565	11,562	-	3,728	-	-	131,359
1994	71,332	16,278	21,586	708	2,348	11,475	-	4,027	-	-	127,754
1995	69,805	14,850	20,212	708	2,126	11,363	-	4,313	-	-	123,377
1996	68,942	13,837	19,006	699	1,770	11,589	-	4,089	-	-	119,932
1997	69,307	13,973	18,684	682	1,832	12,145	-	5,006	-	-	121,629
1998	69,092	14,442	18,925	786	2,065	13,031	-	5,255	1,903	-	125,499
1999	68,493	14,275	19,119	875	2,259	13,515	-	6,316	2,499	-	127,351
2000	67,309	14,557	19,517	900	2,269	13,233	-	6,230	2,585	-	126,600
2001	65,734	14,905	19,566	897	2,318	12,974	-	5,773	1,595	-	123,762
2002	60,902	15,058	18,884	906	2,169	12,918	2,819	5,644	1,186	-	120,486
2003	59,028	15,338	18,310	870	2,093	13,330	2,725	5,721	1,625	-	119,040
2004	58,494	15,481	18,126	902	2,044	13,748	2,588	6,048	1,640	-	119,071
2005	59,268	15,355	18,490	942	2,042	14,441	2,545	7,369	1,926	-	122,378
2006	60,372	15,364	19,005	1,047	2,072	14,756	2,754	7,677	2,914	-	125,961
2007	61,503	16,098	19,867	1,115	2,283	14,818	2,984	8,163	2,992	-	129,823
2008	61,859	17,141	19,913	1,144	2,488	14,495	3,161	8,032	3,647	-	131,880
2009	59,788	16,654	19,034	1,198	2,590	13,546	2,973	8,473	3,595	3,825	131,676
2010	57,328	16,352	18,688	1,250	2,724	12,552	2,868	8,675	3,699	5,763	129,899
2011	56,077	16,273	18,914	1,307	2,791	11,840	2,809	8,579	9,488	-	128,078
2012	54,392	16,056	18,804	1,333	2,801	11,304	2,745	8,272	9,521	-	125,228
02-12 対比	-11%	7%	0%	47%	29%	-13%	-3%	47%	703%		4%

(ibw (2013) , p.110, Tabelle 4) ¹⁶

¹⁶ ibw (2013) Lehrlingsausbildung im Überblick 2013, p.110 Tabelle 4: Entwicklung der Lehrlingszahl nach Sparten

第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

- ・組合非加盟職種とは、いずれの商工業組合にも属さない弁護士、設計デザイナーなどを指す。
- ・法 29 条訓練生とは、BAG（見習い訓練生の職業訓練に関する連邦法）第 29 条に規定された、少年向け刑務施設または障害者施設に収容されている見習い訓練生を指す。法 30 条, 30b 条, 8b 条訓練生とは、自力で見習い訓練先を見つけられなかった生徒や障害のある生徒が職業安定機関である AMS（労働市場サービス）に依頼して訓練先企業を手配してもらう制度の訓練生を指す。当制度は企業間相互見習い訓練制度（Überbetriebliche Lehrausbildung）と呼ばれ、費用の大半は AMS が福祉財源から負担し、一部を生徒が負担する。2011 年より、法 29 条,30 条,30b 条,8b 条の訓練生数は合算して報告することに変更されている。

図表-4-7 産業別 見習い訓練生数、構成比、受入企業数（2012 年）

産業	見習い訓練生数 (人)	同率	受入企業数 (社)
職人仕事	54,392	43.4%	19,533
工業	160,56	12.8%	1,399
卸小売	18,804	15.0%	5,343
銀行・保険	1,333	1.1%	278
運輸・交通	2,801	2.2%	453
観光・レジャー	11,304	9.0%	3,949
情報・コンサル	2,745	2.2%	1,541
組合非加盟職種	8,272	6.6%	2,641
上記計	115,707	92.4%	35,137
企業間相互見習い訓練	9,521	7.6%	119
合計	125,228	100.0%	35,256

(EC (2013b) ,p.3)

図表-4-8 産業別 見習い訓練生 1 年目人数の推移¹⁷

年	職人仕事	工業	卸・ 小売	銀行・ 保険	運輸・ 交通	観光・ レジャー	情報・ コンサル	組合非加 盟職種	法 29,30 条訓練生	法 30b,8b 条訓練生	合計
1990	23,656	6,428	8,462	269	816	4,023	-	1,191	-	-	44,845
1991	22,671	5,829	8,071	266	780	3,749	-	1,192	-	-	42,558
1992	22,493	5,098	7,442	218	781	3,461	-	1,132	-	-	40,625
1993	22,510	4,213	7,458	215	712	3,841	-	1,135	-	-	40,084
1994	22,186	4,232	7,325	254	603	3,760	-	1,340	-	-	39,700
1995	21,259	4,086	6,306	229	530	3,564	-	1,369	-	-	37,343
1996	21,233	3,817	6,221	209	483	3,940	-	1,176	-	-	37,079
1997	22,078	4,162	6,664	236	531	4,280	-	2,224	-	-	40,175
1998	20,702	4,325	6,378	309	477	4,294	-	1,997	570	-	39,052
1999	20,223	3,932	6,290	298	656	4,275	-	1,940	813	-	38,427
2000	20,417	4,201	6,722	297	645	4,141	-	1,625	470	-	38,518
2001	19,538	4,421	6,598	289	622	4,088	-	1,532	283	-	37,371
2002	17,435	4,250	6,256	292	535	4,479	782	1,740	359	-	36,128
2003	17,228	4,052	5,938	259	629	4,696	613	1,769	270	-	35,454
2004	17,642	4,050	5,977	306	505	4,594	632	1,840	392	-	35,938
2005	17,985	4,091	6,368	306	560	4,964	747	2,567	964	-	38,552
2006	18,349	4,183	6,465	314	597	5,059	835	2,454	1,143	-	39,399
2007	19,030	4,752	6,949	335	720	4,851	929	2,547	1,063	-	41,176
2008	18,359	5,059	6,653	312	790	4,654	868	2,450	1,120	-	40,265
2009	16,453	3,761	5,958	356	735	4,262	741	2,665	1,459	3,215	39,605
2010	16,279	4,036	6,262	361	775	4,078	773	2,538	1,461	3,198	39,761
2011	16,459	4,470	6,488	354	804	3,848	790	2,425	3,829	-	39,467
2012	15,705	4,411	6,118	364	768	3,693	693	2,310	4,149	-	38,211
02-12 対比	-10%	4%	-2%	25%	44%	-18%	-11%	33%	1,056%	-	6%

(ibw (2013) , p.108, Tabelle 2)

<http://www.ibw.at/de/ibw-studien/1-studien/fb176/P602-lehrlingsausbildung-im-ueberblick-2013-2013>

¹⁷ ibw (2013) Lehrlingsausbildung im Überblick 2013, p.110 Tabelle 4: Entwicklung der Lehrlingszahl nach Sparten

<http://www.ibw.at/de/ibw-studien/1-studien/fb176/P602-lehrlingsausbildung-im-ueberblick-2013-2013>

第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

図表-4-9 産業別/従業員規模別 従業員に占める見習い訓練生の人数・割合 (2012年)

産業	従業員規模	見習い訓練生数	従業員数	従業員に占める見習い訓練生の割合
職人仕事	合計	46,327	591,048	7.8%
	10人未満	14,289	126,615	11.3%
	50人未満	19,652	192,401	10.2%
	250人未満	8,418	142,050	5.9%
	250人以上	3,968	129,982	3.1%
工業	合計	16,001	424,585	3.8%
	10人未満	65	4,381	1.5%
	50人未満	568	23,058	2.5%
	250人未満	3,489	103,663	3.4%
	250人以上	11,879	293,483	4.0%
卸・小売	合計	25,845	481,336	5.4%
	10人未満	2,983	80,136	3.7%
	50人未満	5,696	105,605	5.4%
	250人未満	4,300	88,505	4.9%
	250人以上	12,866	207,090	6.2%
銀行・保険	合計	1,409	106,335	1.3%
	10人未満	11	897	1.2%
	50人未満	99	10,787	0.9%
	250人未満	195	21,281	0.9%
	250人以上	1,104	73,370	1.5%
交通・運輸	合計	3,808	196,287	1.9%
	10人未満	148	23,032	0.6%
	50人未満	343	38,660	0.9%
	250人未満	477	33,177	1.4%
	250人以上	2,840	101,418	2.8%
観光・レジャー	合計	10,958	290,751	3.8%
	10人未満	2,296	76,049	3.0%
	50人未満	4,613	94,537	4.9%
	250人未満	3,100	68,221	4.5%
	250人以上	949	51,944	1.8%
情報・コンサル	合計	4,202	181,918	2.3%
	10人未満	978	40,358	2.4%
	50人未満	821	48,290	1.7%
	250人未満	584	43,908	1.3%
	250人以上	1,819	49,362	3.7%
産業計	合計	108,550	2,272,260	4.8%
	10人未満	20,770	351,468	5.9%
	50人未満	31,792	513,338	6.2%
	250人未満	20,563	500,805	4.1%
	250人以上	35,425	906,649	3.9%

(ibw (2013), p.115, Tabelle 8a)

図表-4-10 産業別 従業員に占める見習い訓練生の割合の推移

産業	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
職人仕事	9.7%	9.6%	9.4%	9.2%	9.3%	9.2%	8.5%	8.0%	7.8%
工業	3.4%	3.5%	3.5%	3.6%	3.9%	4.0%	3.9%	3.8%	3.8%
卸・小売	5.5%	5.6%	5.7%	5.7%	5.7%	5.6%	5.5%	5.4%	5.4%
銀行・保険	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%
運輸・交通	1.3%	1.4%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.2%	1.2%	1.9%
観光・レジャー	5.8%	5.9%	5.8%	5.8%	5.3%	4.9%	4.4%	4.0%	3.8%
情報・コンサル	1.9%	2.0%	2.2%	2.7%	2.9%	3.2%	2.9%	2.7%	2.3%
産業計	5.2%	5.3%	5.4%	5.4%	5.4%	5.4%	5.1%	4.9%	4.8%

(ibw (2013), p.116, Tabelle 8b)

第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

図表-4-11 見習い訓練生1年目の年齢別/産業別人数(2012年)(単位:人)

年齢	職人仕事	工業	卸・小売	銀行・保険	運輸・交通	観光・レジャー	情報・コンサル	組合非加盟職種	法29,30条訓練生	合計
15歳	6,024	1,798	1,740	68	222	1,067	125	709	653	12,406
16歳	5,535	1,579	2,092	112	233	1	153	673	1,345	12,852
17歳	2,065	491	1,162	74	123	627	136	419	1,065	6,162
18歳	989	239	548	57	78	341	106	250	607	3,215
19歳	451	116	266	23	46	223	63	104	250	1,542
20歳	240	79	140	15	37	113	47	65	117	853
21歳以上	401	109	170	15	29	192	63	90	112	1,181
合計	15,705	4,411	6,118	364	768	3,693	693	2,310	4,149	38,211
15-16歳の割合	73.6%	76.6%	62.6%	49.5%	59.2%	59.5%	40.1%	59.8%	48.2%	66.1%

(ibw (2013), p.119, Tabelle 11)

図表-4-12 女子生徒に人気の見習い訓練職種 ベスト10位

順位	職種	人数	割合
1位	小売全般	11,010人	25.2%
2位	事務補助	5,346人	12.2%
3位	ヘアスタイリスト	4,610人	10.5%
4位	レストラン業	1,755人	4.0%
5位	調理師	1,650人	3.8%
6位	料理スペシャリスト(レストラン業・調理師含む)	1,316人	3.0%
7位	ホテルまたはレストラン取引補助	1,166人	2.7%
8位	調剤補助	1,159人	2.6%
9位	管理補助	1,131人	2.6%
10位	金属加工技術	776人	1.8%
10位まで計		29,919人	68.4%
合計		43,765人	100.0%

(BMWfJ (2012) p.38)

図表-4-13 男子生徒に人気の見習い訓練職種 ベスト10位

順位	職種	人数	割合
1位	金属加工技術	11,923人	14.2%
2位	電気技術	8,921人	10.6%
3位	自動車技術	7,878人	9.3%
4位	建築技術	5,029人	6.0%
5位	小売全般	4,853人	5.8%
6位	建具職	3,769人	4.5%
7位	調理師	3,287人	3.9%
8位	レンガ・ブロック工事職	3,100人	3.7%
9位	塗装工事職	2,100人	2.5%
10位	大工	1,685人	2.0%
10位まで計		52,545人	62.3%
合計		84,313人	100.0%

(BMWfJ (2012) p.39)

図表-4-14 就業率の推移 最終学歴別(国勢調査データ、単位:%)

最終学歴	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
大学	88.7	89.3	87.8	87.8	87.8	83.4	84.9	86.2	86.9	86.3	86.5	85.6	86.3	87.0
AHS 一般教育高等学校	57.9	57.9	57.6	58.1	58.1	61.0	59.8	62.8	63.7	64.1	66.8	63.7	64.7	62.6
BHS 職業教育高等学校	77.7	78.1	78.2	78.1	78.1	76.7	78.0	78.4	80.5	81.6	80.5	80.1	80.7	80.8
BMS 職業教育基礎学校	74.7	74.5	74.1	75.0	75.2	72.8	73.9	75.0	75.9	77.5	77.5	78.2	78.1	77.5
見習い訓練	77.4	76.7	76.4	76.7	76.7	75.2	75.7	76.7	77.7	78.6	77.5	78.1	78.1	78.3
義務教育	48.9	48.7	48.3	48.8	48.5	46.0	47.2	48.6	51.1	50.1	48.2	48.3	48.9	48.2
【参考】15~64歳労働力人口平均	68.4	68.3	68.2	68.8	68.9	67.8	68.6	70.2	71.4	72.1	71.6	71.7	72.1	72.2

(ibw (2013), p.150, Tabelle 36)

第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

図表-4-15 失業率の推移 最終学歴別 (国勢調査データ、単位：%)

最終学歴	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
大学	1.8	1.6	-1.5	2.1	2.1	3.0	3.1	2.7	2.8	2.0	2.5	2.6	2.7	2.4
AHS 一般教育高等学校	3.1	3.0	3.1	3.0	4.3	5.6	6.2	5.2	5.0	3.9	4.7	5.2	5.2	5.5
BHS 職業教育高等学校	2.3	1.9	2.1	2.7	2.8	3.7	3.6	3.3	3.1	2.8	3.6	4.0	3.1	3.8
BMS 職業教育基礎学校	2.6	2.3	2.8	2.9	2.9	3.7	3.7	3.3	3.5	2.6	3.5	3.4	2.6	3.3
見習い訓練	3.7	3.3	3.4	3.9	3.8	4.2	4.3	4.1	3.4	3.2	4.1	3.6	3.5	3.6
義務教育	5.9	6.2	6.3	6.9	8.2	9.5	10.2	9.6	8.8	8.2	10.2	8.8	8.7	9.2
【参考】15~64歳労働力人口平均	3.7	3.5	3.6	4.0	4.3	4.9	5.2	4.7	4.4	3.8	4.8	4.4	4.1	4.4

(ibw (2013), p.151, Tabelle 37)

図表-4-16 教育課程修了者別の失業リスクの推計 (2012年)

修了した教育課程	失業リスク
義務教育 (中卒)	19.4%
見習い訓練修了 (ISCED 3B)	6.0%
職業教育基礎学校 (BMS) 修了 (ISCED 3B)	3.2%
一般教育高等学校 (AHS) 上級段階修了 (ISCED 3A)	3.8%
職業教育高等学校 (BHS) 修了 (ISCED 4A)	3.6%
大学、専門大学など (ISCED 5A)	2.4%

(EC (2013c), p.3.)

図表-4-17 教育課程修了後 18 か月経過した時点における進路状況 (2010年度)

進路状況	修了した教育課程 (人)										
	中学校	技術専門学校 1年目 修了者	技術専門学校 見習い訓練修 了者	BMS 職業教育 基礎学校	親方資格 コース	AHS 一般高等学 校上級段階	BHS 職業教育高 等学校	大学入学 資格試験	大学	大学の職 業訓練コ ース	
男性	卒業者数	44,197	11,055	26,832	5,814	4,082	7,653	10,490	2,040	18,393	44,197
	就学	41,261	10,288	1,398	2,323	173	6,247	4,908	362	8,308	41,261
	就職	223	73	20,321	2,375	3,663	449	4,583	1,495	7,966	223
	求職登録	903	245	2,654	326	125	60	287	38	318	903
	その他	1,810	449	2,459	790	121	897	712	145	1,801	1,810
女性	卒業者数	42,560	6,809	16,779	7,946	4,487	10,871	13,736	2,650	21,689	42,560
	就学	39,852	5,985	832	3,910	234	9,619	6,896	489	8,570	39,852
	就職	392	208	12,546	2,869	3,848	443	5,761	1,770	9,868	392
	求職登録	740	188	1,658	404	56	51	286	63	442	740
	その他	1,576	428	1,743	763	349	758	793	328	2,809	1,576
合計	卒業者数	86,757	17,864	43,611	13,760	8,569	18,524	24,226	4,690	40,082	86,757
	就学	81,113	16,273	2,230	6,233	407	15,866	11,804	851	16,878	81,113
	就職	615	281	32,867	5,244	7,511	892	10,344	3,265	17,834	615
	求職登録	1,643	433	4,312	730	181	111	573	101	760	1,643
	その他	3,386	877	4,202	1,553	470	1,655	1,505	473	4,610	3,386

進路状況	修了した教育課程 (%)										
	中学校	技術専門学校 1年目 修了者	技術専門学校 見習い訓練修 了者	BMS 職業教育 基礎学校	親方資格 コース	AHS 一般高等学 校上級段階	BHS 職業教育高 等学校	大学入学 資格試験	大学	大学の職 業訓練コ ース	
男性	就学	93.4	93.1	5.2	40.0	4.2	81.6	46.8	17.7	45.2	93.4
	就職	0.5	0.7	75.7	40.8	89.7	5.9	43.7	73.3	43.3	0.5
	求職登録	2.0	2.2	9.9	5.6	3.1	0.8	2.7	1.9	1.7	2.0
	その他	4.1	4.1	9.2	13.6	3.0	11.7	6.8	7.1	9.8	4.1
	卒業者数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
女性	就学	93.6	87.9	5.0	49.2	5.2	88.5	50.2	18.5	39.5	93.6
	就職	0.9	3.1	74.8	36.1	85.8	4.1	41.9	66.8	45.5	0.9
	求職登録	1.7	2.8	9.9	5.1	1.2	0.5	2.1	2.4	2.0	1.7
	その他	3.7	6.3	10.4	9.6	7.8	7.0	5.8	12.4	13.0	3.7
	卒業者数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合計	就学	93.5	91.1	5.1	45.3	4.7	85.7	48.7	18.1	42.1	93.5
	就職	0.7	1.6	75.4	38.1	87.7	4.8	42.7	69.6	44.5	0.7
	求職登録	1.9	2.4	9.9	5.3	2.1	0.6	2.4	2.2	1.9	1.9
	その他	3.9	4.9	9.6	11.3	5.5	8.9	6.2	10.1	11.5	3.9
	卒業者数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(Arbeitsmarktstatus 18 Monate nach Bildungsabschluss im Schuljahr 2010/11) ¹⁸

¹⁸ オーストリア統計局 教育と雇用・キャリアの連結に関するモニタリング統計資料

第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

図表-4-18 就職後 18 か月時点の月給中央値 修了した教育課程別 (2010 年度)

(単位：ユーロ)

修了した教育課程	平均	男性	女性
中学 (一般教育高等学校下級段階または新制中等学校) Pflichtschule	700	900	600
技術専門学校 (1 年目) Polytechnische Schule	600	1,100	600
見習い訓練 Lehre	1,900	2,100	1,600
BMS 職業教育基礎学校	1,700	1,900	1,500
工業技術教育基礎学校 Gew. und techn. Fachschulen	1,800	1,900	1,500
商業教育基礎学校 Kaufmännische mittlere Schulen	1,500	1,500	1,400
経済教育基礎学校 Wirtschaftsberuf. mittlere Schulen	1,400	1,300	1,400
社会教育基礎学校 Sozialberufliche mittlere Schulen	1,900	2,100	1,800
農林業教育基礎学校 Land- und forstw. mittlere Schulen	1,700	2,100	1,400
中等教育後・高等教育前の親方資格取得者 Sonstige SEKII	2,700	2,800	2,600
AHS 学術高等学校上級段階	1,500	1,500	1,500
BHS 職業教育高等学校	1,900	2,100	1,700
工業技術教育高等学校 (準学士コース含む) Höhere techn. und gew. Lehranstalten (inkl. Aufbaulehrgänge und Kollegs)	2,100	2,200	1,800
商業教育高等学校 (準学士コース含む) Kaufmännische höhere Schulen (inkl. Aufbaulehrgänge und Kollegs)	1,700	1,800	1,700
経済教育高等学校 (準学士コース含む) Wirtschaftsberuf. höhere Schulen (inkl. Aufbaulehrgänge und Kollegs)	1,600	1,700	1,600
農林業教育高等学校及び準学士コース Land- und forstw. höhere Schulen und Kollegs	1,800	1,800	1,700
教員養成高等学校 (幼稚園教諭、社会科教諭) 及び準学士コース Lehrerbildende höhere Schulen (Kindergartenpädagogik, Sozialpädagogik) und Kollegs	1,900	2,000	1,900
大学専門科 Hochschullehrgang	3,400	4,500	2,800
大学 Hochschule	2,700	3,200	2,400
専門技術大学 学士コース Bachelorstudium FH	2,500	2,900	2,300
総合大学 学士コース Bachelorstudium UNI	2,200	2,500	2,000
教員養成大学 学士コース Bachelorstudium PH	2,300	3,300	2,300
専門技術大学 修士コース Master-/Diplomstudium FH	3,000	3,300	2,700
総合大学 修士コース Master-/Diplomstudium UNI	2,700	3,100	2,400
博士コース Doktorat	3,400	3,600	3,200

(オーストリア統計局 Median-Einkommen der Erwerbstätigkeit 18 Monate nach Bildungsabschluss im Schuljahr 2010/11 nach Geschlecht)

Bildungsbezogenes Erwerbskarrierenmonitoring

http://www.statistik.at/web_de/statistiken/bildung_und_kultur/bildungsbezogenes_erwerbskarrierenmonitoring_biber/index.html

第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

図表-4-19 就職後18か月時点の月給中央値 ドロップアウトした教育課程別(2010年度)
(単位：ユーロ)

教育課程（中途退学者）	平均	男性	女性
中学（一般教育高等学校下級段階または新制中等学校）Pflichtschule	900	1,100	800
技術専門学校（1年目）Polytechnische Schule	1,100	1,400	600
見習い訓練 Lehre	1,700	1,800	1,400
BMS 職業教育基礎学校	1,400	1,700	1,300
工業技術教育基礎学校 Gew. und techn. Fachschulen	1,500	1,800	1,200
商業教育基礎学校 Kaufmännische mittlere Schulen	1,300	1,400	1,200
経済教育基礎学校 Wirtschaftsberuf. mittlere Schulen	1,000	1,500	900
社会教育基礎学校 Sozialberufliche mittlere Schulen	1,700	1,800	1,600
農林業教育基礎学校 Land- und forstw. mittlere Schulen	1,400	2,100	1,000
中等教育後・高等教育前の親方資格取得者 Sonstige SEKII	2,300	2,500	1,900
AHS 学術高等学校上級段階	1,400	1,700	1,300
BHS 職業教育高等学校	1,700	2,100	1,500
工業技術教育高等学校（準学士コース含む） Höhere techn. und gew. Lehranstalten (inkl. Aufbaulehrgänge und Kollegs)	2,100	2,200	1,500
商業教育高等学校（準学士コース含む） Kaufmännische höhere Schulen (inkl. Aufbaulehrgänge und Kollegs)	1,500	1,700	1,500
経済教育高等学校（準学士コース含む） Wirtschaftsberuf. höhere Schulen (inkl. Aufbaulehrgänge und Kollegs)	1,400	1,400	1,400
農林業教育高等学校及び準学士コース Land- und forstw. höhere Schulen und Kollegs	1,600	1,900	1,400
教員養成高等学校（幼稚園教諭、社会科教諭）及び準学士コース Lehrerbildende höhere Schulen (Kindergartenpädagogik, Sozialpädagogik) und Kollegs	1,600	1,700	1,600
大学専門科 Hochschulehrgang	3,200	4,000	2,600
大学 Hochschule	2,300	2,700	2,100
専門技術大学 学士コース Bachelorstudium FH	2,400	2,600	2,000
総合大学 学士コース Bachelorstudium UNI	2,100	2,300	1,900
教員養成大学 学士コース Bachelorstudium PH	2,000	2,200	1,800
専門技術大学 修士コース Master-/Diplomstudium FH	3,200	3,300	2,600
総合大学 修士コース Master-/Diplomstudium UNI	2,400	2,800	2,100
博士コース Doktorat	3,000	3,500	2,600

(オーストリア統計局 Median-Einkommen der Erwerbstätigkeit 18 Monate nach Ausbildungsabbruch2) im Schuljahr 2010/11 nach Geschlecht)

第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

図表-4-20 教育課程ドロップアウト後18か月経過した時点における就職状況(2010年度)

(単位：人)

	教育課程をドロップアウトして就職するまでの期間	ドロップアウトした教育課程								
		中学校	技術専門学校 1年目 修了者	技術専門学校 見習い訓練 修了者	BMS 職業教育基 礎学校	親方資格 コース	AHS 一般高等学 校上級段階	BHS 職業教育 高等学校	大学入学 資格試験	大学
男性	合計	890	279	23,558	2,726	3,805	893	5,031	1,220	8,335
	3か月未満	45	17	9,776	862	3,096	113	1,172	1,032	4,913
	3か月～6か月未満	9	7	2,453	244	304	55	405	53	1,224
	6か月～1年未満	31	11	7,388	566	207	125	2,052	30	700
	1年以上	56	18	2,671	476	72	160	1,004	15	339
	失業中	749	226	1,270	578	126	440	398	90	1,159
女性	合計	759	372	14,836	3,149	3,961	802	5,922	1,568	9,977
	3か月未満	61	80	9,171	1,441	3,325	124	3,011	1,180	5,062
	3か月～6か月未満	14	20	2,125	569	325	79	1,369	89	1,667
	6か月～1年未満	23	22	1,677	445	124	78	752	88	1,024
	1年以上	43	40	831	287	66	65	391	59	599
	失業中	618	210	1,032	407	121	456	399	152	1,625
合計	合計	1,649	651	38,394	5,875	7,766	1,695	10,953	2,788	18,312
	3か月未満	106	97	18,947	2,303	6,421	237	4,183	2,212	9,975
	3か月～6か月未満	23	27	4,578	813	629	134	1,774	142	2,891
	6か月～1年未満	54	33	9,065	1,011	331	203	2,804	118	1,724
	1年以上	99	58	3,502	763	138	225	1,395	74	938
	失業中	1,367	436	2,302	985	247	896	797	242	2,784

(単位：%)

	教育課程をドロップアウトして就職するまでの期間	ドロップアウトした教育課程								
		中学校	技術専門学校 1年目 修了者	技術専門学校 見習い訓練 修了者	BMS 職業教育基 礎学校	親方資格 コース	AHS 一般高等学 校上級段階	BHS 職業教育 高等学校	大学入学 資格試験	大学
男性	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3か月未満	5.1	6.1	41.5	31.6	81.4	12.7	23.3	84.6	58.9
	3か月～6か月未満	1.0	2.5	10.4	9.0	8.0	6.2	8.1	4.3	14.7
	6か月～1年未満	3.5	3.9	31.4	20.8	5.4	14.0	40.8	2.5	8.4
	1年以上	6.3	6.5	11.3	17.5	1.9	17.9	20.0	1.2	4.1
	失業中	84.2	81.0	5.4	21.2	3.3	49.3	7.9	7.4	13.9
女性	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3か月未満	8.0	21.5	61.8	45.8	83.9	15.5	50.8	75.3	50.7
	3か月～6か月未満	1.8	5.4	14.3	18.1	8.2	9.9	23.1	5.7	16.7
	6か月～1年未満	3.0	5.9	11.3	14.1	3.1	9.7	12.7	5.6	10.3
	1年以上	5.7	10.8	5.6	9.1	1.7	8.1	6.6	3.8	6.0
	失業中	81.4	56.5	7.0	12.9	3.1	56.9	6.7	9.7	16.3
合計	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3か月未満	6.4	14.9	49.3	39.2	82.7	14.0	38.2	79.3	54.5
	3か月～6か月未満	1.4	4.1	11.9	13.8	8.1	7.9	16.2	5.1	15.8
	6か月～1年未満	3.3	5.1	23.6	17.2	4.3	12.0	25.6	4.2	9.4
	1年以上	6.0	8.9	9.1	13.0	1.8	13.3	12.7	2.7	5.1
	失業中	82.9	67.0	6.0	16.8	3.2	52.9	7.3	8.7	15.2

(オーストリア統計局 Dauer bis zur 1. Erwerbstätigkeit nach Bildungsabschluss1) im Schuljahr 2010/11)

第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

図表-4-21 見習い訓練生の産業/セクター別ドロップアウト状況（2012年）

（単位：人）

産業/セクター	見習い訓練生数	ドロップアウト者の数		ドロップアウト率	
			うち12か月以内		うち12か月以内
農業、林業、水産業	550	60	40	10.9%	66.7%
製造業	26,450	4,800	2,080	18.1%	43.3%
エネルギー	1,230	320	160	26.0%	50.0%
建設業、鉱業	21,460	4,630	2,290	21.6%	49.5%
商業、修繕業	30,970	7,010	3,630	22.6%	51.8%
運輸業	2,090	480	320	23.0%	47.9%
ホテル、飲食業	10,030	2,150	1,410	21.4%	65.6%
情報、通信業	1,090	270	130	24.8%	48.1%
銀行、保険業	1,710	490	260	28.7%	53.1%
住宅、建築業	360	80	50	22.2%	62.5%
便利屋、知識サービス業	3,940	880	430	22.3%	48.9%
その他経済サービス	1,540	670	390	43.5%	58.2%
公共サービス	3,940	980	550	24.9%	56.1%
教育サービス	6,400	2,210	1,810	34.5%	81.9%
健康、福祉業	3,090	660	490	21.4%	74.2%
その他サービス	6,280	1,930	1,340	30.7%	69.4%
アート、その他セクター	150	80	50	53.3%	62.5%
合計	121,280	27,720	15,330	22.9%	55.3%
女性	40,550	10,040	6,290	24.8%	62.6%
男性	80,740	17,670	9,040	21.9%	51.2%

(ibw (2013), p.145, Tabelle 31)

図表-4-22 15歳以上就労者スキルレベル別 教育課程修了者別の構成率（2012年）

スキルレベル	ISCO-08 標準職業分類	義務教育	見習い訓練	BMS 職業教育 基礎学校	AHS 一般教育 高等学校	BHS 職業教育 高等学校	教育大学	総合大学、 専門大学	合計	人数 (千人)
-	管理職（民間セクター、裁判所の 上級職員、組織/団体の長）	3.1	29.2	11.6	5.3	19.1	3.3	28.3	100.0	188.4
4	専門家（科学者、技術者、教授、 医師、教師、弁護士など）	1.7	6.8	5.3	7.2	12.8	11.8	54.4	100.0	634.8
3	技師（技術者の補助）	5.6	32.1	21.2	8.2	20.4	2.4	10.0	100.0	788.0
2	総務・企画事務員	8.9	34.5	21.5	9.2	19.4	0.6	6.0	100.0	457.3
	営業・販売事務員	19.7	49.7	13.3	6.5	7.1	0.4	3.2	100.0	736.6
	農林水産業の専門家	23.6	36.1	33.3	1.5	3.8	0.6	1.1	100.0	203.7
	職人仕事	15.7	71.6	5.7	1.5	4.2	0.1	1.2	100.0	578.0
	機械操作、組立工	22.7	63.0	6.7	2.9	3.0	0.1	1.6	100.0	238.3
1	初歩的職業	44.6	36.3	8.1	4.7	3.9	0.3	2.2	100.0	348.7
-	軍属	8.1	48.8	14.3	3.6	3.0	6.0	16.2	100.0	10.0
	全職業平均	14.2	39.3	13.5	5.9	11.3	2.6	13.2	100.0	4,183.8

(ibw (2013), p.154, Tabelle 40)

(注) BHS（職業教育高等学校）には中等後 VET コース進学者（準学士）も含む。

7. 評価・課題

(1) 職業教育訓練制度の強みと課題

2008年にOECD職業教育訓練に関する国家専門家グループ(Hoeckel, K.ほか)が実施した職業教育訓練に関する「レビュー対象国のアセスメント(評価)概要と政策勧告」には、オーストリアの職業教育訓練制度に関して以下のように記述されている¹⁹

<p>オーストリア</p> <p>【強み】</p> <p>オーストリアの職業教育訓練制度には数多くの強みがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • デュアルシステムには、数多くの称賛すべき特徴がある。良好に構造化された見習い訓練のもとで、学校における学習と職場訓練が統合されている。 • 若年失業率は低く、教育から最初の雇用への移行は国際的な基準からみてスムーズである。 • 職業教育訓練の政策方針と提供に関して、すべての段階において労使の関与は強力であり、異なる利害関係者の効果的な協調が行われている。 • 職業教育訓練制度は幅広いニーズに応じており、学校における達成が乏しい者や不利な背景を持つ者にセーフティネットを提供するとともに、高水準の技術訓練を提供する5年間の職業教育訓練カレッジプログラムも提供している。 • 職業教育訓練制度はさまざまな段階において異なる進展のルートを提供しており、行き止まりを防ぐとともに、Berufsmündigkeit(職業教育および一般教育の高等教育入学資格)を通して職業教育訓練を一般高等教育と結びつけている。 • 職業教育訓練学校の現在の教員は良好に養成されているように見え、産業界における経験は必須となっている。多くの学校は柔軟な制度を持っており、教員は産業界でパートタイムで働いている。最近の改革は職業教育訓練の教員に対する要件を変更したが、その効果はまだ明確でない。 • 後期中等教育の修了率は国際的な基準からみて高い。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 職業教育訓練制度は第9学年において構造的な異常性を抱えている。見習い訓練生と一部の学生が、1年間を不適切なトラック(進路コース)で過ごさなければならない二重の移行制度がある(訳注:基幹学校 [ハウプトシューレ] は第8学年 [通常14歳] で終わるが、オーストリアの義務教育は15歳までで15歳前の就業は禁止されている。したがって、基幹学校を終え見習い訓練生になろうとする者は1年間ほかの教育機関で過ごさなければならないことになる。) • 職業教育訓練資格の中には、あまりに範囲が狭いため、最初の職務に対しても、またキ

¹⁹ OECD (2010) Learning for Jobs, Annex B, Summary assessments and policy recommendations for reviewed countries, Austria, Hoeckel, K., et al. (2008)

日本語訳は、(訳, 2012)「若者の能力開発一働きのために学ぶ」(OECD職業教育訓練レビュー: 統合報告書) 明石書店, pp.188-190 を転載。

キャリアに対しても、適切な基礎を与えていないように思えるものがある。

- 見習い訓練の質保証は最低限の基準を保証していない。
- 職場ベースのデュアルプログラム（Überbetriebliche Ausbildung [事業所外職業訓練]）。訳注：見習い訓練の場を見つけることができない学生に対する訓練センターないし模擬企業における訓練）は費用がかかり、雇用主が見習い訓練を提供するインセンティブを減少させるリスクがある。
- 労働市場情報に基づく質の高いキャリアガイダンスは、すべての職業教育訓練の学生に対して利用可能となっていない。
- 基礎的な読み書きスキルと計算スキルを職業教育訓練の学生、とりわけデュアルシステムの学生に提供することは、限定的である。

【勧告】

- a. 第9学年を改革し、二重の移行を減らし、すべての学生が適切なプログラムに導かれて見習い訓練もしくはフルタイムの学校ベースの職業教育訓練コースに向けた適切な準備を受けることができるように保証すること。
- b. 雇用主が独自に定義した自らの特定の資格を生み出す傾向に対抗してバランスを取るために、モジュール（互換可能な構成要素）、訓練企業連合（訳注：企業規模が小さいか事業内容が専門化しすぎていて個別企業では見習い訓練提供許可証が得られない場合、訓練生を分け合う企業連合を組む）、見習い訓練制度の経験を用いること。学校サイドの職業教育訓練の提供をより柔軟なものとし、より合理的な提供を可能にすること。
- c. 効果的なモニタリングと訓練企業への支援を通じて、企業における見習い訓練の質を高め、最低限の基準を保証すること。さまざまな自己アセスメントツールを検討し、（中間テストまたは査察を通じた）何らかの形式の質のコントロールを強制的なものとする可能性を検討すること。
- d. 「事業所外職業訓練」プログラムコースは、通常の見習い訓練に若者を導くことに焦点を保持し続けること。資源投下の方向をそのようなコースから、通常の見習い訓練に若者を準備させる方向に切り替え直すこと。
- e. 質の高いキャリアガイダンスがすべての者に利用可能であることを保証すること。キャリアガイダンス専門職の育成において、労働市場情報により強い専門職の育成に集中すること。また、関連するエビデンスの利用可能性と提示方法を改善すること。
- f. 職業教育訓練の学生の基礎スキルの不足を特定するための体系的なアセスメントを導入し、最も援助が必要な者に援助的を絞ること。職業教育訓練制度において読み書きスキル・計算スキルに焦点を合わせた取組みを強化すること。革新的な指導方法を用いて、この目的に向けて職業学校のカリキュラムの改革を検討すること。

(2) 見習い訓練制度の課題

以下は、2013年11月7日に欧州委員会がウィーンで開催した見習い訓練制度に関する教育情報交換会議での資料「オーストリアの見習い訓練制度」の記述である²⁰。

3. 課題

最近の改革で焦点になっているのは、見習い訓練制度の品質を向上させ、高等教育を継続させる可能性を促進し、ドロップアウトを減らすことである。見習い訓練制度職種の柔軟性も向上している。これらの改革には、デュアルシステム（養成訓練内の基礎訓練および次年度の専門化）のモジュール化、見習い生および使用者向けの訓練および指導システム、品質保証の確立、あるいは大学入学試験を実施する見習い訓練制度の促進などがある。

デュアルシステムは、労働生活の変化や構造的変化などのために多くの課題に直面している。

オーストリアの人口の構造変化や若年者数の減少は、見習い訓練制度を希望する若年者の供給が減少することを意味する。現在、全体として、提供されているポジションより多くの人が見習い訓練制度のポジションを求めているが、特に観光業などの一部の産業部門では、すでに見習い生の不足がみられる。また、経済危機も、見習い訓練制度のポジション提供に影響を及ぼしている。

要求される技能も、適応性や、学校で指導しやすい技能に移りつつある。一般教育高等学校上級段階や職業教育高等学校の卒業生の方が職業教育基礎学校の卒業生よりも高い基礎技能を習得し、より高度な資格や教育を目指す傾向がある。これらの生徒は直接大学入学に直結した学校を選択しているが、全見習い訓練生のうち大学に進む割合は2.2%にすぎない。

見習い訓練制度により資格を取得することで学校教育から就業への移行が容易になり、職を見つけやすくなるのは確かである。しかし、雇用および見習い訓練制度のポジションの不安定さが増している。また、修了後に企業で訓練を継続する者も減少している。従って、過度に専門化していることも、若年者の転職がより困難になるというリスクを露呈しているのである。

もうひとつの課題は、自分の将来の職業の方向性について、13~14歳という早い時期に決断しなければならないことである。このことはまた、選択する職業の幅が狭まるという結果を招いている。さらに、性差別が存在する。またデュアルシステムでは、移民の数も実際よりも少なくなっている。これらの要素をより良い方法でデュアルシステムに統合することと、職業の方向性をより良い方向に導くことが一層重要になる。

²⁰ EC (2013) Learning Exchange on Apprenticeship Schemes in Austria
<http://ec.europa.eu/social/main.jsp?langId=en&catId=1073&eventsId=941&furtherEvents=yes>

(3) トレーニー制度の評価・課題

2013年6月に欧州委員会の関連組織である雇用研究所(IES)が公表した「EU27 各国における見習い訓練制度とトレーニー制度：成功の要因」の「オーストリアの概要」には、オーストリアにおけるトレーニー制度について以下のように言及されている²¹。

見習い生にとってトレーニー制度の主なメリットは、トレーニー制度全体で発揮されるプロの労働者の生活を理解することである。通常のオーストリアのトレーニー制度では、このような生活は、受け入れ組織の通常の作業工程に限定的に組み込まれている業務を遂行することによって理解できる。一部の産業部門では、この限定業務が好ましくない状況の下で行なわれる。つまり、正社員が行う作業量と同等の大量の業務をわずかな賃金で、あるいは無償で行う一方で、雇用法による労働時間の制限や雇用契約の取り決めに関する規制、社会法による労災給付あるいは健康保険などの保護などの対象とならない。一部の見習い生も、トレーニー制度の初めに体験学習アプローチを体験したいという意思表示をしている。これは、理論的モジュールや教育目的の明確な定義などの要素によって補完されるオーストリアのトレーニー制度においては一般的なアプローチである。

このようなリスクがあるにもかかわらず、ほとんどの見習い生が自身のトレーニー制度経験に満足している。これはトレーニー制度がフリーランスや卒業前のパートタイム労働など、訓練実施組織での何らかの種類の継続雇用につながることが多いことと無関係ではない。

企業にとっては、主に二つのメリットがある。一つは上述したように、大企業であればトレーニー制度を、有能な生徒を学業を修了する前に選抜するための囲い込みツールとして利用できる。このような企業は一般に、卒業後のトレーニー制度は実施していない。二つめは、中小企業であればトレーニー制度は、正規労働力を補完するうえで即戦力の役割を果たすものとして活用できる。

オーストリアのトレーニー制度の効果は、主にトレーニー制度が実施されている職業の産業部門によって異なる。技術またはビジネス産業部門では、給与が高いトレーニー制度が一時雇用契約として編成され、卒業前に修了するため、卒業後に正規の職に就ける(あるいは少なくとも他の使用者から見た見習い生の魅力が増す)可能性は非常に高い。その一方、クリエイティブ産業部門では建築、メディア、または文化サービスなどのトレーニー制度は給与がかなり低だけでなく、卒業後の正規労働への移行はおそらくそれほど円滑ではないと思われる。従って、トレーニー制度は雇用上の地位の不安定さにばかり目を向けるのではなく、さまざまな局面において非常に多様な役割を果たす柔軟な手段として捉えるべきである。

制度レベルの慣行の好事例として、オーストリアの一部の専門大学(応用科学大学)で現在実施されている三者間契約が挙げられる。この形態の契約は、フランスの convention

²¹ Institute for Employment Studies (2013) 'Apprenticeship and Traineeship Schemes in EU27: Key Success Factors, A Guidebook for Policy Planners and Practitioners', Summary Country Fiche: Austria, pp.151- <http://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=11348&langId=en>

de stage（スタージュ協定）にやや似ており、トレーニー制度の内容とトレーニー制度に関連する学習プログラムが最低限一致することを保証する一方で、この一致をどのように達成するかは雇用主任せになっている。

第4章 オーストリアにおける教育と職業・雇用の連結

8. 参考文献

【日本語文献】

- ・田中達也（2013）「オーストリアにおける専門大学成立過程」川口短大紀要(27), pp.195-210
- ・岩田克彦, 上西充子（訳, 2012）「若者の能力開発—働くために学ぶ（OECD 職業教育訓練レビュー：統合報告書）」明石書店
- ・田中達也（2011）「オーストリアの教員養成—総合大学と教育大学との比較を中心に—」佛教大学教育学部学会紀要（第10号）, pp.101-118
- ・田中達也（2010）「オーストリアの全日制職業訓練機関の再編過程—イシュー・プログラムを中心に—」国際教育(16), pp.35-43

【外国語文献】

- ・BIBB（2014）‘Vocational education and training in European countries’, Reference generated from the “Literature database for Vocational Education and Training”, Version 2.0, December 2014
- ・BMBWF（2014）‘Education in Austria 2014’
- ・OECD（2014a）‘Education at a Glance 2014, Austria country note’
- ・OECD（2014b）‘Skill beyond School Brief on Australia, Germany, and Switzerland’
- ・EC（2014）‘Education and Training Monitor 2014, Country Report: Austria’
- ・CEDEFOP（2013a）‘Austria, VET in Europe – Country Report 2013’
- ・CEDEFOP（2013b）‘On the way to 2020: data for vocational education and training policies, Country statistical overviews, Update 2013’, pp.74-76 (Austria)
- ・ibw（2013）‘Lehrlingsausbildung im Überblick 2013’
- ・IES（2013）‘Apprenticeship and Traineeship Schemes in EU27: Key Success Factors, A Guidebook for Policy Planners and Practitioners’, 137 pages, pp.28-31（Summary Country Fiche: Austria）
- ・EC（2013a）‘Technical Annexes, Apprenticeship and Traineeship Schemes in EU27 : Key Success Factors’, A Guidebook for Policy Planners and Practitioners, December 2013
- ・EC（2013b）‘Learning exchange between Austria, Bulgaria, Czech Republic, Latvia and Spain on “Apprenticeship Schemes”, The European Commission Mutual Learning Programme, DG Employment, Social Affairs and Inclusion, Vienna (Austria), 7 November 2013
- ・EC（2013c）‘Background Paper’, The European Commission Mutual Learning Programme, DG Employment, Social Affairs and Inclusion, Vienna (Austria), 7 November 2013
- ・Markus Müllner（2013）‘The challenge of improving and refining the VET system in Austria. Governance and support structures in the Austrian apprenticeship system’, ibw Austria
- ・Lucas Graf（2013）‘The Hybridization of Vocational Training and Higher Education in Austria, Germany, and Switzerland’, Budrich UniPress, 304 pages, Austria: pp.125-152
- ・Pauline Musset, et al（2013）‘A Skills beyond School Review of Austria’, OECD Reviews of Vocational Education and Training, July 2013
- ・Natalia Aivazova（2013）‘Role of Apprenticeships in Combating Youth Unemployment in Europe and the United States’, Peterson Institute for International Economics Policy Brief, Number PB13-20
- ・European Commission（2012）‘Study on a comprehensive overview on traineeship arrangements in Member States, Final Synthesis Report’pp.140-154 (National Report on Traineeships, Austria)
- ・Gregoritsch, Kernbeiß, Städtner, Wagner-Pinter（2012）‘Lehrlingsausbildung: Angebot und Nachfrage, Entwicklung und Prognosen 2011 bis 2016’, Synthesis Forschung GesmbH, Arbeitsmarktservice Österreich, Wien.
- ・CEDEFOP（2012）‘Austria: VET in Europe: country report 2012’
- ・BMBWF（2012）‘Apprenticeship - Dual Vocational Education and Training in Austria’
- ・Werner Eichhorst, et al（2012）‘A Roadmap to Vocational Education and Training Systems Around the World’, IZA Discussion Paper No. 7110, December 2012
- ・Auer, Wanek-Zajic, Zauner（2012）‘Wohin nach der Ausbildung? Bildungsbezogenes Erwerbskarrieremonitoring 2012’ AMS, BMASK, Wien.
- ・NAFSA（2011）‘Online Guide to Educational Systems Around the World – Austria’
- ・Dornmayer, Wieser, Mayerl（2012）‘Bericht zur Situation der Jugendbeschäftigung und Lehrlingsausbildung in Österreich 2010-2011’, IBW und öibf, Wien.
- ・OECD（2010）‘Vocational Education and Training in Austria Strengths, Challenges and Recommendations’
- ・OECD（2010）‘Learning for Jobs - Synthesis Report of the OECD Reviews of Vocational Education and Training’

平成 26 年度
内閣府委託事業

教育と職業・雇用の連結に係る仕組みに関する国際比較についての調査研究

報告書

平成 27 年 3 月 31 日

© 内閣府

ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社
(略称：WIP ジャパン株式会社)

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-6-8 平河町貝坂ビル 電話：03-3230-8200